津市総合計画後期基本計画（案）

平成２４年１０月

津　　市

も　く　じ

第１章　津市総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本的な考え方

第１項　計画策定にあたって
１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
３　計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
⑴　時代の潮流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
⑵　住民意識調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
⑶　データと住民意識調査からみる本市に求められているもの・・　7

第２項　これまでの歩みとこれからのすがた
１　合併の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
２　合併後のまちづくり
⑴　基本構想を踏まえたまちづくりの方向性・・・・・・・・・・　10
⑵　合併からこれまでの実績の確認と検証・・・・・・・・・・・　11
⑶　新市まちづくり計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・　11
３　これからの津市のまちづくりとくらし・・・・・・・・・・・・・・　12
⑴　市民の命を守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
⑵　市民の心をつなぐ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
⑶　市民のくらしを創る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
４　地域が望む将来のすがた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

第３項　計画フレーム
１　計画フレームの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
２　人口
⑴　総人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
⑵　年齢別人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
３　世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
４　就業人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
５　市内総生産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27

第２章　目標別計画

１　美しい環境と共生するまちづくり
１－１　循環型社会の形成
第１項　資源の循環的利用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・　30
第２項　廃棄物等の適正な処理・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
第３項　環境への負荷の少ない社会の形成・・・・・・・・・・・・　35
第４項　環境共生社会の実現に向けた活動推進・・・・・・・・・・　37

１－２　次世代に残す自然環境の保全・創造
第１項　多様な自然環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
第２項　環境保全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
１－３　快適な生活空間の形成
第１項　住環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
第２項　良好な景観の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
第３項　緑化の推進と公園緑地の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
１－４　生活基盤の整備
第１項　上水道・簡易水道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
第２項　生活排水対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
第３項　生活道路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
第４項　墓地の維持管理と新斎場の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
美しい環境と共生するまちづくりの重点施策・・・・・・・・・・・・・ 60
２　安全で安心して暮らせるまちづくり
２－１　安全なまちづくりの推進
第１項　終わりなき防災施策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
第２項　災害に強いまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
第３項　消防力の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
第４項　交通安全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
第５項　防犯対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
第６項　消費者の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
２－２　健康づくりの推進と地域医療体制の充実
第１項　健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
第２項　地域医療体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
２－３　地域福祉社会の形成
第１項　地域福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
第２項　高齢者福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
第３項　障がい者（児）福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
第４項　子育ち・子育て支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
第５項　一人親家庭に対する福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
第６項　公的医療保険の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
第７項　低所得者福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
安全で安心して暮らせるまちづくりの重点施策・・・・・・・・・・・・ 108
３　豊かな文化と心を育むまちづくり
３－１　生きる力を育む教育の推進
第１項　幼児教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
第２項　学校教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
３－２　高等教育機関との連携・充実
第１項　高等教育機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
３－３　生涯学習スポーツ社会の実現
第１項　生涯学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
第２項　スポーツの振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120

第３項　青少年の健全育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123
３－４　文化の振興
第１項　文化、芸術活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125
第２項　歴史的資源の保存と活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
３－５　人権尊重社会の形成
第１項　人権・平和施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
豊かな文化と心を育むまちづくりの重点施策・・・・・・・・・・・・・ 132
４　活力のあるまちづくり
４－１　自立的な地域経済の振興
第１項　総合的な産業振興の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133
第２項　農業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136
第３項　林業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
第４項　水産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
第５項　工業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145
第６項　商業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147
第７項　勤労者福祉と雇用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150
４－２　交流機能の向上
第１項　都市機能の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 152
第２項　道路ネットワークの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156
第３項　港湾・海岸の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 159
第４項　公共交通の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 161
第５項　情報ネットワーク化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 164
４－３　観光の振興
第１項　観光の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 166
第２項　競艇事業の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 170
活力のあるまちづくりの重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 172
５　参加と協働のまちづくり
５－１　市民活動の促進
第１項　市民活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 173
第２項　国際・国内交流と多文化共生の推進・・・・・・・・・・・・・ 175
第３項　男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 177
第４項　ユニバーサルデザインのまちづくりの推進・・・・・・・・・ 179
５－２　市民との協働の推進
第１項　市民との対話と連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 181
第２項　総合支所による地域住民との協働・・・・・・・・・・・・・・ 184
参加と協働のまちづくりの重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・ 186

第３章　重点プログラム

１　まちづくり戦略プログラム
①　未来を拓く都市空間形成プログラム・・・・・・・・・・・・・・・ 187
②　自然の恵みの価値創造プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・ 189
③　海に開くまちづくりプログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・ 190

④　持続可能な地域形成プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・ 190
⑤　歴史と文化の拠点形成プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・ 191
⑥　健康とスポーツの振興プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・ 192
２　元気づくりプログラム
①　住みやすさ向上プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 193
②　元気な人づくりプログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 203
③　若者定住プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 204
④　交流による活力創造プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・ 205
⑤　津らしさ実感プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 206
３　地域かがやきプログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 209
①　東部エリア
～キラリと輝く人づくり・まちづくり～・・・・・・・・・・・・・・ 210
②　北部エリア
～都市や自然と共存するふれあいの里づくり～・・・・・・・・・・・ 214
③　中部エリア
～“みのり”と“ぬくもり”の郷（さと）づくり～・・・・・・・・ 216
④　南部エリア
～健康で暮らせる自然と歴史の地域づくり～・・・・・・・・・・・・ 218

第４章　財政の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 220

第５章　計画を推進するために

第１項　行財政改革の推進による健全財政の確保・・・・・・・・・・・ 222
第２項　行政経営システムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 223
第３項　電子自治体の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 224
第４項　シティプロモーションの展開・・・・・・・・・・・・・・・・ 224
第５項　望まれる基礎自治体をめざして・・・・・・・・・・・・・・・ 225

第１章　津市総合計画後期基本計画における まちづくりの基本的な考え方

第１項　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

本市は、平成 20 年３月に基本構想（計画期間：平成 20 年度～平成 29 年度）と前期基本計画（計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度）で構成する「津市総合計画」を策定し、基本構想に掲げる将来像である「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」の実現に向け、前期基本計画に基づき各種施策を展開してきました。

しかしながら、総合計画策定以降、社会経済情勢は変化してきており、平成 23 年３月に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらすとともに国民の生活や経済に深刻な影響を与え、これまで進めてきたエネルギー政策が根本的な見直しを迫られるなど、防災に対する国民の意識を大きく変えたほか、リーマンショックや欧州政府の債務危機の顕在化による世界経済の減速の影響も加わり、先行きの不透明な状況が続いています。

このような状況にあっても、本市は自治能力の高い自立したまちとして、また、さらに魅力ある県都として持続的に成長することが求められています。

そこで、前期基本計画の計画期間の終了を受けて、今後の社会情勢の変化を見据えながら、基本構想で掲げた将来像をめざしたまちづくりを着実に進めるための施策と具体的な事業展開の方向性を定める後期基本計画を策定しました。

２　計画の期間

後期基本計画の計画期間は、基本構想の後半の期間となる平成 25 年度～平成 29 年度の５年間とします。

３　計画策定の背景

⑴　時代の潮流

ア　人口減少の進行

我が国の総人口は、平成 22 年の国勢調査において１億 2,805 万人と発表され、前回調査時の平成 17 年からわずか 0.2%の増と微増で人口増加は頭打ちの状況にあり、今後は長期にわたって人口減少が続くと予想されています。

これまで人口増加の傾向にあった三重県も今回の調査で人口減少に転じており、都市部の一部を除き、全国のほとんどの地域が人口減少傾向にあり、本格的な人口減少社会を迎えている状況です。

さらに、人口減少とともに、生産年齢人口（15～64 歳）や国内需要も減少し、本市においても市内への新規投資の減少も予想されます。

これからのまちづくりにおいては、行政だけでなく市民や企業がこのような危機感を共有し、共に人口減少対策等に取り組み、人口減少社会にあっても、

地域の活力が維持・強化される地域構造を構築することによる、持続可能なまちづくりが求められています。

イ　少子高齢社会の進行

我が国の合計特殊出生率は、平成 17 年から平成 22 年にかけて上昇傾向がみられましたが、長期にわたっては減少傾向が続いており、さらに、晩婚化・未婚化が進展していることから、今後は、少子化が加速するものと予想されています。

少子化は、長期的には総人口、生産年齢人口（15～64 歳）の減少を加速させる要因となることから、社会の活力を維持するためにも、安心して子育てできる環境の整備とともに、子どもを産みやすい環境づくりや若い人の結婚・出産の意欲を高めることが求められています。

また、少子化と同時に高齢化も急速に進行しています。

今後は高齢者の増加だけではなく、後期高齢者や単独高齢者世帯が急増するという、さらに深刻化する高齢社会を迎えることとなり、国においても社会保障制度の改革を最重要課題としています。

これに伴い、地域においては、コミュニティを維持することが難しくなるところが多くなりつつあり、自治会や活動団体等においても、役員やリーダーなどの高齢化による担い手不足や後継者不足に苦慮しているところが多くなっており、極めて深刻なものとなっています。

ウ　東日本大震災等を踏まえた防災対策

甚大な被害をもたらした東日本大震災は、防災対策のあり方だけでなく、今後のまちづくりのあり方をも変えようとしています。

本市においても、メディアを通してその被害を目の当たりにした市民の防災に対する意識も大きく変わってきており、地域の現状を踏まえながら、喫緊に防災対策の強化を進めるとともに、被害を最小限にとどめるための新たな減災対策が求められています。

また、近年は、地球温暖化が要因ともいわれる局地的集中豪雨が多発しており、これに対応できる治水・治山のあり方の見直しも求められています。

これら災害への対応など、市民の安全・安心な生活の確保に向けては、本市独自の取組とともに、国や県との密な連携・協力体制による取組を進めることが重要となります。

エ　地方分権の進展

地方分権改革推進法の制定以降、地方分権改革推進委員会の勧告、地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）及び地域主権戦略大綱（平成 22 年６月 22 日閣議決定）を踏まえ、国の地方自治体に対する義務付け・枠付けが見直され、地方自治体の裁量の範囲が拡大しています。

そのため、地方自治体は、より一層自立性・独立性の高い効率的な行政運営

が求められています。

本市においても、職員の政策形成能力やマネジメント能力を高めるとともに、市民と行政との対話と連携により、市民の自主的な活動を活発にし、地域力をさらに高め、自立した地域経営を実現する必要があります。

オ　環境問題への対応

東日本大震災による原子力発電所の事故後のエネルギー政策の見直しにより、再生可能エネルギーへの転換が求められているほか、地球環境を守るために、廃棄物の削減や自然環境の保全に引き続き取り組むことも求められています。

また、地球温暖化を背景とした異常気象による自然災害が頻繁に発生するようになり、毎年各地で甚大な被害をもたらしています。

本市においても、市民、企業、行政が共に協力して、再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消、ごみの減量化・資源化に取り組むとともに、省エネルギー・省資源型の事業活動やライフスタイルを推進し、恵まれた豊かな自然環境の保全と活用を図ることが必要です。

⑵　住民意識調査

ア　住民意識調査の概要

本計画の策定に当たり、基礎資料とすることを目的として、平成 24 年２月に「津市総合計画後期基本計画策定のための住民意識調査」を実施しました。

◆調査対象　津市に居住する 15 歳以上の市民　7,000 人
◆抽出方法　平成 23 年 12 月末時点における 15 歳以上の市民の無作為抽出
◆回答率　42.2%（有効回答数　2,954 人）

イ　調査の結果について

本調査結果からみると、市民の意識には、次のような特色がみられます。

■　定住意向が強い

「住みやすい」または「住み続けたい」という意識を持つ市民は、全体の約８割を占めており、市民の住みやすさの評価が高く、定住意向は強くなっています。

住みやすさの評価や定住意向は、概ね年齢が増すにつれ割合が高くなっています。

また、定住意向がある市民は、「日常の買い物が便利」、「道路状況や交通の便が良い」、「自然や環境が保護されている」ことを主な理由としてあげています。

一方、津市について「愛着を感じている」とする市民も約７割を占めており、このことからも、市民が本市の定住意向が強いことが裏付けられています。

＜今後の定住意向＞

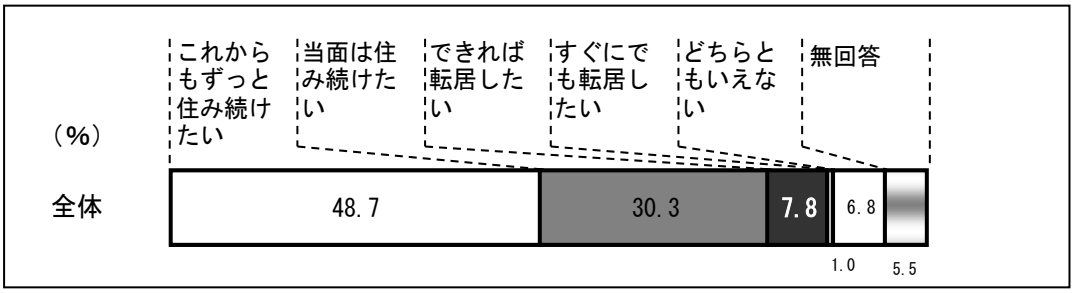

＜住みやすいまちだと思うか＞

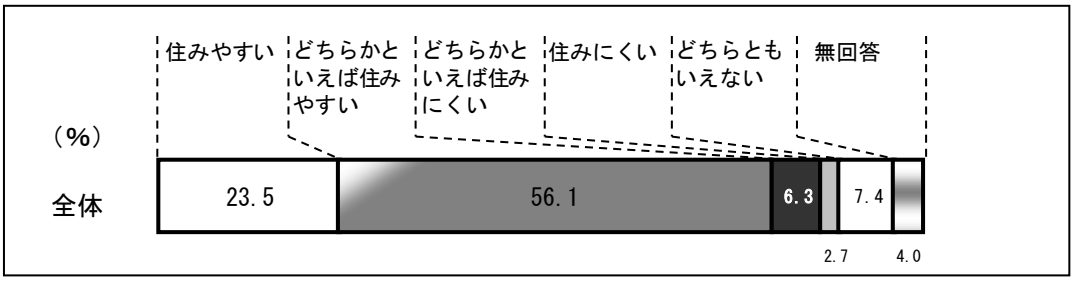

＜市への愛着度＞

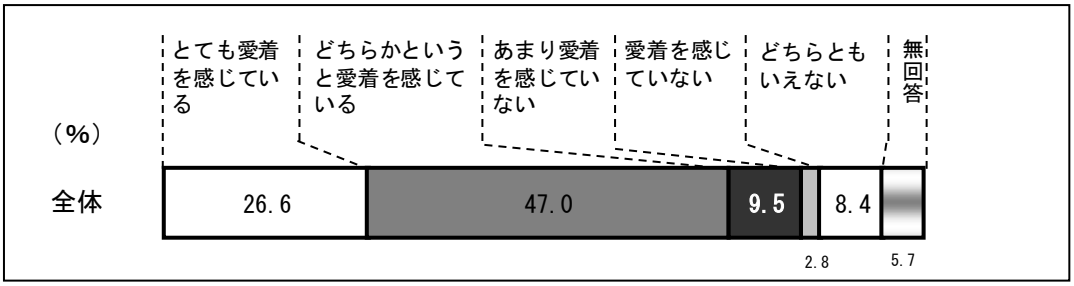

■災害対策など安全・安心に関する施策への関心が高い

全項目での重要度評価は、「災害に強いまちの推進」が最も高く、次いで「上水道・簡易水道の整備」、「消防体制の充実」、「地域医療体制の充実」、「生活排水対策の推進」といった施策への関心が高くなっています。

全項目での満足度評価は、「上水道・簡易水道の整備」が最も高く、次いで「資源の循環的利用の推進」、「健康づくりの推進」、「消防体制の充実」、「生涯学習」などの順となっています。

分野別の今後最も力を入れる項目としては、環境・生活基盤分野では、「生活道路の整備」、「廃棄物等の適正な処理」などのニーズが高くなっています。

防災・健康・福祉分野では、「災害に強いまちの推進」のニーズが圧倒的に高く、ほかには「高齢者福祉の充実」、「地域医療体制の充実」も高くなっています。

教育・文化分野では、「学校教育」のニーズが圧倒的に高く、ほかには「幼

児教育」も高くなっています。

産業・交流・観光分野では「勤労者福祉と雇用の推進」、「道路ネットワークの整備」、「農業の振興」、「公共交通の充実」のニーズが高くなっています。

市民活動・協働分野では、「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」と「市民活動の促進」のニーズが高くなっています。

＜重要度（上位 10 項目）＞

1	災害に強いまちの推進
2	上水道･簡易水道の整備
3	消防体制の充実
4	地域医療体制の充実
5	生活排水対策の推進
6	生活道路の整備
7	多様な自然環境の保全
8	環境保全対策の推進
9	廃棄物の適正な処理
10	防犯対策の推進

＜満足度（上位 10 項目）＞

1	上水道･簡易水道の整備
2	資源の循環的利用の推進
3	健康づくりの推進
4	消防体制の充実
5	墓地･斎場
6	生涯学習
7	生活排水対策の推進
8	広報･広聴
9	幼児教育
10	文化･芸術活動の充実

＜今後最も力を入れるべき項目（20%以上の項目）＞

【環境・生活基盤分野】	%
生活道路の整備	36.8
廃棄物等の適正な処理	24.0
生活排水対策の推進	24.0
多様な自然環境の保全	23.4
上下水道・簡易水道の整備	20.4
【防災・健康・福祉分野】	
災害に強いまちの推進	46.7
高齢者福祉の充実	29.6
地域医療体制の充実	27.3
【教育・文化分野】	
学校教育	43.2
幼児教育	24.4
【産業・交流・観光分野】	
勤労者福祉と雇用の推進	26.6
道路ネットワークの整備	24.7
農業の振興	22.2
公共交通の充実	20.4
【市民活動・協働分野】	
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	25.5
市民活動の促進	25.3

■意見が分かれる行政サービスのあり方

行政サービスのあり方については、「市民の自主的な活動促進により負担を減らす」と「受益者負担の考え方を強くしてほしい」を合わせると負担軽減を求めるのが６割弱ですが、サービスの維持や向上のため負担増はやむを得ないという人は約３割みられます。

＜行政サービスのあり方について＞

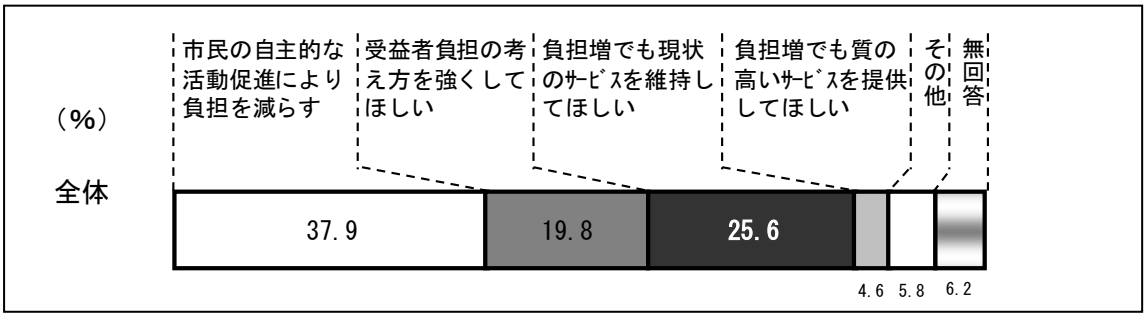

■自治会や町内会への参加は約６割

地域活動への参加状況については、「自治会や町内会での活動」への参加が最も多く、「企画・運営者として中心的に参加している」、「スタッフやサポーターとして参加している」、「一般的な立場で参加している」の３項目を合わせ「参加している」と回答した割合（参加率）は、約６割という状況となっています。

これ以外の項目の参加している割合では、「個人の趣味や余暇などを活かしたグループでの活動」（26.7%）、「子ども会、スポーツ少年団、ＰＴＡなどでの活動」（21.4%）、「婦人会や老人会、青年団などでの活動」（18.7%）、「ボランティア、消防団などでの活動」（15.0%）の順で多く、最も少ない「ＮＰＯでの活動」は5.8%となっています。

＜地域活動への参加状況＞

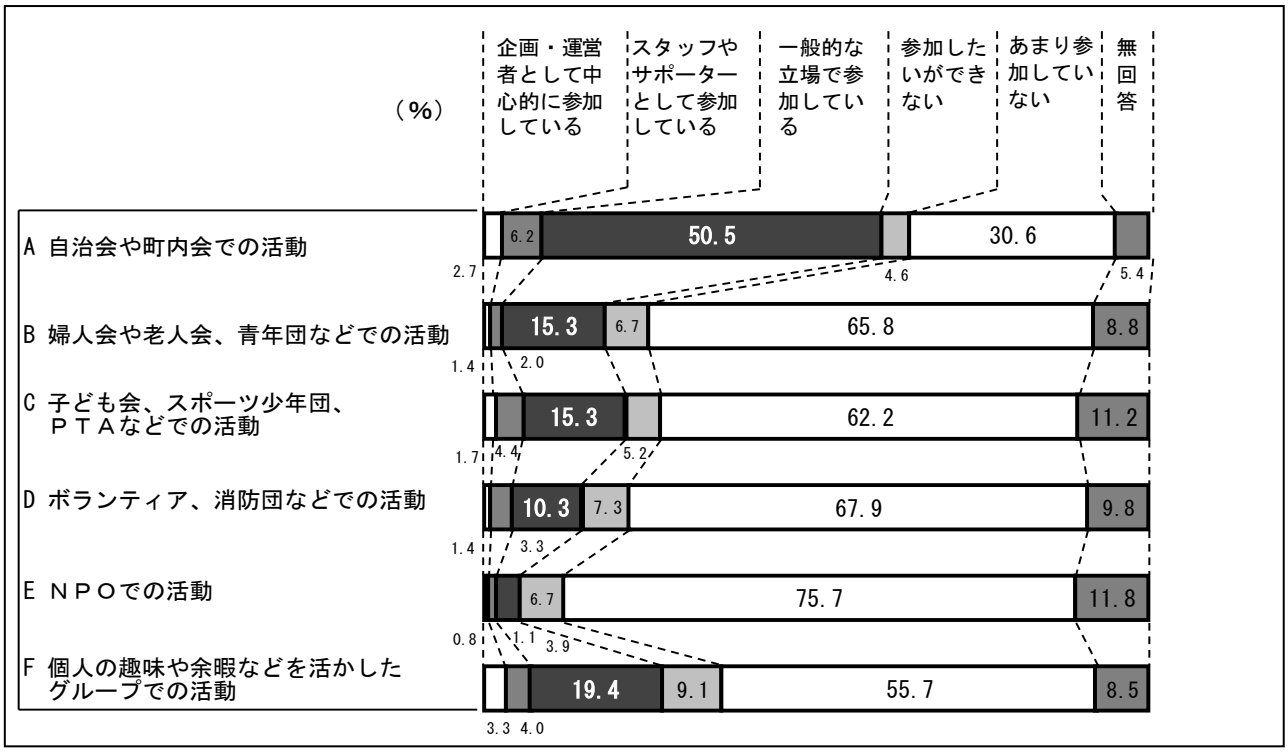

⑶　データと住民意識調査からみる本市に求められているもの

ア　防災・減災対策の強化

東日本大震災の被害状況を踏まえ、住民意識調査でも「災害に強いまちの推進」や「治水・治山対策の推進」が、満足度が低く、重要度が高い項目として挙げられており、甚大な被害をもたらした東日本大震災により、市民の防災意識は高まっています。

また、地震や津波だけでなく頻発する集中豪雨など、市民の不安要素が増えている上、広大な山間地域を抱える地形条件のほか、高齢者人口（65 歳以上）の割合が高い傾向にあることや高齢者だけの世帯が増加している状況も加わり、防災・減災対策の強化が求められています。

イ　暮らしの安心の確保

人口に対する医師数や病床数などの医療機関の水準は、県内近隣の市（四日市市、松阪市、桑名市及び鈴鹿市）や県外の類似都市（人口規模、人口密度、就業者の産業区分割合等が類似している都市。長岡市、福井市、大津市及び下関市。）と比べて高い水準にあるにもかかわらず、住民意識調査では「地域医療体制の充実」が、満足度が低く、重要度が高い項目として挙げられています。

同様に「要介護（要支援）認定者当たり介護老人施設定員充足率」の水準は類似都市に比べて高いものの、「高齢者福祉の充実」が、満足度が低く、重要度が高い項目に挙げられています。

津市の高齢者人口（65 歳以上）の割合は、平成 22 年で 24.7%と県平均よりも高い割合となっており、人口が減少するなか、高齢者人口は増加し、美杉地域にみられるように、高齢者人口の割合が 50%を超えるといった地域も存在します。

こうした状況を踏まえると、拠点的な医療・福祉機能だけではなく、各地域において身近で医療・福祉サービスが受けられる、安心して暮らせる環境づくりが求められています。

ウ　地域の魅力を活用したシティプロモーションの展開

本市は、海から山にかけての豊かで多様な自然資源に恵まれている上に、国定公園、県立自然公園に指定されるなど、質的にも優れた自然環境が残されています。

また、観光資源も海洋レクリエーション、歴史街道や城下町等の歴史･文化資源、温泉、高原、ゴルフ場など、多様な観光資源を有するほか、人口当たりの文化・スポーツ施設、医療機関の水準も類似都市に比べて高くなっています。

住民意識調査でも、市民の本市に対する愛着度と定住意向は高くなっており、市民は本市の魅力を潜在的に感じていることが伺えます。

情報メディアの発達や高速交通体系の整備により、「人」･「もの」･「情報」の流動は活発になっており、その中で本市の知名度とイメージを高め、地域ブランドの形成や交流・定住人口につなげる地域の魅力を活用したシティプロモー

ションの展開が求められています。

エ　地域の産業間の連携による持続的な産業発展

本市は特定の産業分野に偏りがなく、農業、商業、工業、観光といずれの産業も一定の集積があり､バランスのとれたしなやかな産業構造となっています。

しかし、広大な農山村地域を抱えながら、農家１戸当たりの生産農業所得、観光入込客数は、類似都市に比べて低くなっており、農業と観光といった各産業間の連携による新たな産業形態が求められています。

農商工連携や地産地消の推進など、全国的に農業を中心とした新たなビジネス展開の動きが活発となっているほか、地域の産業資源を有効に活用した観光事業も各地で取り組まれています。

本市においても、バランスのとれた産業集積を活用し、農業、商業及び工業と観光との連携による商品開発や域内流通の促進、産業観光や関連サービス業の振興など、産業間の連携による持続性の高い産業発展が求められています。

また､１事業所当たりの従業者数や製造品出荷額等及び小売業年間販売額は､類似都市に比べて大きく、市内の事業所の規模は比較的に大きくなっていますが､製造業の製造品出荷額等は減少傾向が続いており､住民意識調査でも､「勤労者福祉と雇用の推進」の満足度が低く、重要度が高い項目として挙げられるなど、雇用の面でも産業の活性化が求められています。

オ　地域コミュニティの維持・活性化

市内の地域別人口動態をみると､65 歳以上の高齢者の人口割合は美杉地域の 50.8%をはじめ、美里地域、白山地域においても約 30%となっており高い割合となっています。

また、芸濃地域、香良洲地域、一志地域でも高齢者人口（65 歳以上）は 25%を超えており、一志地域を除いてこれらの地域では、人口減少傾向が加速し、人口規模の小さい区域が増えています。

こうした傾向がさらに加速すると、コミュニティの維持が難しくなる地区が発生すると考えられます。

このため、本市へ転入、また、本市から転出される方からその理由やニーズを把握するための調査を行い、市外からの移住の促進を行うなど、こうした地域のコミュニティの維持・活性化が求められています。

カ　公共施設の適正な管理と運用

県庁所在地として三重県の各種施設が集中立地していることもあり、人口に対する図書館蔵書数、文化施設数、スポーツ施設数並びに小中学校１学級当たりの児童数・生徒数からみた水準は、類似都市の中で高い水準にあります。

一方、こうした充実した施設は、施設の維持管理費の増大につながり、厳しい財政状況が続く中で、現状の施設をそのまま維持管理することは将来的には困難になることが予想されます。

施設の設備や建物の老朽度、施設の利用実態等、各施設の状況を市民の共通認識として持ち、さらには、各施設の更新等への負担を軽減させるために計画的な長寿命化を図った上で、状況に応じて施設の統合と機能の複合化等による施設の再編、利用率が低下した施設の用途転換、施設の有効利用を図るための管理体制の見直しを行うなど、公共施設の適正な管理と運用が求められています。

第２項　これまでの歩みとこれからのすがた

１　合併の意義

本市は、全国的にも稀に見る10の市町村が合併した都市です。

平成の大合併といわれたこの政策は、少子高齢社会や社会保障費の増大、住民の生活圏や経済活動の広域化などの社会情勢の変化を踏まえ、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行政基盤の確立を目的として、社会の活力の維持・向上を図ることが必要であるとの考えのもと、全国的に取り組まれたものです。

このようななか、本市の合併においても、厳しさを増す社会情勢を踏まえ、広域化、多様化する住民ニーズに対応できる基礎自治体の自立性と行政基盤の充実強化、厳しい財政状況下であっても行政サービスが維持できる効率的な行政体制などが必要であり、そして各市町村の優れた資質を発揮した相乗効果により、真に安全・安心で快適なまちづくりはもとより、将来の社会変革に適応できる柔軟性を持ち合わせたまちづくりを進めることが可能になるとの考えのもと、市町村合併に関し同じ方向を見ていた10の市町村が合併し、新たな歩みをはじめました。

この合併においては、地域の連帯感が喪失されるのではないか、また、行政と住民との距離が遠くなるのではないか、住民の負担が増えサービスが低下するのではないかといった市民の皆さんの心配する声もありましたが、この合併は、それらを乗り越え、厳しさが増す社会情勢にあっても、持続し、発展していくまちづくりに必要であるとした10市町村のそれぞれの決意により本市が誕生したところです。

そして、今、合併時に10市町村が心を一つにして描いた将来像の実現に向け、道半ばを歩んでいるところです。

後期基本計画の策定に当たっては、こうした合併の意義や志高く掲げた10市町村の思いを引継ぎ、合併10年後に描いた将来像に向け、合併して良かった、また、合併によってこそできる、まちづくりを進めることが求められています。

２　合併後のまちづくり

⑴　基本構想を踏まえたまちづくりの方向性

現在の津市総合計画の基本構想は、合併した旧市町村が取り組んできた成果を継承・活用するものとして、多くの市民の思いや期待が込められた10年間のまちづくりの構想を示す本市の最上位に位置づけられるものであり、津市議会でも議決されているものです。

また、同基本構想では人口減少社会を見据え、平成29年度の想定人口もまちづくりのための適正な人口規模として28万人から30万人までと柔軟な設定としているほか、人口減少や少子高齢化の進行、再生可能エネルギーを含めた環境問題など依然として厳しい状況が続く時代の潮流も踏まえており、策定時からこれまでの社会情勢の変化の中にあっても、基本的なまちづくりの方向性として対応できるものとなっております。

このため、後期基本計画の策定に当たりましても、この情勢の変化にも柔軟に対応できる基本構想を尊重し、これに掲げる本市の将来像を実現するものとして、

前期基本計画からのまちづくりの方向性を引き継いだものとしています。

⑵　合併からこれまでの実績の確認と検証

津市総合計画の基本構想では、津地区合併協議会において策定された「新市まちづくり計画」で示されている、合併後 10 年間で築かれる将来ビジョンを実現すべく、その基本理念を津市総合計画のまちづくりの目標として掲げています。

新市まちづくり計画

将来像	環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都
基本理念	環境と共生した暮らしやすい都市の実現
	活力のある多様性を持った交流都市の実現
	市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現
	安全で安心して暮らせる都市の実現

津市総合計画

将来像	環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都
まちづくりの目標	美しい環境と共生するまちづくり
	安全で安心して暮らせるまちづくり
	豊かな文化と心を育むまちづくり
	活力のあるまちづくり
	参加と協働のまちづくり

そして、前期基本計画では、本市の将来像を実現するまちづくりの方向性や施策体系を明らかにしていますが、後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画の点検を行うとともに、津市総合計画審議会及び各地区地域審議会で行われた確認と検証を踏まえ、施策の整理を行いました。

また、津地区合併協議会において「新市まちづくり計画に係る市町村長間の合意事項」として本市に引き継がれた事業（いわゆる「合併合意 20 事業」）については、市政を取り巻く状況の変化やこれまでの取組状況、課題等を踏まえ、確認と検証を行い整理しました。

⑶　新市まちづくり計画との関係

現在の津市総合計画は、旧市町村がこれまで取り組んできたまちづくりの成果を継承・活用しながら、津地区合併協議会において策定された「新市まちづくり計画」を発展させ、めざすべき本市の将来像とこれを実現するまちづくりの方向性や施策体系を明らかにし、計画期間の 10 年間で取り組むビジョンを示し、今後の市政運営の基本とするために策定されたものですが、新市まちづくり計画は、合併後 10 年間で取り組むビジョンを示し、総合計画は、その詳細かつ具体的な内容を示したものという関係になります。

このため、新市まちづくり計画の計画期間である平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間は、合併という一大事業を踏まえ、合併前に決められた新市まちづくりの集大成をめざす期間である一方、津市総合計画の計画期間の平成 20 年度から平成 29 年度までのうち新市まちづくり計画と重ならない２年間は合併という一大事業の集大成を行った上で、次のまちづくりで取り組もうとするビジョンの序章ともなる部分となります。

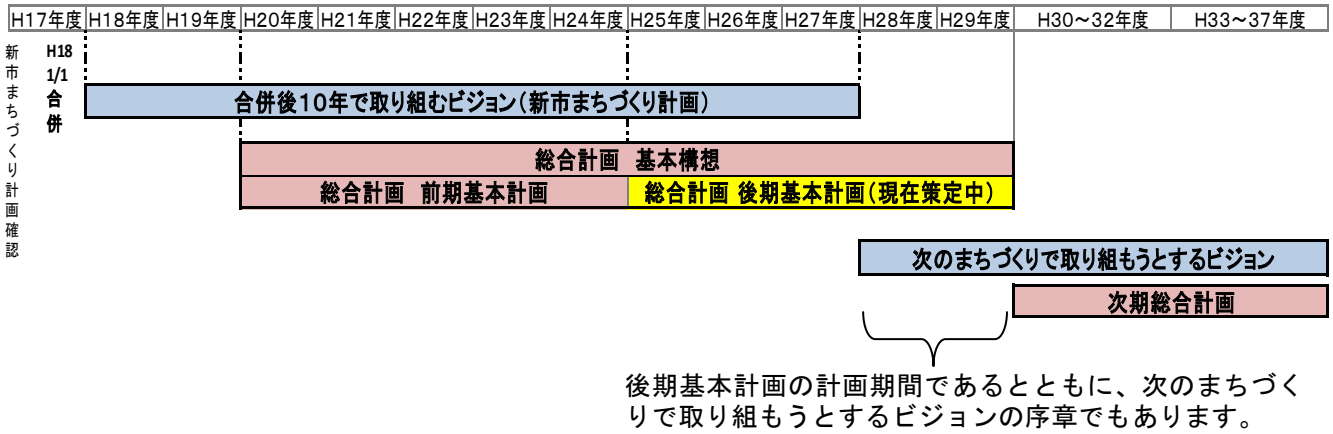

後期基本計画の計画期間であるとともに、次のまちづくりで取り組もうとするビジョンの序章でもあります。

また、国においては、東日本大震災の発生後の合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等の経費に充てるための地方債（合併特例債）と過疎地域自立促進のための地方債（過疎対策事業債）を起こすことができる期間が延長され、合併市町村のうち被害を受けていない自治体については、借入可能年度が「10 年度」から「15 年度」に改正されました。

以上のことを踏まえ、後期基本計画の戦略的位置づけを整理するとともに、後期基本計画の策定に当たっては、市政を取り巻く情勢のほか、以下の３つの視点を踏まえました。

① 合併後 10 年間で取り組むビジョンの集大成となること
② 合併特例債、過疎対策事業債の延長を見据えること
③ 平成 28 年度以降の次のまちづくりで取り組もうとするビジョンの序章となること

３　これからの津市のまちづくりとくらし

基本構想に掲げる将来像の実現に向けた前期５年間の取組を前期基本計画に掲げ、一体感の醸成を第一にさまざまな施策を展開するとともに、将来にわたって必要となる都市機能の整備として、屋内総合スポーツ施設や新最終処分場、新斎場の整備などを進めてきました。

この間、市政を取り巻く状況は変化し、平成 20 年のリーマンショックを発端とする世界レベルの不況に見舞われ、その後の欧米諸国の経済危機からの円高により、日本の経済や産業は、大きな影響を受けています。

また、多くの尊い命を奪い甚大な被害をもたらした東日本大震災は、市民の防災やまちづくりに対する考えに大きな影響を与えました。

第２章において、今回総合計画の基本構想に掲げる５つのまちづくりの目標として、これからの取組について整理していますが、合併後７年を経過した現状や前期基本計画策定以降の新たな課題に迅速かつ的確に対応すべく、これまで取り組んできた施策や今後予想される社会情勢を踏まえるならば、次のとおり、市民の「命を

守る」、「心をつなぐ」、「くらしを創る」の３つの柱に集約した市政の展開がより課題を明確にしたものとなります。

⑴　市民の命を守る

東日本大震災では、強大な津波等による死者・行方不明者が１万８千人にも上り、これまでの地震に対する防災のあり方だけでなく、まちづくりのあり方も考え直さなければならなくなりました。

また、救急車が到着しても搬送先がなかなか見つからないことが全国的にも大きな課題となっています。

これらは市民の命に関わる重要な課題であることから、消防力の強化も含めた新たな防災・減災体制や救急医療体制の整備など市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

⑵　市民の心をつなぐ

我が国では、全国的な人口減少が進むとともに、高齢者の増加に相反しそれを支える若者が減少しており、介護老人福祉施設等の整備や福祉サービスの充実だけではなく、若者と高齢者が支えあう環境づくりや障がい者（児）だけでなく誰にでもやさしく、参加しやすいまちづくりが求められています。

このほか多様化している地域課題にも対応できるよう、地域だけでなく世代を超えたコミュニティの構築や活性化を図るなど、市民の心がつながり、お互いを支えあいながらいきいきと生活できる環境づくりを進めます。

⑶　市民のくらしを創る

現在取り組んでいる屋内総合スポーツ施設、新斎場、新最終処分場・リサイクルセンターの整備、名松線の全線復旧、道路交通網や上・下水道などの施設整備は、市民や地域の生活を支える基盤として着実なる整備の推進が求められています。

また、市内経済の活性化に向けた企業誘致の促進や起業家の育成、農業従事者の意欲低迷の原因にも掲げられる獣害への対策、人口減少対策としての子育て・子育ちの環境整備も必要です。

さらに、本市が出資する第三セクターの中には、経営のあり方を見直さなければならない状況も明らかになっており、第三セクターとの関わり方や第三セクターが抱える施設のあり方が問われています。

これらのことを踏まえ、市民のくらしを支える施設整備や経済対策などを推進し、しっかりとした市民の生活基盤づくりを進めます。

４　地域が望む将来のすがた

各地区地域審議会においてまとめられた、地域の思いや期待、地域が望む将来像は、次のとおりです。

●津地域が望む将来像（津地区地域審議会からの意見）

津地域は、明治 22 年４月１日、京都市、横浜市、福岡市など全国 30 市とともに、わが国最初の市政施行都市として産声を上げました。以来 124 年という長い歴史の中で、県都として、また政治、経済、文化の中心地として発展してきました。

新「津市」となった今も、都市機能が集積し、半数を超える市民の皆さんがこの地域に暮らしています。また、長い歴史の中で高い自治意識が培われ、県下でも市民活動が活発な地域であり、95 万人余の市民参加のもと、藤堂高虎公入府 400 年記念事業が展開されたり、全国から熱い注目を集めた全国餃子サミットが開催されてまいりました。

しかし、全国の地方都市と同様に、年少人口（０～14 歳）や生産年齢人口（15～64 歳）が減少する一方、高齢者人口（65 歳以上）が増加し、高齢化が進んでいます。

当地域の経済と活力を牽引してきた中心市街地は、空き店舗が増え、人通りも少なくなり、賑わいや活気が失われつつあります。

これまでも、市民団体や商業団体等の連携により、賑わいや活力を取り戻すため、食彩フェスタｉｎ津やスイーつフェスタが開催されたり、津市まん中交流館のオープンや中心市街地オープンディスカッションの開催など、多岐にわたる活性化策を展開させる一方、雇用の確保や産学官連携、あるいは創業支援といった広範囲な施策のもとに一定の成果を挙げてまいりました。ご承知のとおり、中勢北部サイエンスシティを中心とした積極的な企業誘致により、平成 23 年度だけをみても８社が誘致され、総投資額 230 億円、約 300 人の雇用が創出され、さらには世界の市場に新素材のフィルムを供給する工場の新たな稼働が期待されます。また、三重大学との連携や「創業サポーター　ソケッ津」を発足させるなど起業家支援や人材育成などにも取り組まれています。しかしその一方で、年間多くの事業所が廃業していく現状に直視しなければなりません。

また、当地域には大学・短期大学・看護大学等、高等教育機関が集中し、市外からも多くの学生が学んでいます。しかし、本市に留まりたいと思っても就職が困難なことから、市外からの学生だけではなく、市内在住の学生も、就職するために本市を離れていきます。このように、当地域の大きな課題のひとつに、産業の活性化と働く場所の確保が挙げられます。

住環境については、交通・都市機能などが整備され、温和な風土と豊かな自然がある住み心地の良い地域であるとともに、医療機関も充実し、救急医療体制の拡充のため、津市救急・健康相談ダイヤル 24 やドクターヘリの基地病院も三重大学医学部に整備されましたが、「動かない救急車」という言葉が物語るように救急医療体制には、喫緊の課題が山積しています。

さて、若い世代にとっては、保育所など保育環境も整っているといえますが、親子がふれあい、気軽に楽しめるような公園施設などが不足しています。高齢者に対しては、高齢化に対応した交通システムの構築が進んでおらず、商店の撤退も重なり、買物など日常生活に不便が生じています。

当地域には、古い町並みを残す一身田寺内町や恵日山観音寺など、多くの歴史的・文化的な資源があり、文化・芸術活動を展開する団体やグループも多くあります。しかし、活動及び練習場所の不足などにより、充実した活動を行う環境づくりや人材育成が必要な状況です。

また、安全・安心なまちづくりのため、東日本大震災以降、地域防災計画の徹底見直し、津波避難ビルの指定など防災・減災対策が着実に進められており、海岸堤防贄崎工区の整備も完了しましたが、ふるさと海岸堤防の早期完成や全住宅の早期耐震化、あるいは自主防災組織の育成など、課題も多く残っています。

これら残された課題の解決は、行政だけで成し得るものではなく、地域力そして住民の力を最大限に活用していくことが必要不可欠です。前述したとおり、幸いなことに当地域は高い自治意識のもと、地域が一体となって、まちづくりを進めており、地域コミュニティの意識が高い地域でもあります。

これからも、津市の中心地域として主導的役割を果たしていくため、当地域の住民自らがさまざまな課題に主体的に取り組むとともに、大学等の高等教育機関が集積した知の拠点としての特性、また、歴史的、文化的資源を活かした魅力あるまちづくりを進め、さらに、産業の活性化による雇用の創出を図り、子どもから高齢者まで多くの人が集い、移り住み、安心して暮らせる地域づくりをめざします。

●久居地域が望む将来像（久居地区地域審議会からの意見）

今後において、持続的に地域が輝いていくためには、「子どもたちが輝いている」、「働き盛りのお父さん、お母さんが輝いている」、「子育てを終え、人生後半にさしかかった人たちが輝いている」こと、つまり、「すべての人が輝き、地域に活気がある」まちづくりを進める必要があります。

特に、当地域は、自治会をはじめとする市民活動が活発な地域であり、その特色をさらに伸ばしていかなければなりません。しかし、昨今、少子高齢化をはじめとする地域を取り巻くさまざまな社会経済情勢等の変化により、この古き良き地域性の維持が難しくなってきています。

今後もこれを維持向上させていくためには、日ごろから地域住民のコミュニティを大切にし、連帯感を深めていく努力が必要であり、日常生活においても個人（家庭）が行うこと、地域住民と協力して行うことをそれぞれ認識し、家庭・地域の連帯意識のもとでの協力体制づくりが重要です。

このため当地域では、年代、性別など多様な人々が、市民参加のまちづくりを推進し、市民と行政が対等な立場でまちづくりを進め、「公助」を待つのではなく、住民一人ひとりが持てる力を出し合って、「自助」、「共助」に取り組む、地域の絆を糧にした新たなコミュニティの構築をめざしていきます。

また、当地域は、比較的平坦な高台が多く、地盤も強く、地震、洪水、津波等の心配も少なく、企業立地の最適地と考えます。新産業基盤の形成をめざし、土地利用を再検討するとともに、入り組んだ生活道路や空き家・老朽家屋の顕在化している地域の区画整理等、防災機能も視野に入れた住環境の整備により、

勤住接近のまちづくりを進め、「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」を先導する役割を果たせる地域づくりを進めます。

次に、各地域の特性に応じたまちづくりについては、津市総合計画では、久居地域には、３つの土地利用のゾーニングのうち、「都市ゾーン」と「農住ゾーン」の２つが存在しており、地域かがやきプログラムのエリアについても、前者が東部エリア、後者が中部エリアとなっています。

東部エリアの久居駅周辺地区は、市南部の玄関口として副都市核として位置づけられており、交流拠点としての都市機能の整備が進められています。同エリアでは、現在検討中のポルタひさいの再生及び久居駅東側周辺地区整備事業に絡めて、将来を見据えた整備方針を立て、駅前の利便性を活かし、市民ホールや市民会館など賑わい性を高めるための都市機能の整備・充実を進めるとともに、中心市街地の商店街の活性化を促進するための、副都市核に相応しい整備が急務と考えます。

また、中部エリアは、本市の中でも、特に豊かな自然環境に恵まれた地域で、榊原温泉、青山高原がレクリエーションの拠点として位置づけられており、観光・レクリエーション、自然環境保全への取組が期待されます。同エリアでは、県道青山高原公園線、県道亀山白山線等アクセス道路の早期整備とともに、道の駅、自然学校などの拠点施設を整備し、農商工が連携する第６次産業の育成など農業の振興、加工場の建設、ジビエ料理のブランド化等による獣害対策と食肉活用、自然環境を活かした木工、竹細工などの体験学習、森林セラピー、ウォーキングなどの健康学習の推進、農家民宿、農作業体験施設などグリーンツーリズムに対応した環境整備など、観光型から体験型への転換を視野に、榊原地域全体の活性化をめざします。

●河芸地域が望む将来像（河芸地区地域審議会からの意見）

⑴　災害に強いまちづくり

南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、海岸堤防の抜本的な改修、海岸地域の避難経路の確保、さらに災害時のけが人や物資の輸送体制を確保するためのヘリポート等の整備などハード面の整備と合わせて、災害に対する危機感を住民が共有することにより、薄れがちな地域の絆を大切にして、地域が一丸となって防災体制の確立と防災意識の高揚を図りながら、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

⑵　道の駅の整備促進

道の駅の開業で、地域の農産物、海産物の新たな販路を得ることにより、農業や漁業など、産業の活性化に努めるとともに、津市の北の玄関口として、津市の特産品等の販売も行うことにより、訪れる人に津を知ってもらい、地域経済活動の活性化を図り、地域のふれあいの場、地域情報発信の拠点として活用をめざします。

⑶　高齢化問題の取組

河芸地域では、千里ヶ丘地区における高齢化率が顕著ですが、高齢化問題は、

地域の共通の問題として取り組む必要があります。

行政はもとより、各種団体等の高齢化に向けてのさまざまな活動により、地域ぐるみで支えあい、協力できる体制を充実し、高齢者の孤立化の防止をめざします。

高齢化問題は、災害時における共助のあり方と合わせて、薄れがちな地域の絆を大切にして、対応することが重要です。

また、空き家、空き地対策については、早急にその対策を図る必要があります。

⑷　まちの活性化（農業、漁業、産業振興等）

地産地消の促進、土地の有効利用等により、産業の振興を図り、まちの活性化を推進する必要があります。

農業や漁業においては、後継者を育てるには、かなりの年数が必要であり、人材のＵターン・Ｉターンの促進や農地のあっせん・居住地の確保により、農業従事者を確保することや若者を漁協に入れるような体制づくりも必要です。

⑸　海岸地域の活性化

河芸地域の海という貴重な財産、資源を有効に活用するため、海岸堤防の改修と合わせて、海岸一帯の保全・活性化を図り、魅力ある海岸地域づくりをめざします。

マリーナ河芸周辺から芦原海岸に至る海辺空間は、家族、親子が海と親しめる憩いの場として活用を進めます。

また、浜洲に建てられている建物は、老朽化が進んでおり、景観面や防災面からも対応を検討する必要があります。

こうした取組を進めることで、当地域は、安心して住み続けられるまちづくりをめざすとともに、魅力ある海岸や地域の農産物・海産物を活かした、多くの人が訪れ交流ができるようなまちづくりをめざします。

●芸濃地域が望む将来像（芸濃地区地域審議会からの意見）

当地域は、合併に当たり以前からの懸案事項であった小中学校施設整備事業及び（仮称）芸濃幼児園整備事業の２事業を合併合意事業に掲げました。

合併後、小中学校施設整備事業は完了しましたが、（仮称）芸濃幼児園整備事業については、進展していません。

また、当地域の重点施策として、合併前より三重県に要望している県道の拡幅整備等についても未だ整備されておりません。

そのような状況下において、当地域では、本市総合計画に沿って、龍王桜マラソン＆ウォーキング大会やＧｅｉｎｏＸ’ｍａｓなどのイベント開催、錫杖湖周辺の四季折々の自然に親しめる環境整備や石山観音公園などの歴史的資源のＰＲ活動などを通じ、地域の魅力アップに取り組んできました。

これらを踏まえ、後期基本計画において、次のような取組が必要です。

⑴　幼保一体化をめざした施設の整備については、入所待ち待機児童の解消等

を図り、保護者のニーズ等を考慮し、国の動向を踏まえた取組が必要です。

⑵　錫杖湖水荘及び周辺施設においては、引き続き県道津芸濃大山田線の早期拡幅を含めた環境整備を行うとともに、石山観音公園は、駐車場の拡大等を含めた施設整備を行い、観光客の増加を図る取組が必要です。

また、既存の観光施設の利用方法について、現在の使用形態に捉われず幅広い利用方法についての検討が必要です。

⑶　旧安西・雲林院小学校の施設については、地域の意向に配慮し有効的な活用を図るとともに、旧明村役場庁舎についても、早急な保存と有効的な活用への取組が必要です。

⑷　人口減少については、現状の要因を調査研究し、企業や施設の誘致を図るなど人口減少を抑制し、交流人口の拡大を図る施策への取組が必要です。

以上のような取組を推し進めることにより、地域資源を活かした活発なまちづくりをめざします。

●美里地域が望む将来像（美里地区地域審議会からの意見）

美里地域においては、旧美里村時代からの大きな課題の一つとして、津市水道局所有地の有効活用について検討がなされており、水源かん養機能を保全しつつ住民の憩いの場・交流の拠点としての活用が期待されています。

その実現のため、「美里水源の森」として、具体的な整備計画に基づき長期的な視野にたった取組が求められる中で、その場所が特に子どもの「学びの場」、「体験の場」、「交流の場」そして「遊びの場」となるような内容を主たるものとして整備を進めていき、そこで子どもが自発的に、水の大切さ、いわゆる森の大切さなどを体験し、学んでいくことで、次世代を担う子ども達が健やかに育つ場・「子育ちの場」となるようにしていく方向での活用が望まれます。

このように、まず美里水源の森を「子育ちの場」として位置づけ、ここが当該地域の地域づくりの一つの核となり、豊かな心の育つ町として地域全体で「子育ち」を支援していくように地域の人材との連携を図るとともに、これらを含めた恵まれた自然環境や地域資源を積極的に活かし、地域内外への幅広い広がりをもとに交流人口の増加を図る中で、多様なアイデアを活かした輝く地域づくりを進め、緑と水と文化につつまれた心育む「美しい里」づくりをめざします。

●安濃地域が望む将来像（安濃地区地域審議会からの意見）

少子高齢化が進む中、当地域においては、他地域と同様、独居世帯、高齢者世帯が増加傾向にあります。このため、当地域においても農業後継者不足の問題を抱えています。また、中山間部を有する地域でもあることから、獣害の問題が生じている点も他地域と共通であります。

このように、他地域と共通する事項は多々ありますが、今回特に当地域として、本市総合計画後期基本計画に反映させていただきたい最重要事項としては、

河川管理を含む防災対策とスポーツ施設等地域の特性を活かした子育て、教育についてであります。当地域には、安濃川と穴倉川という河川が流れており、両川とも豪雨の際には、水位が上昇し、特に穴倉川流域付近の住民は常に避難の不安や危険にさらされています。自然環境の整備、河川のしゅんせつ等により、水害の防止を図れるので、三重県に強く要望していくことが大切であります。また、当地域には、地域内に影響を及ぼすと考えられる活断層が走っており、直下型地震が起きる心配もあります。

これらのことから、地域住民は防災に高い関心を持っており、住民と行政が一体となって取り組んでいくことにより、災害に強い安全で安心なまちづくりをめざします。

さらに、農業基盤の整備により利用集積や、大規模農業への転換を図り、また、スポーツ施設を利用したソフト面を充実することで、住民の体力向上を図り、地域全体を活性化し、明るいまちづくりをめざします。そのためには、将来を担う地域の子どもたちを地域全体で大切に育み、守ることによって、郷土を愛し、地域の大きな原動力になるような「人」づくりに取り組みます。

安濃地域の山、川、豊かな自然を大切にしながら、環境に配慮した人に優しいまちづくりに地域全体で取り組んでいきます。

●香良洲地域が望む将来像（香良洲地区地域審議会からの意見）

国と地方との役割分担を明確にした地方分権一括法が施行されたことにより、地方自治制度は一新され、市町村はもとよりそこに住む住民の責任と役割が増大されたと考えます。

行政には限界があり、住民自治の充実が求められることから、地域のことを一番知っている地域住民が、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という高い自治意識のもと、現状の人と人のつながりにおける課題や災害に対する危機感を共有し、地域が一丸となってその課題などに向かっていくことが必要です。

当該地域は、これまで海抜０ｍという土地柄から水害対策に力を入れ、雲出川堤防改修、ふるさと海岸整備事業による堤防改修、そして現在は雲出古川の堤防改修を国直轄で行っています。

さらに、水害に強いまちづくりとして、公共下水道事業により雨水ポンプ場を３箇所、それに流入する雨水幹線を整備するなどの雨水排水対策としてさまざまな施策を展開してきています。

ところが平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災による津波被害の反省から防災より減災に努めるという方向に向かいつつあります。

今、津波対策においては、「より遠くへより高くへ」と逃げることが減災に繋がるとして、香良洲では高茶屋方面の高台をめざせと言われております。現在の老朽化した香良洲橋は津波の前の地震には耐えられず多くの住民は「橋は落ちる。」と考えております。しかし高台をめざすには、この橋は「命の橋」として逃げるには必要不可欠な橋です。何故なら、松阪側も伊倉津側も、迅速に高台をめざすためにはかなり時間的ロスになるからです。香良洲では昔から西を

めざせという言い伝えもあり、香良洲住民にとって西に向かいたくなるのは心理的にも当然です。

また災害時における物資等のより安全な供給路の確保は、私たち住民が安心して生活するのに欠かせないものです。

これを実現するためには、早期に香良洲橋の架け替えを行い、さらに、より高くへの施策としては、小・中学校の屋上フェンス設置による避難場所対策や３階以上の建物に避難場所指定を行っています。しかし収容人員は地域の住民はもとより観光客がいる場合には到底対応できる面積は確保できません。そのためには町内の工業専用地域の利活用として、緊急時に要援護者の避難場所となる高台を造り、さらに、高台にはメガソーラー等の誘致を図り、自然エネルギー事業を取り組めば敷地の有効利用が図れ、周回に桜を植栽すればかつての香良洲にあった桜並木が復元でき、地域住民のシンボル的な場所になるものと考えます。

このため地域住民は一丸となって香良洲橋の早期架け替えに力強く推し進めるとともに、要援護者にとっても安全で安心できる減災のまちづくりに取り組み、地域の絆を糧として、誰もが住みやすく災害に強い地域をめざします。

●一志地域が望む将来像（一志地区地域審議会からの意見）

近年の世界的な経済状況の悪化、急速な高齢化や雇用不安、さらに地球規模での環境への意識の高まる中、国、地方においては、地方分権と地域主権型社会への移行を進めており、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、今後も生活様式の変化に伴うニーズは、多様化、高度化することが予想されます。

このような中、私たちのまちにおいても、地域住民が自らの判断と責任のもとに、地域が抱えるさまざまな課題に取り組めるような地域づくりを進めていかなければならないと考えます。

さらに当地域は、これまで自然と地域、産業と生活空間が調和したまちや、福祉・教育・防災・文化のまちづくりに力を入れ、とことめの里一志の整備・学校整備や、ケーブルテレビシステム事業など施策を展開してきています。

平成 17 年度には、とことめの里一志周辺の土地を購入しており、これを活用してとことめの里一志周辺整備としたまちづくりを進める必要があります。

将来、住民一人ひとりが輝き、一志に住んでよかった、今後も住み続けたいと思えるまちづくりが大切です。

これを実現するためには、とことめの里一志周辺の市有地を有効活用し、体育館・消防・防災施設としての整備や、小学校の再編に伴う校舎への新設道路整備、また、温泉施設の市場調査を含めた経営改善を行い、地域の活性化を図らなければなりません。

災害に強いまちづくりとして、自主防災組織の強化を図り、防災対策を進めなければなりません。

特に、水害が懸念される地域は、河川改修を含め早急な対策が必要であります。

また、農業の活性化については、農業経営基盤の整備強化を進め農家の経営規模を拡大し、効率的で安定した農業をめざし、将来の担い手となる元気な農業後継者を確保し、獣害対策にも取り組み、さらに、農地は、生産物を作るだけでなく、景観がもたらす癒しの効果、水源のかん養など環境保全も担っていることを強く認識しなければなりません。

これらのことを、行政と市民が共通の現状認識に立って共有しながら、地域のさまざまな力を結集して、とことめの里一志を中心とした自然と地域が調和したまちづくりをめざします。

●白山地域が望む将来像（白山地区地域審議会からの意見）

⑴　農業の振興について

白山地域は、雲出川や初瀬街道を中心に開けた農業を主とする中山間地域です。現在、サルやシカ等による農作物被害が急増し、その対策に苦慮している現状です。地域の経済的損失ばかりでなく、生産者の生産気力を衰退させ、耕作放棄地につながることを懸念しています。

このため、防護柵設置等への支援や個体調整、生息地の管理等を力強く推し進めるとともに、加害している動物は何か、被害の状況・対策はどうだったか、被害を受けている生産者の獣害に対する意識など現状を把握し、地域一丸となって獣害対策に取り組むことが必要です。

また、経営の安定化を図るため、特産物のブランド化等により付加価値を高める研究開発や、消費拡大ができるよう都市部への情報発信の支援策を拡充していただきたい。

さらに、用排水路や農道などの基盤整備を推進し、農地の保全・環境を守り農業の振興を図られたい。

⑵　地域医療について

過疎化や高齢化が進行する現在、高齢者の健康づくりや外出支援など地域の医療機関や団体等と連携しながら、健康で安心して暮らせる地域づくりが求められています。

幸いにも、当地域には県立一志病院があり、訪問診療、訪問看護、予防医療といった家庭医療を取り組まれていますが、医療機関が単独で担うのではなく、行政と地域住民の協力で進めることが不可欠です。

誰もが安心して暮らせる医療体制の確立に向けた取組を進められたい。

⑶　地域資源の保存について

白山地域には、青山高原、東海自然歩道をはじめ、亀ヶ広、布引の滝、家城ラインなどの景観・景勝に優れた地や、初瀬街道並びにその宿場跡、白鷺伝説や古代から近世の史実に関する遺物や建物が多く保存されています。その魅力を発信し、集客の充実を図ることが必要です。

このため、既存の地域資源の保全はもちろん、さらなる資源の掘り起こしにより、きめ細やかに地域の魅力アップをするとともに、「語り部」の資質向上や案内標識等の施設整備が恒常的にできるような施策を進められたい。

こうした取組を進めることで、農業を守り、育てるとともに地域医療体制を確立することで、地域の住民が安心して住み続けられる地域であるとともに当地域の名所・旧跡を活かした魅力を発信することで多くの人が訪れるまちづくりをめざします。

●美杉地域が望む将来像（美杉地区地域審議会からの意見）

美杉地域は、平成22年に津市総合計画の基本理念を踏まえ、自立促進に向けた総合的・計画的な推進を図るため、過疎地域自立促進特別措置法に基づき「過疎地域自立促進計画」が策定されました。

過疎地域である当地域は、市の最も南に位置し、面積は 206.7 ㎢と市域の約29%を占め、その約 90%が森林という、他の地域にはない特異な地勢を形成しています。この広大な地域内での交流も不便を極めています。このような地理的悪条件の影響を受けて、高齢化率がすでに50%を超え、平成23年度の１年間で 170 人の人口が減少するなど、突出した過疎化、少子高齢化地域となっています。

広域化した行政に頼るだけでは、この過疎化、少子高齢化に歯止めをかけることはできないとの認識から、前期基本計画南部エリアにおける地域かがやきプログラムに示された、「過疎化・高齢化が進行するなか、集落を維持する観点からも、高齢者の豊かな経験と知識の活用」を図り、「人と人とのつながりを大切にした心豊かな地域コミュニティの形成をめざし」、平成 21 年度から、各地域において、住民の自主的組織としての地域づくり協議会の設立に着手し、平成23年度にはすべての地域において地域づくり協議会が設立されました。

また、歴史・文化の保全を図り活用を進める「伊勢本街道を活かした地域づくり協議会」、地域の新たな特産品の研究開発をめざす「美杉地域新食材育成活性化推進協議会」、東海地方で初めて認定を受けた森林セラピー基地事業の推進のため、「津市森林セラピー基地運営協議会」が設立され、それぞれ住民主体で活動しています。

さらに、各協議会等の連絡・連携を促進する「美杉地域まちづくり推進連絡協議会」が設立され、ここに、「人と人とのつながりを大切にした心豊かな地域コミュニティの形成」のための基礎が確立されました。前期基本計画の南部エリアにおける地域かがやきプログラムは、これらの各協議会等と行政の協働による活動により推進されてきました。

本審議会は、これまでの５回に及ぶ協議の中で、今後の５年後の当地域の姿として、高齢化・少子高齢化地域からの脱却をめざすため、地域資源を有効に活用した地域の活性化を図り、安全で安心して暮らせる地域づくりをめざすこととしました。

これを実現するためには、地域医療を充実させること、交通手段が乏しい当地域の実情に合った公共交通システムを整備すること、災害時の孤立化の防止と交流人口を増加させるための幹線道路を整備することが必要不可欠であると

考えます。

さらには、平成 28 年度に運行が再開される予定のＪＲ東海名松線を有効に活用すること、高齢化が著しい当地域における地域福祉を充実させるための先進的な試みを行うこと、未だに抜本的な方策が見当たらない獣害対策へのさらなる取組を行うことも、当地域にとっては重要な課題です。

これらの課題のどれをとっても、それぞれが関連しているため、住民自らが危機意識を持ち、行政をはじめ自治会、各協議会や各種団体等と協働し、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現のために取り組みます。

第３項　計画フレーム

１　計画フレームの考え方

・計画フレームは、これまでの本市のすう勢が継続すると仮定して推計を行った「すう勢値」と、定住の促進や産業活性化のための方策などを展開することによって、めざすことが可能な水準を試算した「目標値」の２種類を設定します。

２　人口

⑴　総人口

・本市の人口は、国勢調査によると平成 12 年から平成 17 年にかけては 0.7%増加しましたが、平成 17 年から平成 22 年には 0.9%の減少に転じて、約 28 万９千人となりました。

・今後も全国的な動向、三重県の動向と同様に、人口減少が本格的に進むと予想され、平成 29 年には約 28 万１千人程度となると見込まれます。

・しかしながら、定住促進、産業活性化などを積極的に推進することにより、人口減少の程度の緩和を図り、目標値としてはすう勢値と比べて３千人程度の増加を想定します。

	平成 17 年 2005 年	平成 22 年 2010 年	平成 24 年 2012 年	平成 29 年 2017 年	
				すう勢値	目標値
人口（千人）	292	289	287	281	284

資料：国勢調査、住民基本台帳、外国人登録

⑵　年齢別人口

・本市においては、全国、三重県と同様に少子高齢化が進んできており、今後もその一層の進展が予想され、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15～64 歳）が減少し続ける一方で、高齢者人口(65 歳以上)が急速に増加し平成 29 年には 28.3%に上昇すると予想されます。

・平成 22 年と比較して平成 29 年には、年少人口は約１千人減少、生産年齢人口は約１万５千人減少するのに対して、高齢者人口は約９千人増加すると見込まれます。

・目標値は、まちづくりの積極的な推進を図ることで、すう勢値と比べて、生産年齢人口で約２千人の増加を想定します。

			平成 17 年 2005 年	平成 22 年 2010 年	平成 24 年 2012 年	平成 29 年 2017 年	
						すう勢値	目標値
総人口		（千人）	292	289	287	281	284
年少人口 （15 歳未満）	実数	（千人）	41	38	38	37	37
	割合	（%）	*14.0*	*13.2*	*13.2*	*13.1*	*13.2*
生産年齢人口 （15～64 歳）	実数	（千人）	189	180	177	165	167
	割合	（%）	*64.7*	*62.0*	*61.7*	*58.6*	*58.8*
高齢者人口 （65 歳以上）	実数	（千人）	62	71	72	80	80
	割合	（%）	*21.3*	*24.7*	*25.1*	*28.3*	*28.0*

資料：国勢調査、住民基本台帳、外国人登録

注：百人の位で四捨五入しているため、合計値は一致しない場合がある。

３　世帯

・世帯数は、人口が減少基調の中においても、世帯分離や高齢化などの進展により、単身世帯や夫婦のみ世帯が増加し、しばらくは増加するものと予想され、平成 29 年には約 12 万５千世帯程度になると見込まれます。
・目標値は、人口定住策等を図ることにより、すう勢値よりも約１千３百世帯程度の増加を想定します。

	平成 17 年 2005 年	平成 22 年 2010 年	平成 24 年 2012 年	平成 29 年 2017 年	
				すう勢値	目標値
世帯数（千世帯）	115	121	121	125	126

資料：国勢調査、住民基本台帳、外国人登録

４　就業人口

・本市の就業人口は、生産年齢人口（15～64 歳）の動向と同様に減少しており、平成 22 年には約 13 万４千人となりました。
・今後も、人口減少や少子高齢化などの影響から減少を続けるものと予想され、平成 29 年には約 12 万７千人程度になると見込まれます。
・目標値は、産業振興などの積極的な推進により、就業人口全体ですう勢値よりも約１千４百人の増加、うちサービス業を中心とする第３次就業者数では約１千人の増加を想定します。

			平成 17 年 2005 年	平成 22 年 2010 年	平成 24 年 2012 年※	平成 29 年 2017 年	
						すう勢値	目標値
就業人口総数		（千人）	140	134	132	127	129
第１次産業	実数	（千人）	5	4	4	3	3
	割合	（%）	*3.6*	*2.8*	*2.7*	*2.2*	*2.2*
第２次産業	実数	（千人）	39	35	34	30	30
	割合	（%）	*27.8*	*25.9*	*25.4*	*23.5*	*23.5*
第３次産業	実数	（千人）	96	89	95	95	96
	割合	（%）	*68.6*	*71.3*	*71.9*	*74.3*	*74.3*

資料：国勢調査、住民基本台帳、外国人登録

注：百人の位で四捨五入しているため、合計値は一致しない場合がある。
※平成２４年度は、平成２２年度国勢調査の数値をもとに推計

５　市内総生産

・本市の市内総生産額は、平成 19 年にかけて増加したものの、それを境に若干減少しており、平成 21 年には約１兆 2,094 億円となりました。

・今後は市内の就業者数が減少する一方、企業等の生産性の向上により平成 29 年には現在とほぼ同じ１兆 2,000 億円の規模に回復することが予想されます。

・目標値は、積極的な産業振興策などにより、すう勢値よりも第２次産業で約 37 億円程度、第３次産業で約 96 億円程度、全体で約 130 億円程度の増加を想定します。

			平成 16 年 2004 年	平成 21 年 2009 年	平成 24 年 2012 年※	平成 29 年 2017 年	
						すう勢値	目標値
市内総生産額		（億円）	12,090	12,094	12,456	12,139	12,269
第１次産業	実数	（億円）	140	102	110	77	77
	割合	（%）	*1.2*	*0.9*	*0.9*	*0.6*	*0.6*
第２次産業	実数	（億円）	3,820	3,817	3,857	3,510	3,547
	割合	（%）	*31.6*	*31.9*	*31.0*	*28.9*	*28.9*
第３次産業	実数	（億円）	8,130	8,633	8,972	9,018	9,114
	割合	（%）	*67.2*	*71.0*	*72.0*	*74.3*	*74.3*

資料：「平成 21 年度三重県の市町民経済計算」、三重県「県政ビジョン基礎調査」2012.3 を参考に市内就業者当たりの生産額を算出し、労働生産性向上を加味して算出

注：各産業の生産額は帰属利子を含むため、第１次から３次産業を合計すると市内総生産額を超える。

※平成２４年度は平成２１年度の数値をもとに推計

施策体系図

1 美しい環境と共生するまちづくり	1－1 循環型社会の形成	資源の循環的利用の推進
		廃棄物等の適正な処理
		環境への負荷の少ない社会の形成
		環境共生社会の実現に向けた活動推進
	1－2 次世代に残す自然環境の保全・創造	多様な自然環境の保全
		環境保全対策の推進
	1－3 快適な生活空間の形成	住環境の整備
		良好な景観の形成
		緑化の推進と公園緑地の整備
	1－4 生活基盤の整備	上水道・簡易水道の整備
		生活排水対策の推進
		生活道路の整備
		墓地の維持管理と新斎場の整備
2 安全で安心して暮らせるまちづくり	2－1 安全なまちづくりの推進	終わりなき防災施策の強化
		災害に強いまちづくりの推進
		消防力の充実
		交通安全対策の推進
		防犯対策の推進
		消費者の保護
	2－2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実	健康づくりの推進
		地域医療体制の充実
	2－3 地域福祉社会の形成	地域福祉の充実
		高齢者福祉の充実
		障がい者（児）福祉の充実
		子育ち・子育て支援の推進
		一人親家庭に対する福祉の充実
		公的医療保険の運営
		低所得者福祉の充実
3 豊かな文化と心を育むまちづくり	3－1 生きる力を育む教育の推進	幼児教育
		学校教育
	3－2 高等教育機関との連携・充実	高等教育機関
	3－3 生涯学習スポーツ社会の実現	生涯学習の推進
		スポーツの振興
		青少年の健全育成
	3－4 文化の振興	文化、芸術活動の充実
		歴史的資源の保存と活用
	3－5 人権尊重社会の形成	人権・平和施策の推進
4 活力のあるまちづくり	4－1 自立的な地域経済の振興	総合的な産業振興の推進
		農業の振興
		林業の振興
		水産業の振興
		工業の振興
		商業の振興
		勤労者福祉と雇用の推進
	4－2 交流機能の向上	都市機能の整備
		道路ネットワークの整備
		港湾・海岸の整備
		公共交通の充実
		情報ネットワーク化の推進
	4－3 観光の振興	観光の振興
		競艇事業の活性化
5 参加と協働のまちづくり	5－1 市民活動の促進	市民活動の推進
		国際・国内交流と多文化共生の推進
		男女共同参画の推進
		ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
	5－2 市民との協働の推進	市民との対話と連携の推進
		総合支所による地域住民との協働

重点プログラムの体系図

1 まちづくり戦略プログラム	1－① 未来を拓く都市空間形成プログラム	都市核の整備
		副都市核の整備
		新都心軸の形成
		産業拠点を中心とした積極的な企業誘致の展開
		JR名松線復旧プロジェクト
	1－② 自然の恵みの価値創造プログラム	森林の保全と整備
		森林施業の推進
		獣害対策の推進
		下水道の整備推進
	1－③ 海に開くまちづくりプログラム	漁業基盤の整備
	1－④ 持続可能な地域形成プログラム	新最終処分場の建設推進
		リサイクルセンターの建設推進
		白銀環境清掃センターの跡地整備
		再生可能エネルギーの創出推進
	1－⑤ 歴史と文化の拠点形成プログラム	津城跡の保存・管理
		多気北畠氏城館跡周辺の保存・管理
		千歳山の整備推進
		文化施設の経営改善
	1－⑥ 健康とスポーツの振興プログラム	（仮称）津市産業・スポーツセンターの整備
		久居保健センターの移転整備

2 元気づくりプログラム	2－① 住みやすさ向上プログラム	休日・夜間応急診療所機能の充実
		二次救急医療体制の充実
		高齢者在宅健康生活支援の充実
		要介護高齢者への支援
		新斎場の整備
		環境共生社会の実現に向けた活動推進
		終わりなき防災施策の強化
		災害に強いまちづくりの推進
		水道管路の耐震化
		橋りょうの長寿命化
		消防施設・通信指令システムの整備推進
	2－② 元気な人づくりプログラム	新中央公民館の展開
		ニーズに応える市民活動の支援
	2－③ 若者定住プログラム	津市独自のこども園の設置
		発達支援センターの設置
		教育環境の整備
		ワーク・ライフ・バランスの推進
	2－④ 交流による活力創造プログラム	商店街の振興
		河芸道の駅の整備推進
		人々が行き交う津づくり
	2－⑤ 津らしさ実感プログラム	シティプロモーションの推進
		総合支所による地域住民との協働
		即答・即応し実現する市役所づくり

3 地域かがやきプログラム	3－① 東部エリア ～キラリと輝く人づくり・まちづくり～	拠点を活かした地域づくり
		社会を担う人づくり
		地域連携による交流の推進
	3－② 北部エリア ～都市や自然と共存するふれあいの里づくり～	スポーツ・レクリエーション活動等の促進
		地域資源を活かした活力の創造
		自然と親しむ環境づくり
	3－③ 中部エリア ～“みのり”と“ぬくもり”の郷（さと）づくり～	温泉リフレッシュゾーンの魅力アップ
		食のブランド化
		地域力の再興
	3－④ 南部エリア ～健康で暮らせる自然と歴史の地域づくり～	健康で元気な人づくり
		自然の恵みの価値創造
		歴史と文化の拠点の整備

第２章　目標別計画

１　美しい環境と共生するまちづくり

１－１　循環型社会の形成

第１項　資源の循環的利用の推進

【現状と課題】

○大量生産・消費・廃棄型の経済活動は、生活に物質的な豊かさをもたらした反面、環境への負荷を増大させ、地球環境に大きな影響を与えています。

○ごみの発生抑制や再生資源の利用拡大のため、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の推進などの啓発活動や、市内店舗でのレジ袋の有料化により、レジ袋の利用削減を図っています。

○また、リサイクル資源回収活動を支援することにより、実施団体は増加し、ごみの減量化と再資源化が進んでいます。

○平成 21 年４月からごみの分別区分を市内で統一したことに合わせ、ごみ分別ガイドブックを作成し、全戸に配布することによりごみの分別の徹底を図っています。

○１人１日当たりのごみの排出量は、平成 20 年度 1,037ｇから平成 23 年度 962ｇまで 75ｇ減少しています。

○一方、ごみのリサイクル率は、平成 20 年度 28.9%、平成 21 年度 26.9%、平成 22 年度 23.9%、平成 23 年度 24.2%と止まっている傾向にあります。

○ごみの発生抑制や再生資源の利用拡大を進めるには市民の意識改革が必要であるため、今後も継続的な啓発活動や市民が取り組む活動への支援を充実することが必要です。

【施策の体系】

基本施策	施策の内容
資源の循環的利用の推進	ごみゼロ社会の実現に向けた３Ｒの推進
	再生資源の利用拡大

【施策の内容】

⑴　ごみゼロ社会の実現に向けた３Ｒの推進

①　ごみの発生抑制

・３Ｒの推進や再生資源の利用拡大のため、広報津・市ホームページ・環境だよりなどの媒体の活用や、イベントなどの機会においての啓発を充実します。

・生ごみの発生を抑制するため、生ごみ処理機等の購入の支援を継続し、生ごみの減量化、堆肥化を促進します。

・事業系一般廃棄物の減量化を進めるため、事業者による減量計画の策定を促進します。

・ごみの発生抑制を図るため、ごみ処理の効率化・有料化の調査研究を行い、可能な取組を推進します。

②　再利用・再生利用

・地域におけるリサイクル資源の回収を促進するため、各種団体によるリサイクル資源の回収活動への支援及びエコステーションの整備・運営を継続します。

・ごみの減量化と再資源化を推進するため、ガイドブックの配布や自治会等への説明会の開催等によりごみの分別を徹底します。

・リサイクル商品や再利用が可能なリターナブル品を推奨します。

⑵　再生資源の利用拡大

・リサイクル製品の普及のため、グリーン商品の購入を促進します。

・市民がグリーンコンシューマー（環境に配慮した賢い消費者）になるための啓発を行います。

第２項　廃棄物等の適正な処理

【現状と課題】

○市民の衛生的な日常生活を支えるとともに、地域の良好な環境を維持するためには、廃棄物を適正に処理する体制を整えることのほか、ごみの減量化や地域の美化に対する市民の意識の高揚を図る必要があります。

○廃棄物の適正な処理については、家庭ごみの収集を順次直営から業務委託に見直し、収集効率の向上に努めています。また、ごみ一時集積所の設置等を支援することで市民の美化意識の高揚を図り、廃棄物の適正処理に努めています。

○平成 23 年４月１日からは、「津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例」を一部改正し、資源物の持ち去り行為の禁止と違反者への罰則規定を設け、警察署との連携を図りながら、パトロールによる取り締まりを行い、持ち去りの防止に努めています。

○現在の最終処分場である白銀環境清掃センターの埋立期間を踏まえ、新最終処分場及びリサイクルセンターの建設を推進する必要があります。

○不法投棄対策については、職員などによる環境パトロールの実施や不法投棄多発地帯への啓発看板などの設置により、不法投棄件数は年々減少していますが、不法投棄は後を絶たないため、市民が主体となった監視活動を支援するなど、継続的な取組が必要です。

【施策の体系】

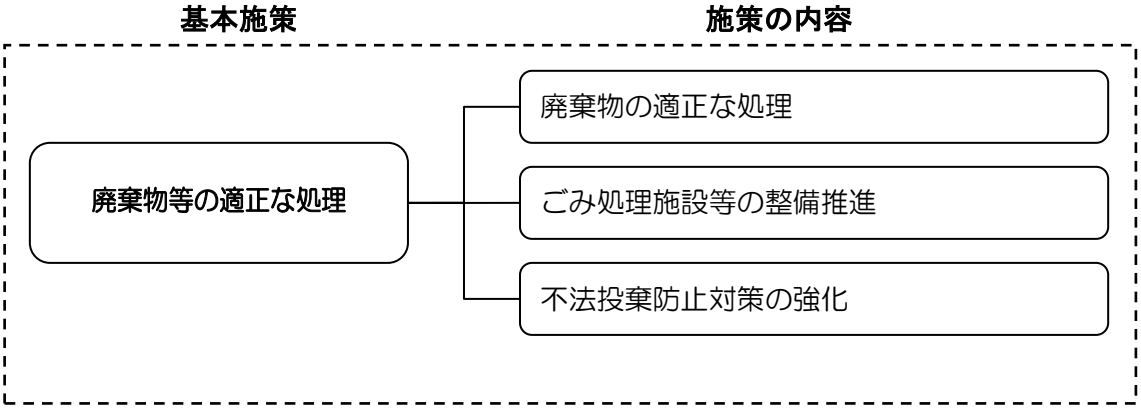

【施策の内容】

⑴　廃棄物の適正な処理

①　一般廃棄物処理の計画的な推進

・一般廃棄物処理基本計画に基づいて、廃棄物の適正処理を推進します。

②　効率的な収集体制の整備

・収集作業の安全確保と収集効率の向上を図るため、地域の状況に応じた収集方法の見直しを実施します。

・収集経費の削減を図るため、適正なごみ一時集積所の確保と管理の徹底を促進します。

③　し尿汲み取り等の適正化

・適正で安定したし尿及び浄化槽汚泥処理体制を維持します。

④　ごみ処理体制の強化

・ごみ処理施設の適正かつ、安全で効率的な運転管理を推進します。

・３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進により、減容・減量化による埋立処分場の負担軽減を図り、安全で安心なごみ処理を推進します。

⑤　資源ごみ持ち去り防止対策の推進

・資源ごみの持ち去りを防止するため、パトロールによる防止対策を推進するとともに、違反者に対しては条例に基づいた対応を実施します。

⑵　ごみ処理施設等の整備推進

①　新最終処分場の建設推進

・美杉町下之川地内において、環境に配慮した安全で安心なクローズド型最終処分場の建設を推進します。

・平成 28 年４月からの供用開始をめざし、第１期として９万㎥を建設し、第１期に引き続き第２期の建設を推進します。

②　リサイクルセンターの建設推進

・平成 28 年４月からの供用開始をめざし、片田田中町地内において地域の自然環境、生活環境に配慮したリサイクル施設の建設を推進します。

・市民がリサイクル・ごみ・環境などについて学習する場となる拠点施設の整備を推進します。

③　白銀環境清掃センターの跡地整備

・白銀環境清掃センター埋立地の早期安定化対策に引き続き取り組みます。

・埋立地のうち安定化した箇所から随時、地元をはじめ市民の憩いの場となるよう跡地整備に取り組みます。

⑶　不法投棄防止対策の強化

①　環境パトロールの強化

・廃棄物の不法投棄を防止するため、環境パトロールの強化を図るとともに、関係機関等との連携による「不法投棄対策ネットワーク」を確立します。

②　不法投棄防止への啓発

・不法投棄を未然に防ぐため、啓発看板の設置や地域住民による日常的な監視意識の啓発を実施します。

第３項　環境への負荷の少ない社会の形成

【現状と課題】

○再生可能エネルギーの必要性が高まるなか、地球温暖化への対応も含め、さらなる活用が求められています。

○太陽光発電システム等の設置については、平成 23 年７月より個人住宅に加え、共同住宅・事業所・集会所を対象として支援しており、補助件数は年々増加し、合併前の実績も含め平成 23 年度末現在で補助件数 2,451 件、出力数合計約 10,100kW となっています。また、布引山地における風力発電施設は、風況に恵まれており順調に稼働しています。

○地球温暖化対策の推進に際しては、市民一人ひとりが環境負荷の少ないライフスタイルを実施することや、事業者が省エネルギー・省資源に取り組むなど、協働により推進することが必要です。

○公共交通の利用促進、ノーカーデーなど移動に際しての省エネや、家庭や事業所における省エネについても継続的に啓発することが必要です。

○地球温暖化防止活動推進員や三重県環境学習情報センターと連携して、小中学校や公民館において地球温暖化防止講座を開催しています。

○平成 23 年度から地球温暖化防止講座を開催するための講師を育成しており、今後の活動によって家庭における省エネなどの取組を広げることが必要です。

【施策の体系】

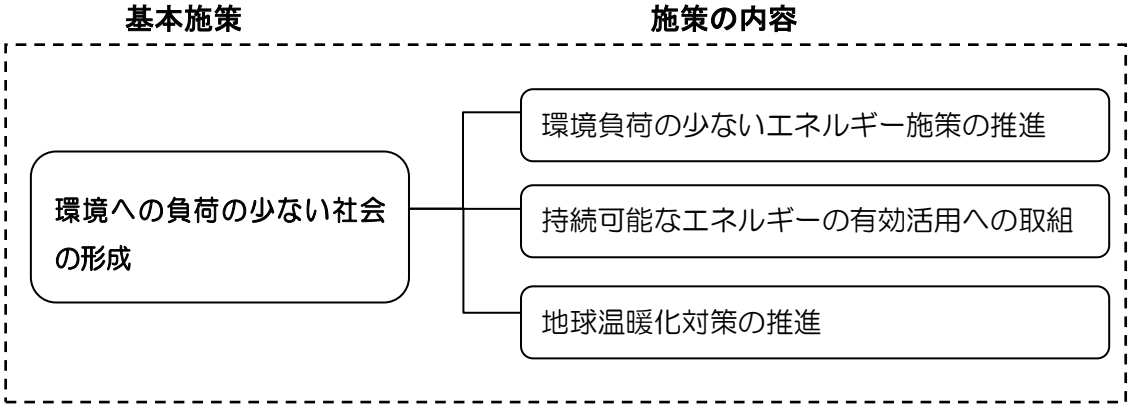

【施策の内容】

⑴　環境負荷の少ないエネルギー施策の推進

①　再生可能エネルギーの創出推進

・再生可能エネルギーの必要性の高まりにより、これまで風力発電に取り組んできた先進都市として、風力発電及び太陽光発電のさらなる導入に向けた取組を支援します。

・地域の自然環境や社会経済特性を活かし、汚泥などを用いたバイオマス発電などの再生可能エネルギーの創出を支援します。

・公共施設等への再生可能エネルギーの導入を引き続き推進します。

・市民や事業者を対象とした再生可能エネルギーを含めた環境学習会の開催や再生可能エネルギーの創出に関する情報を広く発信します。

②　省エネルギー対策との連携促進

・温室効果ガスの抑制を図るため、環境にやさしい再生可能エネルギーの利用促進と同時に、エネルギー使用者としての省エネルギー対策を促進します。

⑵　持続可能なエネルギーの有効活用への取組

①　再生可能エネルギーの有効活用の研究

・再生可能エネルギーが持つコスト問題や不安定な出力、広域性などの課題に対応するため、三重県と連携しながら情報収集を行います。

・三重大学が取り組む「スマートキャンパス」の実証実験を参考に、エネルギーの需要と供給を地域内で循環的に管理できるようなコンピュータを活用したネットワーク型システムの研究を進めます。

⑶　地球温暖化対策の推進

①　省エネルギー対策の推進

・バスなどの公共交通機関の利用やノーカーデーの実施などを推進します。

・ライトダウンキャンペーンなどを市民や事業者と連携して推進します。

・省エネ型機器の購入促進や、冷暖房の設定温度の見直し、グリーンカーテンの取組など、省エネルギー対策を推進します。

②　地球温暖化対策推進体制の充実

・地球温暖化防止活動推進員などの環境活動組織と連携し、市民や事業者、行政が協働した地球温暖化対策推進体制を充実します。

・各地域での省エネ活動を推進するため、自治会などと連携し、環境活動リーダーや省エネ推進活動員を育成します。

第４項　環境共生社会の実現に向けた活動推進

【現状と課題】

〇美しい環境と共生するまちづくりのためには、市民生活や産業など、社会のあらゆる面で環境に配慮した取組が求められます。
〇本市においては年次報告書の作成や、環境基本計画推進市民委員会及び環境審議会への報告により、施策の進捗管理を行いながら、総合的な環境施策を進めています。
〇環境政策を推進するためには、市民、事業者による環境に配慮した日常的な取組が不可欠であり、それを啓発するために環境教育や環境学習が必要です。
〇市民の環境意識の高揚を図るため、平成 23 年３月から「環境だより」を配布しています。また、環境活動の拠点となる市民エコ活動センターの管理運営を市民団体へ委託し普及啓発を行っているほか、環境フェアを実施し、市民の自主的な環境活動の取組が広がるよう努めています。
〇市民エコ活動センターの事業は参加者を安定的に確保しており、来館者数も増加しています。環境フェアへは多くの来場者、また、環境活動をしている市民団体・企業・学校等、多数の参加があります。
〇市民版環境マネジメントシステムの推進についても、「生活かえる！エコエコ家族」の認定数の増加につながる取組に努めています。
〇環境学習・環境教育の推進については、地球温暖化防止活動推進員や三重県環境学習情報センターと連携し、小中学校や公民館において「家庭でできる温暖化対策講座」を開催するなど、家庭における地球温暖化対策への取組の推進に努めています。
〇環境共生社会の実現に向けた活動は継続した取組が必要であり、引き続き、環境に対する市民の自主的・主体的な取組が広がるよう努める必要があります。

【施策の体系】

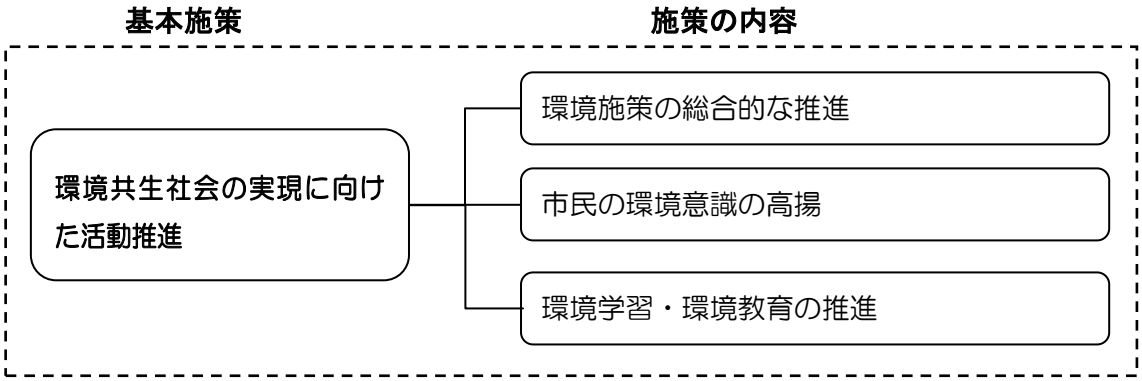

【施策の内容】

⑴　環境施策の総合的な推進

・持続可能な環境共生社会を実現していくため、行政だけではなく市民生活や産業活動を含めた市全体が、環境負荷の少ない循環型環境マネジメントをめざした総合的な環境施策を推進します。

⑵　市民の環境意識の高揚

①　環境マネジメントシステムの普及促進

・市民版環境マネジメントシステムを拡充するため、学校や社会教育活動、自治会活動などを通じた幅広い普及啓発を行います。

・小規模事業所版環境マネジメントシステムを拡充するため、三重県の取組と連携した支援による普及啓発を行います。

②　自主的な環境活動の支援

・エコパートナー事業により、市民との協働による市民エコ活動センターの運営を推進し、各種事業や活動の普及啓発を充実します。

・子ども会や自治会等への資源ごみ回収活動の支援を継続します。

・「ごみゼロの日」、「環境月間」、「３Ｒ月間」などにちなんで、市域で適宜行われる市民清掃デーにより自主的な活動を促進します。

③　啓発活動の充実

・環境フェアなどのイベントにおいて、環境に配慮した日常的な取組などを紹介することにより、市民の環境意識の高揚を促進します。

⑶　環境学習・環境教育の推進

①　多様な場における環境学習・環境教育の推進

・地域や職場において環境活動を推進していく、リーダー・ボランティアの育成を強化します。

・家庭における環境活動を充実するため、教育現場や三重県環境学習情報センター等との連携による環境学習・環境教育を充実します。

②　環境学習推進施設の整備推進

・環境学習・環境教育を促進するため、環境学習推進施設の整備を推進します。

１－２　次世代に残す自然環境の保全・創造

第１項　多様な自然環境の保全

【現状と課題】

○森林は、広域的な環境保全の役割や生物多様性を保全する空間、水源地、市民の憩いや学習、観光・レクリエーションの場などの多様な役割があり、都市の持続性を維持するために重要な資源です。

○森林の保全と活用については、森林が有する多様な公益的機能の持続を図るため、継続的に環境林整備を実施し、環境林整備計画樹立面積が平成 23 年度末で 930ha となりました。

○森林・自然アカデミー事業として、三重大学との連携により、演習林施設を有効活用した学習会を開催し、参加者数は年々増加しています。今後も継続して事業を実施し、環境学習の拠点づくりを進める必要があります。

○白砂青松の景観保全について、海浜の松林は、市が直接保全するほか、地元の皆さんや地域の団体等多様な主体が連携し保全活動が行われています。また、森林においては、三重県の「企業の森」事業により民間企業などが主体となってその保全に取り組まれています。引き続き、市民と一体となって自然環境の保全に努める必要があります。

○自然とのふれあいについては、市民主体で立ち上げた新雲出川物語推進委員会と協働し、雲出川流域における山・川・海を結んだ住民のネットワークづくりを進め、活動への参加者も増えています。今後も持続的な事業を実施することにより、ネットワークを強化する必要があります。

○市内の自然環境の状況を把握し、環境学習・環境教育を促進するため、自然環境調査を実施し、つし自然ガイドブックを作成しました。

【施策の体系】

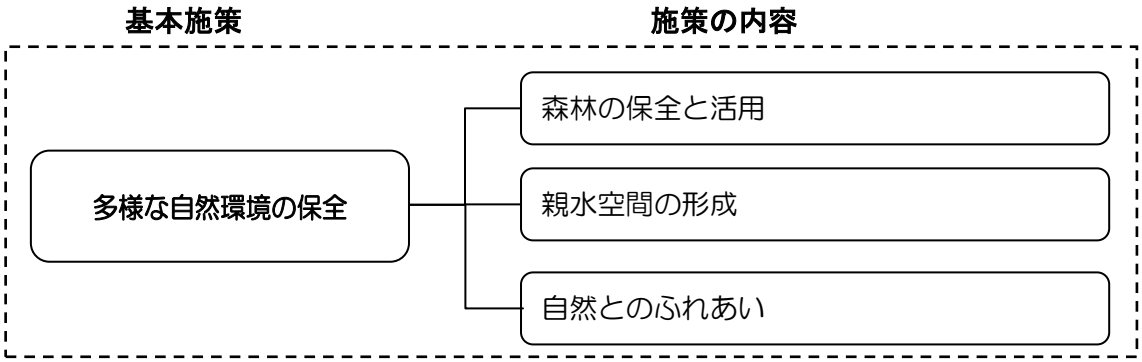

【施策の内容】

⑴　森林の保全と活用

①　森林の保全と整備

・計画的な森林の整備・保全を推進することによって、水源かん養や防災機能など森林が持つ多面的機能の維持・増進を図ります。

・国・県の森林・林業施策を活用し、間伐・下刈り等を実施することにより、二酸化炭素吸収能力の高い森林の拡大を促進します。

②　森林の環境教育等への活用

・森林・自然アカデミー事業により、三重大学等との連携による環境学習の充実と環境学習の拠点づくりを推進します。

⑵　親水空間の形成

・自治会、子ども会、ボランティア団体等が中心となって実施する海岸清掃活動等を支援します。

・河川、海岸等における親水性の高い水辺環境の整備を推進します。

・津の海における白砂青松などの景観保全を推進します。

⑶　自然とのふれあい

①　山と川と海の活動のネットワーク充実

・交流会や学習会などにより、布引山地から伊勢湾までの山・川・海の地域で活動する市民、事業者などのネットワークを充実します。

・山・川・海の自然を活かした市民参加イベントの開催による市民交流を推進します。

②　自然環境学習・環境教育の推進

・自然に親しみ慈しむ気持ちを育むため、環境ＮＰＯ等との連携による環境学習の実施を推進します。

・「自然ガイドブック」を活用した環境学習・環境教育を促進します。

③　自然とのふれあいの場の整備

・郷土の自然に接し、自然環境に理解を深めることのできる場の整備を推進します。

第２項　環境保全対策の推進

【現状と課題】

○大気や水質などの自然環境の維持や、衛生的で安心できる地域環境の形成は、市民の健康で快適な生活や生物の多様性などに対して大きな影響を与えています。

○本市における環境基準を達成している環境測定地点の割合は、平成 20 年度から平成 23 年度で、大気 100%、水質 37.5～58.8%、ダイオキシン類 100%となっています。引き続き定期的に環境調査を実施し監視していくとともに、下水道整備などの生活排水対策を推進し水質を改善していく必要があります。

○公害防止対策としては、環境保全に関する協定等の工場排水に係る基準値の充足率が 90%台を維持していますが、100%となるよう事業所への指導を徹底する必要があります。

○良好な生活環境の保持のために行っている「市民清掃デー」は参加人数が増加しており、事業者の参加も得ています。また、空き地の雑草に関する対策としては、所有者等に適正な管理を指導しています。

○各事業を引き続き実施していくことにより、公害の未然防止や良好な生活環境を保持していく必要があります。

【施策の体系】

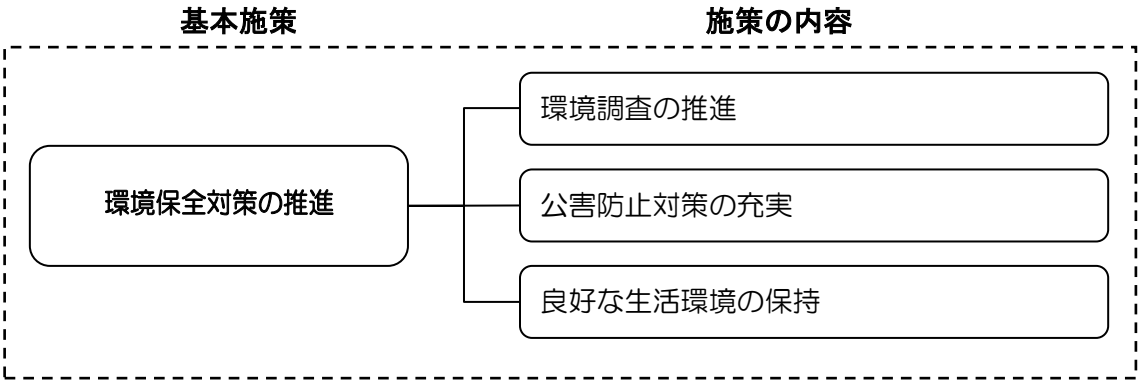

【施策の内容】

⑴　環境調査の推進

①　環境調査の実施

・大気・水質・騒音・振動・ダイオキシン類等の状態を確認するため、環境調査を継続して実施します。

②　市民の環境への理解促進

・市民の環境保全への理解を深めるため、市ホームページ等において環境調査の結果を公表します。

⑵　公害防止対策の充実

①　公害発生源対策の強化

・騒音・振動・悪臭・大気汚染・土壌汚染・水質汚濁・地盤沈下などの公害を防止するため、三重県や関係機関との連携による公害発生源への監視・指導を徹底します。

②　工場、事業場における環境保全対策の促進

・公害を未然に防止するため、新設の工場・事業場などと環境保全に関する協定を締結し、協定に基づく監視・指導・立入調査を実施します。

③　公害苦情への対応

・公害苦情に対する相談と苦情処理への迅速・的確な対応を実施します。

⑶　良好な生活環境の保持

①　浄化槽の設置と維持管理の促進

・浄化槽の設置を促進します。

・浄化槽の適正な維持管理の啓発を強化します。

②　生活環境の美化

・市民・事業者・市による市民清掃デーを継続して開催します。

・市民の環境美化意識向上のための啓発を推進します。

③　空き地等の管理

・空き地等の管理者又は所有者に対し、雑草の刈取りなど土地の適正な管理についての指導・啓発を実施します。

④　そ族昆虫の駆除

・病害虫等による感染症等を防止するため、自治会等の協力のもと駆除を実施します。

⑤　適正な飼育への啓発

・ペットの飼い主に対する適正な飼育の啓発と狂犬病予防注射の実施を促進します。

１－３　快適な生活空間の形成

第１項　住環境の整備

【現状と課題】

○本市の人口は、国勢調査によると平成 17 年から平成 22 年にかけて若干減少しましたが、世帯数は 3,760 世帯増加しました。

○地域における高齢化の進展に伴って、安心・安全に住み続けることができるための居住支援やコミュニティの充実や、住みたくなるような魅力ある住環境の形成が求められます。

○人口減少時代を迎え、空き家・危険家屋の増加が地域の不安要因となりつつあります。集約型の都市構造への転換を進める上でも、住宅の質の向上やストックの活用、福祉・まちづくり等との連携など、住生活基本法の趣旨を踏まえながら、円滑な循環利用を推進することが課題です。

○住宅ストックを有効活用するためには、耐震診断の受診の促進を図ることや、耐震改修、バリアフリー改修などを啓発する必要があります。

○質が高い住宅ストックを形成するためには、民間事業者の市街地における良質な住宅供給を促進することが必要です。違法建築物の未然防止・早期改善のため、定期的に建築物のパトロールを実施し、違反の早期発見・是正に努めています。

○良好な住環境を維持するため、地区独自のまちづくりのルールを定める「地区計画」制度の活用が求められており、住民主体のまちづくりを進めるため、「地区計画」制度の普及啓発、導入支援の必要があります。

○既成市街地では、住宅や店舗、工場などの混在や狭あいな道路により、生活環境の悪化のみならず防災面からの危険性も懸念され、地元住民と共に環境改善を図ることが必要です。

○中山間地域においては人口減少と少子高齢化が著しく、特に過疎地域においては深刻な状況になっており、対策として二地域居住と定住促進を図っています。平成 20 年度には、空き家情報バンクを開始して、売買や賃借の実績を上げています。

○市営住宅の老朽箇所の改修、耐震補強などを実施するとともに、団地の集約化や跡地の処分を進めてきました。高齢社会に対応して、市営住宅のストックを有効に活用することと、セーフティネットとしての役割を高めることが課題となっています。

【施策の体系】

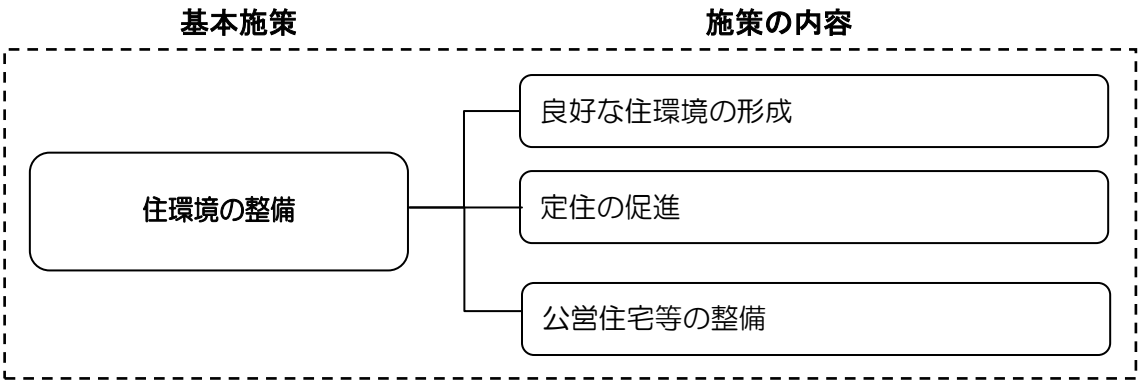

【施策の内容】

⑴　良好な住環境の形成

①　住宅の円滑な循環利用

・空き家の実態把握を行い、地域特性に応じた対策を検討するとともに、住宅ストックの活用と住み替えの情報提供を充実します。

②　住宅ストックの改善

・住宅の耐震化、バリアフリー化などを支援します。
・住宅改善について、市民や事業者への啓発を推進します。

③　良質な民間住宅の供給促進

・市街地再開発事業等による都市型住宅の供給や、土地区画整理事業等での計画的な宅地供給など、市街地整備と連動した住宅供給を促進します。
・建築物のパトロールの充実により、違反建築物の未然防止、早期是正を行います。

④　市街地の住環境の整備

・住民等が主体となって質が高い住環境の形成を進めることができるよう、市街地における地区計画制度の普及啓発を推進します。
・既成市街地における密集市街地において、地域住民の意向把握を行いながら、環境改善を支援します。
・長期間放置され、老朽化や周辺環境の悪化を招いている空き家の安全、衛生面等の対策を進めます。

⑤　既存集落の生活環境整備

・既存集落等における田園環境と調和した生活環境の整備を推進します。

⑥　中山間地域の住環境の整備

・中山間地域において、空き家情報バンクの利用促進を図るなど、自然環境の豊かさを実感できる住環境の整備を推進します。

⑵　定住の促進

①　定住促進への取組

・子育て環境や日常生活での利便性の良さ、自然環境の良さなど、本市の「住みやすさ」についての現状を把握し、市内外に積極的に情報発信します。

②　地域福祉と連携した居住支援の充実

・安心・安全に住み続けることができるように、地域における福祉活動や子育て支援等の福祉政策と連携した居住支援を実施します。

③　二地域居住の推進

・過疎対策のため、空き家情報バンクの利用促進を図るとともに、自然豊かな暮らしを求める二地域居住等のＰＲを推進します。

⑶　公営住宅等の整備

・公営住宅等の計画的な改修・改善の実施と、適正な維持管理による安全で快適な居住環境の提供を推進します。

・既存ストックの有効活用のため、老朽化した公営住宅の集約化を進めます。

第２項　良好な景観の形成

【現状と課題】

○地域の環境の価値を高めて、快適に生活するためには、良好で魅力ある景観を形成することが重要です。
○本市の特性を活かした景観の形成や歴史・文化に根ざした景観の継承を図るために、「津市景観計画」の策定を進めています。
○屋外広告物については、その掲出（設置）について許可や指導を行っています。また、屋外広告物の禁止区間を指定し、景観を損なうことがないよう誘導しています。今後も、主要な沿道における違反指導や、新たな規制誘導などを行っていく必要があります。
○公共性の高い建築物は、デザインや色彩について津市都市デザイン委員会により助言を行っています。
○地域の歴史的景観の継承のために、一身田寺内町を囲む環濠の修景や町並みなどの保全、津城跡の石垣の現状把握をするための測量、北畠氏館詰城跡と霧山城跡からの眺望を確保する間伐などを実施しました。
○拠点的な市街地においては、市街地整備が進んでいますが、賑わいの中にも秩序ある都市らしい景観の形成を図ることが課題となっています。
○農村景観については、農業の担い手育成と地域ぐるみの共同活動などへの支援を通じた、耕作放棄地化の防止に努めています。農地等の保全とともに、集落や農地と調和した景観の形成が必要です。
○森林景観については、森林の適切な維持管理とともに、自然との調和に配慮した景観の形成が必要です。
○水辺景観については、自然環境の保全や基盤整備と合わせて自然環境と調和した景観の形成が必要です。

【施策の体系】

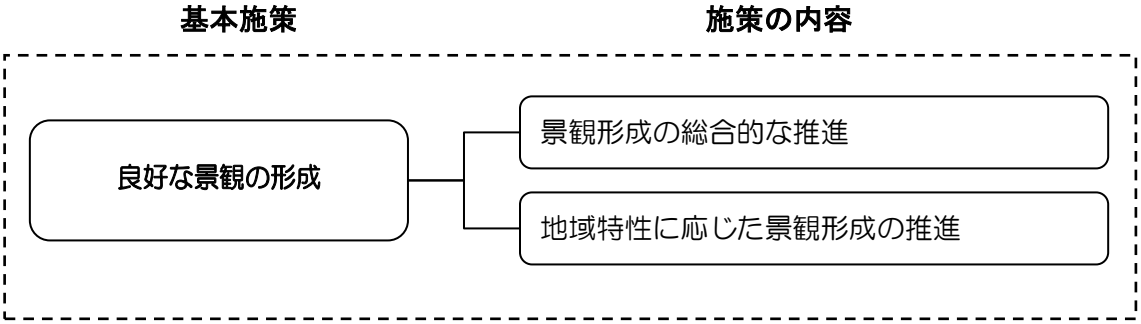

【施策の内容】

⑴　景観形成の総合的な推進

・地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るため「津市景観計画」の策定と、「津市景観条例」の制定に向けた取組を進めます。
・違反屋外広告物についての指導を強化します。
・屋外広告物の禁止地域等については、関係機関と連携し、拡大に取り組みます。

⑵　地域特性に応じた景観形成の推進

①　歴史的景観の保全と継承

・一身田寺内町、津城跡、多気北畠氏城館跡などの歴史的景観や楠原、多気、奥津などに見られる街道景観を保全し、地元住民等と共に継承できる取組を推進します。

②　市街地景観の形成

・津駅前や久居駅前等において、ユニバーサルデザインに配慮しながら、土地利用による景観特性に応じた景観形成を推進します。

③　農村景観の保全・形成

・耕作放棄地の解消や優良農地の保全を進めるなど、農村景観を継承し、集落や農地と調和した景観形成を推進します。

④　森林景観の保全・形成

・森林整備事業による人工林の針広混交林化や広葉樹植栽の推進により、森林の公益的機能に応じた森林景観の形成を推進します。

⑤　水辺景観の形成

・河川、海岸等における自然景観を保全し、自然環境と調和した景観形成を推進します。

第３項　緑化の推進と公園緑地の整備

【現状と課題】

○公園緑地や緑豊かな都市環境は、住民の身近な憩いの場となり運動やイベント等が行えるレクリエーションの場を提供するとともに、都市にうるおいを創出する要素として重要です。

○本市においては、平成 22 年 10 月に策定した「緑の基本計画」において、公園整備や緑化推進の方針を示しています。

○緑化推進事業として「津市民緑と花の市」を年２回開催し、緑の相談室、ガーデニング講習会等のイベントを通じて普及・啓発を実施しています。

○自治会等においては、公園・道路等の公共空間への緑化美化運動を実施しており、その活動は増加しつつあり、今後もその支援が必要です。

○本市において都市計画決定している都市計画公園は総合公園が４箇所、地区公園が５箇所など、計 80 箇所、都市計画緑地は２箇所となっています。

○都市基幹公園の整備としては、市民の憩いや自然環境の保全、レクリエーションの拠点を目的に中勢グリーンパークなどの整備を進めています。

○都市公園の安全・安心対策としては、バリアフリー化工事を進め、子どもから高齢者、障がい者（児）まで誰もが利用しやすい公園整備を進めています。団地開発等で新たな公園整備が行われる際には、ユニバーサルデザインを踏まえた公園整備に努めています。

○公園緑地の維持管理については、除草・清掃・剪定等を自治会等へ委託しています。特に、老朽化が著しい公園は、緊急度を勘案して維持修繕に努めています。今後も自治会等への管理委託を進め、地域に親しまれるように、住民参加の公園管理を進める必要がありますが、住民の高齢化等で受託が難しい自治会が増えていることが課題となっています。

【施策の体系】

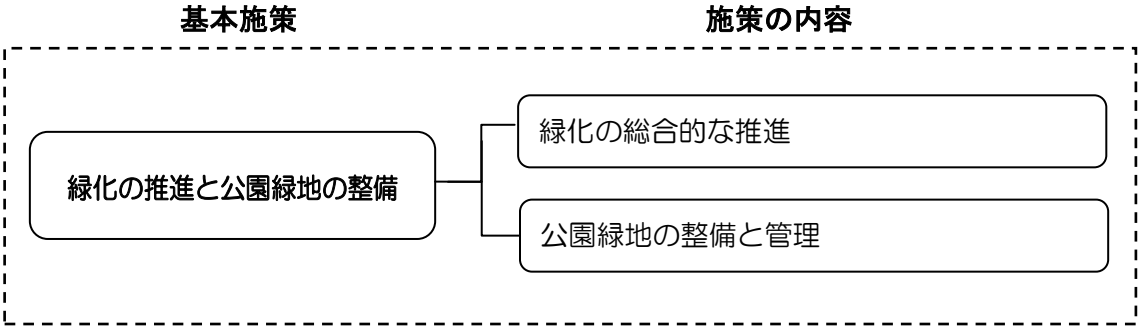

【施策の内容】

⑴　緑化の総合的な推進

①　計画的な緑化の推進

・緑の持つさまざまな機能を十分踏まえつつ、長期的な視点に立って、緑地の保全や緑化の推進、ユニバーサルデザインを踏まえた公園の整備を総合的・計画的に推進します。

②　まとまりある緑の創出

・道路、河川等の公共空間や公共公益施設の緑化を推進します。

③　緑化推進の展開

・「津市民緑と花の市」の開催や記念樹・苗木の配布により自発的な緑化活動を支援します。
・自治会等への花苗等の配布や、自治会とボランティア団体・企業などとの連携を図り、緑化美化運動を拡充します。
・津市緑化基金等を活用した市民の緑化活動への支援や、講習会の開催等により、市民の緑化意識の高揚を促進します。

⑵　公園緑地の整備と管理

①　公園の整備推進

・市民の憩いや自然環境の保全、レクリエーションの拠点として、中勢グリーンパーク、岩田池公園などの整備を推進します。
・千歳山について、市街地に残された貴重な自然の保全と半泥子が過ごした往時を感じる公園として整備します。
・長期未整備の都市計画公園について、市民の合意形成を図りながら、必要性を検証します。

②　既存公園の整備

・地域住民などの公園利用者のニーズや利用形態の変化、施設の老朽化に対応した既存公園の再整備を推進します。

③　緑地の保全・整備

・市街地に残る緑地について、環境、レクリエーション、防災、景観面などの緑地機能を考慮した活用を検討します。

④　公園緑地の維持管理

・安全かつ快適に公園が利用できるよう、各公園施設の修繕や保守点検を実施します。

・地域住民が公園緑地に愛着を持てるように、除草・清掃・剪定などの自治会等への委託を推進します。

1－4　生活基盤の整備

第１項　上水道・簡易水道の整備

【現状と課題】

○安心・安全な水道水の供給は、上水道事業と中山間地域の簡易水道事業により実施しており、快適で衛生的な日常生活を支える重要な役割を担うために、その安定的な確保が必要です。
○安心で快適な給水のために、水質検査計画に基づき水源と給水栓の定期的な水質検査を実施しています。
○施設の拡充・更新事業としては、管路の耐震化、クリプトスポリジウム対策のための高度浄水処理設備の導入、美杉地域の簡易水道事業を実施しています。
○水道基盤施設の耐震化については、基幹管路での耐震化率が低いため、計画的な整備が必要です。浄水基幹施設は耐震２次診断の結果に基づいた整備が必要です。
○簡易水道事業は、現在、美杉地域で八幡簡易水道と下之川簡易水道の整備を計画的に進めていますが、一部、未普及地域が残っています。
○水道事業運営基盤強化の対策として、営業関連業務等の民間委託などを進めてきましたが、今後もコスト削減や事務の効率化を図ることが必要です。

※クリプトスポリジウム：人や動物の下痢の原因になる耐塩素性病原微生物の一種。

【施策の体系】

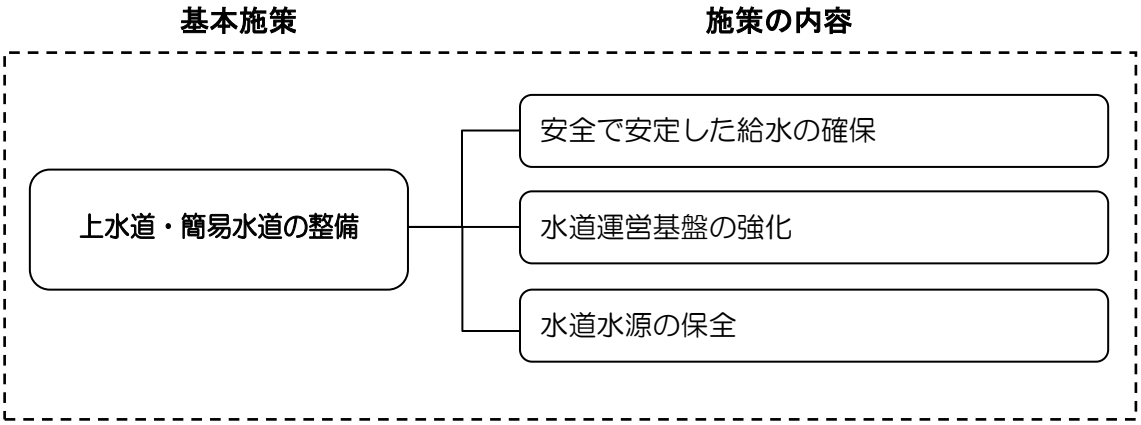

【施策の内容】

⑴　安全で安定した給水の確保

①　総合的な給水事業の推進

・津市全域に安心・安全でおいしい水の安定給水を確保するため、水道事業を計画的に推進します。

②　水質管理の強化

・水道水源から給水栓までの水質管理体制を確立します。
・老朽管の布設替や浄水場の運転管理により、水質監視を強化します。

③　効率的で災害に強い水道の確立

・水運用や施設管理の合理化、情報管理の一元化などを図り、災害に対応できる水運用ネットワークを構築します。
・東海、東南海・南海地震などに備え、水道施設及び管路の耐震化や被災直後の応急復旧など、災害対策を強化します。

④　施設の拡充・更新

・取水・導水・浄水・送水・配水施設の強化と最適技術の導入を推進します。
・簡易水道の上水道への経営統合や水道未普及地域の解消を推進します。

⑵　水道運営基盤の強化

①　水道経営の健全化

・水道事業について市民の理解を得るための啓発を行います。
・水道事業におけるコストの削減や事務の効率化等を推進します。

⑶　水道水源の保全

①　かん養林の保護・育成

・「津市水道水源保護条例」に基づき水質の汚濁防止に向けた適正な措置を行います。
・美里水源の森については、水源かん養機能を保全しつつ住民に安らぎを与える憩いの場・交流の場、そして子育ちの場としての整備に向けた取組を進めます。

②　資源の有効利用

・再生資機材や建設発生土の利用を推進します。
・浄水場における汚泥の再利用化を推進します。

第２項　生活排水対策の推進

【現状と課題】

○生活排水の処理は、健康で快適な生活を確保し、公共用水域の水質を保全するために重要な事業であり、その対策を進める必要があります。
○津市の汚水処理人口普及率は､平成23年度末で80.1%であり着実に向上しています。
○生活排水対策を総合的に推進するために、平成23年度に「生活排水処理アクションプログラム」を見直し、より効率的・効果的に生活排水処理施設の整備を進められるよう公共下水道区域及び農業集落排水区域の一部を浄化槽区域へ変更しました。
○公共下水道については、平成 23 年度末で下水道普及率 43.6%、下水道整備面積3,226.1ha で、順調に事業を進めています。下水道普及率は、全国的にみると低い位置にあり、さらなる整備の推進を図ることが必要です。
○農業集落排水は、施設の適正な維持管理を実施するとともに、未接続世帯へ啓発を実施し、農業集落水洗化率の向上に努めています。
○浄化槽は、浄化槽設置を支援することで汚水処理人口が増加しています。浄化槽の適正な維持管理について、市ホームページ・広報津への登載、窓口での案内、補助金交付対象者への通知により啓発していますが、定期的な法定検査の受検率が低いことなどが課題となっています。

【施策の体系】

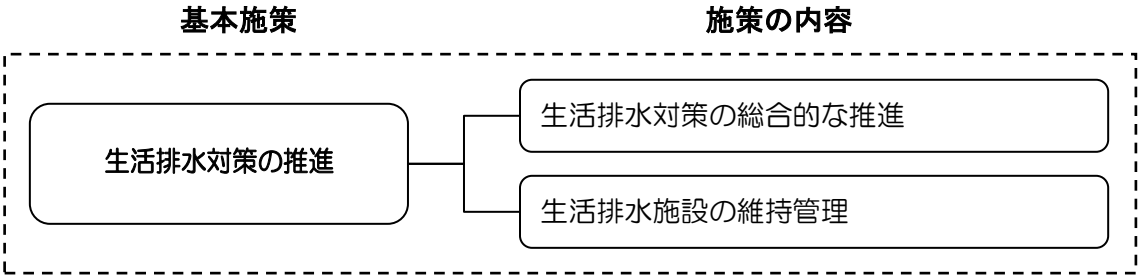

【施策の内容】

⑴　生活排水対策の総合的な推進

①　公共下水道の整備推進

・公共用水域の水質保全や自然環境の保全を図るため、効率的な下水道整備を推進します。

②　流域下水道の整備促進

・中勢沿岸流域下水道の志登茂川処理区、雲出川左岸処理区、松阪処理区における幹線及び処理場整備を進めるとともに、志登茂川処理区の早期供用開始を促進します。

③　下水道水洗化率の向上

・水洗化率の向上を図るため、下水道への接続について、供用開始地区の未接続世帯への指導、啓発活動を強化します。

④　農業集落排水の水洗化率の向上

・水洗化率の向上を図るため、農業集落排水への接続について、未接続世帯への啓発活動を強化します。

⑤　浄化槽設置の啓発と促進

・公共用水域の水質保全に寄与するため、浄化槽設置の啓発活動を強化します。
・市が設置主体となって浄化槽を整備する制度の導入に取り組みます。
・浄化槽設置整備事業補助制度を充実させます。

⑵　生活排水施設の維持管理

①　下水道施設の維持管理

・公共用水域の水質保全のため、下水道施設を適正に維持管理します。
・処理場、管渠等の施設の長寿命化対策を推進します。

②　農業集落排水施設の維持管理

・農村地域における農業用用排水の水質保全及び農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水施設の適正な維持管理を促進します。

③　浄化槽の維持管理の促進

・浄化槽の適正な維持管理の啓発活動を強化します。
・市が主体となって維持管理する制度の導入に取り組みます。

・市内の団地の集中浄化槽について、市への移管をめざした取組を進めます。

第３項　生活道路の整備

【現状と課題】

○生活道路は、市民にとって日常的な移動を安全に行うための基盤であり、重要度も高くなっています。
○基盤整備が行われていない市街地や農業集落地域においては、生活道路が狭く、通行に支障がみられます。
○狭あい道路の拡幅を行うためには、市民の理解と土地の提供の協力が必要であり、家屋等を後退させるセットバックのための用地整備に今後も取り組む必要があります。
○安全・安心な道路等の確保については、通行が円滑にできるように、道路、水路及び付帯構造物の修繕・補修と、路肩等の除草・清掃を持続的に進めることが必要です。
○安心して通行できる橋の確保のためには、橋りょうの修繕、落橋防止、維持補修を行い橋りょうの保全と補強を着実に進めることが必要です。
○市道（平成 23 年度末現在 3,437 km）及び橋りょうなどの修繕については、地元と協議しながら、優先度の高い箇所を選定して整備促進を図ることが必要です。

【施策の体系】

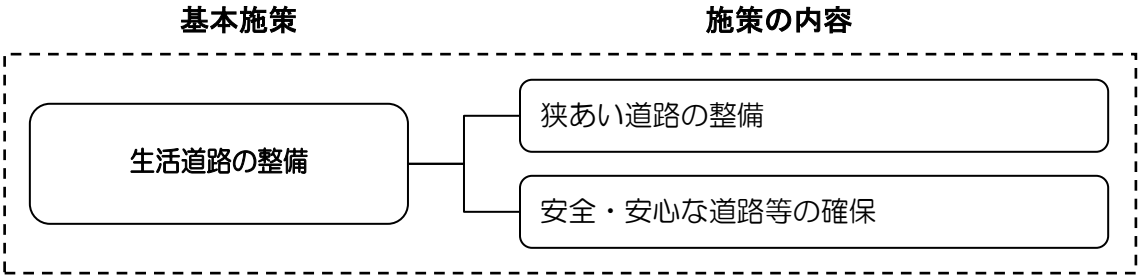

【施策の内容】

⑴　狭あい道路の整備

・幅員４ｍ未満の狭あい道路については、利便性と安全性を確保するために、拡幅・整備を推進します。

・狭あい道路の解消を図るため、セットバックする仕組づくりに取り組み、道路後退用地の確保や門塀等の撤去、舗装などを推進します。

⑵　安全・安心な道路等の確保

①　安全な道路の整備

・カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設や歩道等の整備を進めます。

・ユニバーサルデザインを取り入れた歩行者及び自転車空間の整備を推進します。

②　道路・橋りょうの維持管理

・地元の生活環境に合った安全な道路・橋りょうの維持保全を推進します。

・橋りょうの耐震補強、長寿命化を推進します。

第４項　墓地の維持管理と新斎場の整備

【現状と課題】

〇墓地や斎場は、生涯を終えた人を厳粛に弔うための不可欠な施設です。
〇４地区６箇所ある市営墓園のうち、香良洲墓園は約 100 区画の空きがあるものの、他の墓園はほぼ満所状態です。
〇墓地については、市営墓園の未使用墓所の利用や、高齢化の進展等に伴う市内の墓地需要の把握が課題となっています。
〇市営墓園は、浄化槽の点検・草刈り清掃等を実施し、墓地が良好な環境で利用できるよう努めています。また、広報等で市営墓園の未使用墓所の募集を行っています。
〇新斎場の整備については、平成 21 年度に建設地を決定し、平成 22 年度に基本的な整備方針を示した「新斎場建設整備計画」を策定しました。また、新斎場建設整備に最適な事業手法を調査した結果、平成 23 年度には、民間活力を活用したＰＦＩ手法の採用を決定しました。

【施策の体系】

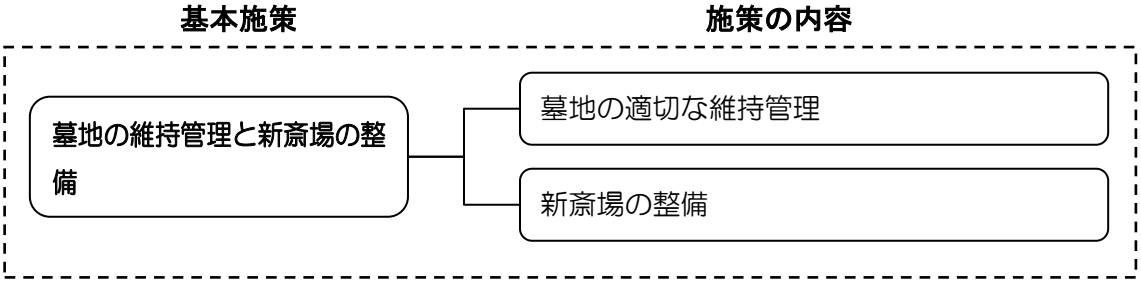

【施策の内容】

⑴　墓地の適切な維持管理
・墓地用地や市営墓園の運営及び維持管理を推進します。
・市営墓園の空き状況及び墓地需要を見極めながら、市営墓園のあり方を検討します。

⑵　新斎場の整備
・平成 27 年１月の供用開始をめざし、新斎場の整備に係る事業を推進します。
・新斎場の整備に当たっては、ＰＦＩ手法の採用により民間の経営能力及び技術的能力の活用による良好なサービスの提供と効率的な施設整備を進めます。

美しい環境と共生するまちづくりの重点施策

重点施策	ページ
新最終処分場の建設推進	３３
リサイクルセンターの建設推進	３３
白銀環境清掃センターの跡地整備	３３
再生可能エネルギーの創出推進	３６
環境共生社会の実現に向けた活動推進	３８
森林の保全と整備	４０
千歳山の整備推進	５０
水道管路の耐震化	５３
下水道の整備推進	５５
橋りょうの長寿命化	５８
新斎場の整備	５９

２　安全で安心して暮らせるまちづくり

２－１　安全なまちづくりの推進

第１項　終わりなき防災施策の強化

【現状と課題】

○平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災での津波による甚大な被害を受け、津市地域防災計画の見直しを進め、平成 23 年 12 月に津波対策編を策定しました。また平成 24・25 年度を災害対応力強化集中年間に定め、本市の災害対応力をより一層高めるため、津市地域防災計画を災害対応に係るノウハウが集約された、実践的な計画となるよう見直しを進めています。平成 24 年８月には、内閣府から「あらゆる可能性を考慮する」という観点から、理論上最大となる南海トラフの巨大地震に関する被害想定等が公表されたことから、それらも踏まえた地震・津波や風水害等の災害に的確に対応するためのさらなる災害対応力の強化が喫緊の課題となっています。

○災害に強いまちづくりを進める取組として、大規模地震からの被害を軽減するため、津市耐震改修促進計画に基づき、公共施設や木造住宅等の耐震化を進めています。平成 24 年８月の内閣府の公表では、本市の最大震度７が想定されています。今後においても、公共施設の計画的な耐震化を図るとともに、さらなる木造住宅の耐震化を促進していく必要があります。

○迅速かつ安全な津波避難体制を確立するため、三重県が想定する巨大地震（M8.7）の津波による浸水が予測される地域の小学校区単位での自主防災組織や自治会のリーダー研修会を開催し、その後、各学校区内の単位自主防災組織や自治会による津波避難計画の作成支援の取組を行っています。今後においても、三重県が想定する巨大地震（M9.0）の津波による浸水が予測される地域の小学校区単位でのリーダー研修会を開催し、津波避難計画の作成支援の取組を進め、一人ひとりの避難計画作成を促進していく必要があります。

○津波災害時における迅速な避難体制を整備するため、津波避難ビル・津波避難協力ビルの指定や、海抜表示等の設置に取り組んでいます。今後においても、津波避難ビル等の指定を推進するほか、海抜表示・避難誘導表示等の整備に取り組み、津波からの避難対策のさらなる強化を図る必要があります。

○災害時における避難体制の整備として、避難所の確保、食料や防災資機材等の備蓄などに取り組んでいます。今後においても、地域住民が安心して避難生活が送れる

よう対策の強化を図る必要があります。

○災害時における情報伝達手段として、デジタル同報系防災行政無線及びメール等の情報配信システムの整備を完了し、さらに一般通信網が途絶した場合に備え、デジタル移動系防災行政無線の整備に取り組んでいます。今後においても、より迅速かつ適切な情報収集伝達体制を確保するため、防災情報通信システムの適切な運用及び充実に取り組む必要があります。

○市民一人ひとりの防災意識の高揚と地域による自主防災活動を促進するため、地域による訓練や研修会の実施、防災資機材の整備等に対する支援などを行っています。今後においても、大規模災害による被害を軽減するには、地域住民の「自助」と「共助」の意識の向上が不可欠であることから、自主防災活動が活性化するための取組を推進していく必要があります。

【施策の体系】

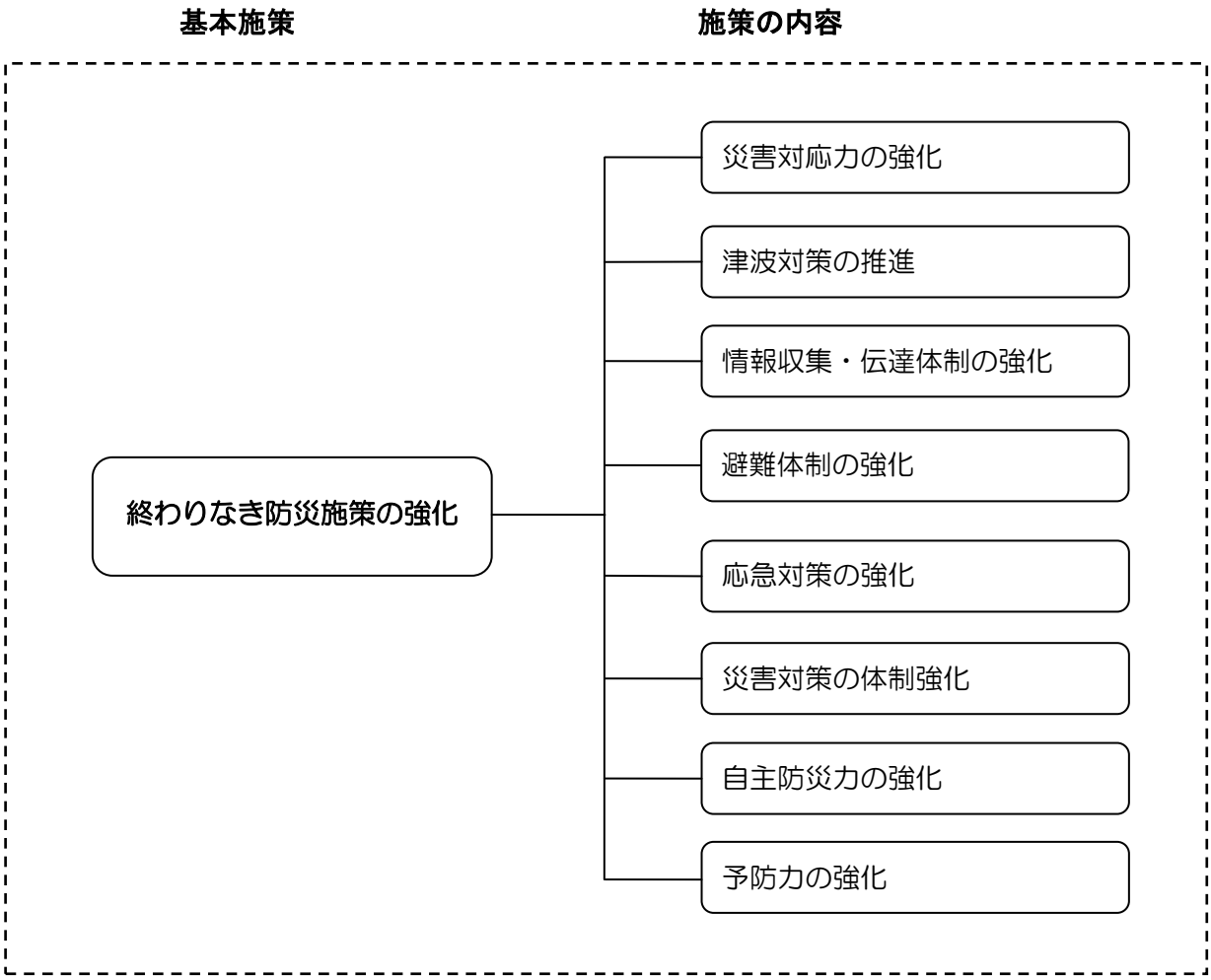

【施策の内容】

⑴　災害対応力の強化

①　地域防災力の強化

・災害に強いまちづくりを進める取組として、大規模災害からの被害を軽減するためには、国・県・市の「公助」だけでは限界があり、自分の身を自分の努力で守る「自助」とともに、地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら、組織的に取り組む「共助」が必要不可欠です。そして「自助」「共助」による地域の防災力と、「公助」が連携することで被害の軽減を図ることができることから、それぞれの役割を明確にし、防災対策に取り組むことで災害対応力の強化を進めていきます。

・東日本大震災から得た教訓や対応策、新たに公表された南海トラフ巨大地震の被害想定等も踏まえ、平成 24・25 年度の災害対応力強化集中年間終了後も、地震・津波や風水害等の災害に的確に対応するため、不断の取組として津市地域防災計画の見直しを進めます。

⑵　津波対策の推進

①　津波避難ビル

・避難が遅れた住民の方、救助活動に従事する方などが、緊急かつ一時的に避難できる津波避難ビルとして、民間施設や市有施設の指定を進めるとともに、国・県有施設の指定も併せて進めます。

②　津波避難協力ビル

・津波避難ビルに加えて、利用に時間的制約のある津波避難協力ビルの指定を進めるとともに、適当な避難施設がない地域においても、緊急的に一時避難できる場所の確保を図ります。

③　海抜・標高・誘導表示

・津波時の迅速な避難の目安となるよう、避難所、一時避難場所の看板及び市道上のカーブミラーや電柱に海抜表示の設置を進めます。
・各地域の津波避難計画に基づいた津波避難誘導表示や津波避難ビル等への避難誘導表示の設置を進めます。
・地震防災マップや沿岸地域標高マップの内容を更新するなど状況の変化に応じた対応を行います。

④　津波避難計画

・本市では、津波が到達するまでの一定の時間を有効に活用し、「より遠く」「より高い場所」へと、津波浸水予測地域外の避難所や高台等の安全な場所に避難することで、自らが命を守ることを基本とし、津波避難の支援対策として三重県が想定する巨大地震（M9.0）の津波による浸水が予測される地域内の自主防災組織や自治会による津波避難計画の作成支援を行います。

⑶　情報収集・伝達体制の強化

①　防災行政無線の充実

・災害時に迅速かつ的確な情報伝達が可能となるよう、デジタル同報系防災行政無線の適切な管理運営を行います。
・市及び防災関係機関相互の情報通信体制を確保するため、デジタル移動系防災行政無線の整備を進めます。
・電波伝搬状況が厳しい山間地域や孤立集落対策として衛星携帯電話の配備等、非常通信手段を確保し、情報連絡体制を強化します。

②　情報発信体制の強化

・防災情報メール、ファクス配信の登録を進め、防災情報メールシステムの機能を活用します。

・インターネットのポータルサイト運営会社との協定締結により、大規模災害時における市ホームページのキャッシュサイト設置によるアクセスの負荷軽減や、運営会社のポータルサイトへの防災情報の掲載など、情報発信体制を強化します。

・遠隔地の自治体との災害時の情報発信に関する相互応援協定に基づき、ブログ等を活用した情報掲載の代行による大規模災害発生時における情報発信体制を強化します。

③　わかりやすい情報の伝達

・サイレン音の活用など、より伝わりやすい情報伝達体制を充実します。

⑷　避難体制の強化

①　避難所・福祉避難所の拡充

・津波による甚大な被害の発生が予想される場合は、原則として津波浸水予測地域内の避難所を開設しないことに加え、沿岸部が津波に襲われることによる多数の避難者の発生に備えるため、不足する避難所等の配置に係る見直しを行います。

・迅速かつ的確な避難が可能となるよう各避難所への案内表示の設置を進めます。

・災害時の避難生活において、災害時要援護者が安心して避難生活ができるよう福祉避難所の指定を進めます。

②　備蓄・機器類の充実

・三重県が想定する巨大地震（M9.0）による津波浸水予測地域の広がりに対応するため、災害用備蓄品の備蓄計画を見直すとともに、高齢者や障がい者（児）などの災害時要援護者や女性の視点等を取り入れるなど、さまざまなニーズに応じた災害用備蓄品を充実します。

・孤立集落対策として、災害用備蓄品及び備蓄倉庫を充実します。

・上水道施設が被災し、使用が不可能となった場合に供給可能な井戸を災害時協力井戸として活用し、災害時の生活用水の確保につなげます。

③　避難所マネジメントシステムの構築

・大規模災害発生時においては、数多くの住民が避難し、避難所開設・運営に混乱を来す可能性が考えられることから、各避難所における避難者数及び開設状況、必要物資等を把握し、迅速・適切な避難所管理を行うためのシステムを構築します。

④　避難判断マニュアルの見直し

・住民が迅速かつ円滑に避難できるよう避難判断の的確化が必要であることから、さまざまな災害に対する避難勧告等の出し方の見直しをはじめ、災害対策本部や関係各部の準備体制を強化します。

・避難勧告等を発令するに当たり、河川、ダム等の施設管理者である国・県の関係機関との連携を強化します。

⑤　避難所の開設・運営体制の充実

・避難者が安心して一時的な生活ができるよう、避難所及び福祉避難所の運営体制を充実します。

・地域住民や避難者が自主的に運営できる避難所の体制整備に向けた取組として、避難所運営委員会の設立に向けての支援を進めます。

⑥　災害時要援護者の避難支援

・高齢者や障がい者（児）などの災害時要援護者が適切に避難するためには、地域の住民による「共助」が重要となることから、地域による避難支援体制づくりと、災害時要援護者に配慮した避難計画となるよう支援を行います。

・災害時要援護者を含めた地域での防災訓練の開催を支援します。

⑸　応急対策の強化

①　災害時応援協定の推進

・他の自治体や民間団体・企業との災害時応援協定の締結をより一層進め、広域的な防災体制や協力体制を充実します。

②　防災物流施設の整備

・平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災をはじめとする過去の大規模災害を踏まえ、被災者支援を円滑に行うためには、陸海空路による多様な輸送体制の構築が必要なことから、津松阪港伊倉津地区公共ふ頭及び伊勢湾ヘリポートを活用した津市防災物流施設の整備を進めます。

③　ボランティア活動支援体制の準備

・災害時における被災者への支援には、ボランティア活動の有効性、有益性が過去の大規模災害において改めて認識されていることから、平常時から、ボランティア活動に携わる団体など関係機関との連携を強化するとともに、協力体制を構築します。

・災害発生時におけるボランティアの受け入れや活動の拠点となる災害ボランティアセンターの体制づくりを津市社会福祉協議会と連携して進めます。

⑹　災害対策の体制強化

①　訓練の充実

・災害対策本部各部の連携体制や、災害情報管理システムの運用等、各種の検証を行うため、さまざまな被害想定による図上訓練を実施します。
・職員参集システムを活用した職員の非常参集訓練を実施し、情報伝達、参集状況、指揮体制の状況等について検証を行い、適切な初動対応が可能な体制づくりを進めます。
・三重県、警察、医療機関、ライフライン関係機関等との連携による総合防災訓練・図上訓練を実施します。

②　災害対策本部の機能充実

・災害の状況に応じてより適切な対応ができるように、職員 2,500 人体制に応じた職員の有効活用など、災害対策本部の組織体制を見直します。
・大規模災害時に迅速かつ的確に対応するためには、県と市が一体となった協力体制が必要であることから、津市災害対策本部への県職員の派遣等、三重県との協力体制を構築します。
・広域的な防災体制や官民が連携した相互体制を充実させるため、防災機関合同研修会等を通じ、三重県、警察、医療機関、ライフライン関係機関等との連携を強化します。
・災害対策本部が設置される本庁舎の非常用電源の確保や通信体制等の機能強化を進めます。
・災害対策本部予備施設の準備運営体制の備えを強化します。

③　津市防災会議の活性化

・国、県及びライフライン関係機関をはじめとする各防災関係機関の代表者で構成する防災会議は、災害対策基本法の改正により、地域に係る防災に関する重要事項の審議並びに重要事項に関し市長に意見を述べることと規定されていることから、本市の災害対策の強化に向けて、定期的に防災会議を開催します。
・老若男女すべての方が安心できる力強い防災対策を進めるためには、女性委員の登用をはじめ、多様な視点からの意見を伺うための委員の参画を進めます。

④　防災アドバイザーからの助言

・高度の学識経験を有する者を津市防災アドバイザーに委嘱し、災害への事前対策や災害発生時の対応等について、専門的見地から助言を受け、災害対応力の向上につなげます。

⑺　自主防災力の強化

①　組織強化

・津市自主防災協議会や各支部が実施する防災訓練、研修会等の活動を支援します。
・各地域の自主防災組織の活性化に向けて、地域で開催される防災学習会や防災訓練の開催を支援します。

②　活動支援

・大規模地震や風水害等の災害に的確に対応するため、地域の実情に応じた避難計画の策定が必要であることから、津波浸水予測地域外においても、小学校区単位でのリーダー研修会を開催し、防災及び避難計画の作成支援を行います。
・地域における相互の連携強化や防災意識の高揚のため、自主防災協議会支部が実施する防災訓練、研修会等の活動を支援する制度の活用を促進します。
・組織の活性化に向けた支援制度の活用を促進します。

③　人材育成

・市民との協働による津市民防災大学を開講し、地域の防災リーダー教育を推進します。
・三重県防災コーディネーター、津市民防災大学の修了生など、地域の防災知識を有する人材バンクの登録制度を創設し、人材の有効活用を図ります。

④　資機材の支援

・共助の観点から、自主防災活動の活性化及び災害時における各種防災資機材、非常食等の整備を目的とした支援制度の活用を促進します。

⑻　予防力の強化

①　建築物の耐震化

・住宅の耐震化については、国と同様に、平成 27 年度末までに耐震化率 90%を本市の目標値としており、その達成に向けて、地域で開催される防災学習会や防災訓練等を通じて市民の意識啓発を推進するとともに、無料相談会や訪問啓発事業を実施し、木造住宅無料耐震診断、耐震補強計画事業、補強事業、耐震シェルター設置事業などの支援制度の利用促進を図ります。
・身近な地震対策である家具等転倒防止についても支援制度の充実を図りながら、取組を促進します。
・住宅以外の耐震化については、国の目標値として平成 27 年度までに多数の者が利用する施設の耐震化率を 90%、また三重県においては平成 27 年度末までに県有及び市有の特定建築物について耐震化率を 100%と設定しています。本市においては、平成

27 年度末までに特定建築物の耐震化率を 90%、市有建築物のうち特定建築物である施設及び特定建築物に該当しないものの災害時に機能を維持する必要のある施設の耐震化率を 100%としており、その達成に向けて耐震化を計画的に進めます。

② 防災意識の啓発

・防災・減災に関する意識の啓発を図るため、広報紙や市ホームページ、各種メディア、地域の防災学習会等を通じて防災に関する情報を提供します。
・市民の防災意識の高揚を図るため、地域で開催される防災学習会や防災訓練の開催を支援します。

③ 防災教育

・将来の地域防災を支える子どもたちと、家庭の防災意識の向上を図るため、防災こども教室を開催します。
・地域防災力の向上を図るため、学校で行われる防災教育への支援を行います。

第２項　災害に強いまちづくりの推進

【現状と課題】

○平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災での甚大な被害を受け、地震・津波等の大規模災害についての市民の不安や関心が高まっています。

○災害に強いまちづくりを進める取組として、大規模災害からの被害を軽減するため、防災・減災の考えに基づいた都市の整備を行っていく必要があります。

○治水対策の推進では、国や県が管理する河川や海岸堤防について、国や県に要望を行い、整備促進を図りました。特に、海岸堤防の促進については、地域住民の安全で安心した生活を確保するため、地震・津波・高潮等に対応した海岸堤防の早期整備を国・県に要望しており、国において、香良洲地区、津地区（贄崎工区）の整備が平成 23 年度までに完了し、平成 23 年度からは津地区（栗真町屋工区、阿漕浦・御殿場工区）が新たに事業着手されました。白塚地域・河芸地域の海岸堤防については、今後、整備促進に向けた取組を進める必要があります。

○市が行う治水対策として、準用河川をはじめ、幹線水路のしゅんせつや除草など、適正な維持管理に努めています。また、排水機場・ポンプ場等の既存雨水排水施設の管理を適切に行うとともに、施設整備を進めることにより、排水能力の向上を図り、浸水被害の低減に努めています。

○治山対策の推進では、山地災害等の復旧を国や県に要望を行い、事業の推進に向け協力をしてきました。今後も自然災害の未然の防止等、三重県の治山事業の効率的かつ効果的な推進が図れるよう県との連携を深めるとともにさらなる取組を進める必要があります。

【施策の体系】

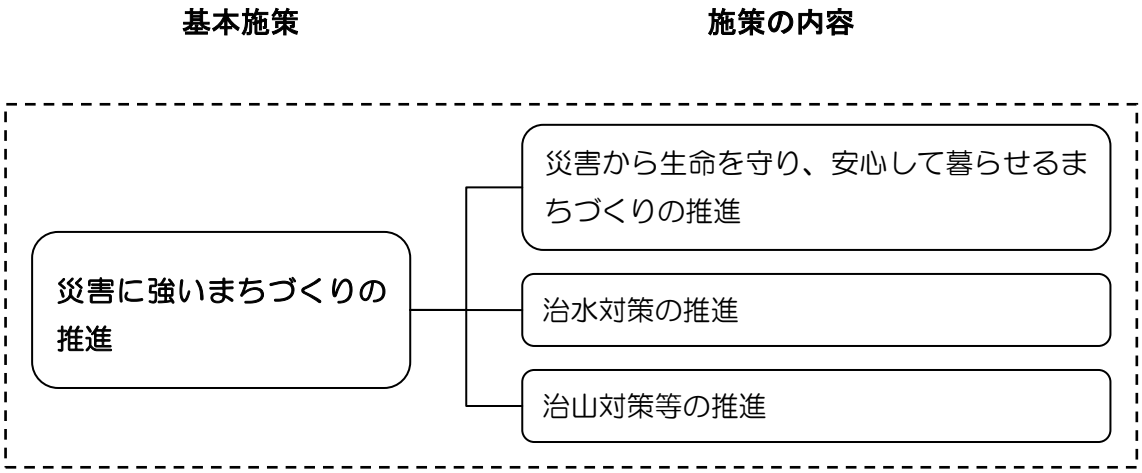

【施策の内容】

⑴　災害から生命を守り、安心して暮らせるまちづくりの推進

①　防災・減災の視点に立脚したまちづくりの推進

・防災・減災の考え方に基づき、災害に強いまちづくりを推進し、市民のいのちを守るため、常に防災・減災を意識した都市の整備を進めます。

②　災害に強いまちの形成

・密集市街地の改善や河川・海岸における堤防の耐震化など、災害に強い市街地の形成に向けた整備を促進します。
・緊急車両の進入が可能な道路幅員の確保と、災害時に円滑な避難ができるよう、路肩のカラー舗装化による歩車道分離やソーラー照明灯の設置など、避難路として利用することができる道路の整備を推進します。
・緊急的な避難場所として、周辺より高い道路等への避難階段を設置します。
・夜間停電時の安全確保のため、ソーラー照明灯の設置を進めるなど、災害時の活用を考慮した公園整備を検討します。

⑵　治水対策の推進

①　津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の促進

・津松阪港海岸については、引き続き国による津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業による栗真町屋工区及び阿漕浦・御殿場工区の整備を促進します。

②　海岸堤防の整備促進

・白塚地域・河芸地域の海岸堤防については、早期事業化を促進します。

③　主要河川の整備及び維持管理の促進

・国管理の雲出川・雲出古川・波瀬川の計画的な整備計画の進捗及び適切な維持管理を促進します。
・県管理の相川水系（相川・天神川）、安濃川水系（安濃川・美濃屋川）、岩田川水系（岩田川・三泗川）、志登茂川水系（志登茂川・横川）などの二級河川の河川整備の進捗及び適切な維持管理を促進します。

④　準用河川等の維持管理

・準用河川や調整池の施設整備としゅんせつ、除草、修繕など、適切な維持管理を行います。

⑤　雨水排水対策の推進

・総合的な浸水対策事業（市内排水路、下水道雨水幹線、貯留槽の整備）を図るとともに、排水機場等の整備と適切な維持管理など雨水排水対策を進めます。

⑶　治山対策等の推進

①　森林の公益性を重視した治山の推進

・山地災害防止機能など森林の持つ公益的機能を保全し、土砂流出や地すべりの防止、下流域での水害を未然に防ぐ森林の保水力の維持など災害に強い森林づくりを促進します。

②　山地災害危険地区対策の促進

・三重県と共同で危険箇所の把握を行い、市民への周知を行います。
・山地災害危険地区における土砂災害防止のための対策を促進します。

③　砂防急傾斜地崩壊対策の促進

・三重県と共同で危険箇所の把握を行い、市民への周知を行います。
・土砂災害から人命を守るため、三重県に対し砂防・急傾斜地崩壊対策事業を促進します。

④　土砂災害防止対策の推進

・土砂災害警戒区域の指定を推進するとともに、指定を受けた区域内において、土砂災害から市民の生命を守るため、災害情報の伝達や素早い避難が可能となるよう、警戒避難体制の整備を進めます。

第３項　消防力の充実

【現状と課題】

○平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災での甚大な被害を目の当たりにし、巨大地震などの大規模自然災害への備えが喫緊の課題となっています。このため、救助活動の高度化、装備資機材の充実を図る必要があります。

○火災の発生は減少傾向にありますが、本市は都市部と中山間部で構成されていることから、地域の実情に応じた消防技能や専門的知識を有する隊員を数多く養成するとともに、高機能な消防車両の導入や、各種消防資機材の充実を図る必要があります。

○救急要請は、増加の一途をたどっており、救命措置についても年々高度化しています。このため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の増員など、救急体制の充実を図っています。一方、通報から現場到着や病院到着に要する時間、いわゆるレスポンスタイムが長くなっている傾向にあり、時間短縮や円滑な受入体制の構築が課題となっています。

○平成 20 年４月に津市消防防災指導センターを設置し、防火・防災思想の普及啓発を図ってきましたが、災害から市民を守るためには、総合的な防災力の強化を図る必要があります。また、地域の消防体制の要である消防団についても、団員の確保が年々難しくなっており、消防団に入団しやすい環境を整えるとともに、消防団の活性化を図る必要があります。

○消防活動の拠点となる消防庁舎の中で、経年により老朽化、狭あい化が著しい施設について建て替えていく必要があります。また、消防車両や消防資機材についても、計画的に更新していく必要があります。

○消防救急無線は、電波法関係審査基準の一部改正及び周波数割当計画の一部変更により、平成 28 年５月 31 日までにアナログ方式からデジタル方式に移行する必要があります。

【施策の体系】

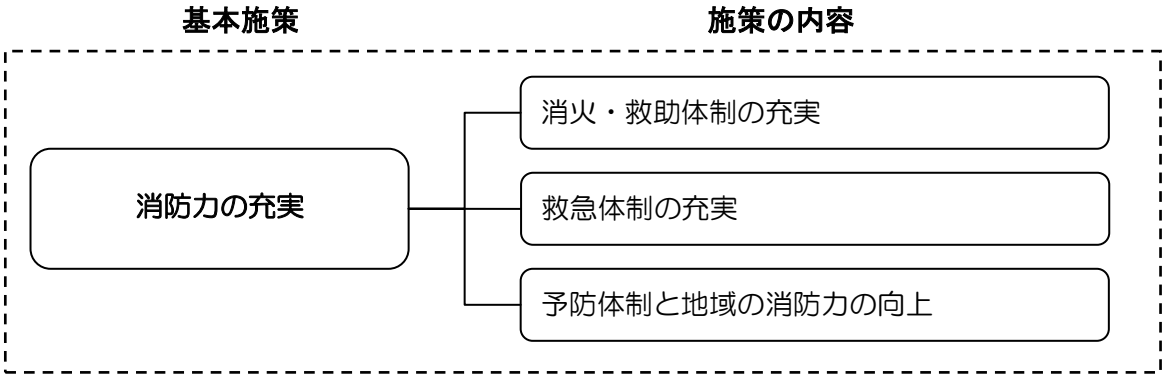

【施策の内容】

⑴　消火・救助体制の充実

①　消火・救助体制の充実

・巨大地震等の大規模自然災害や、市街地形態等の社会情勢の変化に対応できるよう、高度救助隊の創設や車両、救助資機材の高度化等を推進します。

・消防・救助隊員の高度な技術の向上や習得を推進します。

・広域かつ複雑多様化する各種災害に対応するため、県内外消防本部などの関係機関との連携強化を推進します。

②　消防施設・車両の充実

・消防庁舎の建て替えや消防車両・消防資機材の高機能化等により、消防力を計画的に強化します。

③　通信指令システムの充実

・消防救急無線については、移行期限までにデジタル化を実施するとともに、消防指令センターを更新し、消防におけるＩＣＴの高度化を推進します。

⑵　救急体制の充実

①　消防と医療機関等との連携推進

・救急救命士が行う応急処置等の質を向上させるため、メディカルコントロール体制を充実するなど、医療機関との連携を強化します。

・円滑な搬送及び受入れ体制が構築できるように、医療機関等とのさらなる連携を推進します。

②　救急業務高度化の推進

・的確な災害対応を行うため、現場で活動する隊員の確保を優先するとともに救急救命士の養成を積極的に行います。

・積極的に研修や訓練を実施し、救急隊員の知識、技術等を維持または向上させることにより、救急業務の高度化を推進します。

⑶　予防体制と地域の消防力の向上

①　防火意識の高揚と地域の消防防災力の向上

・消防防災指導センターにより、市民に対する消防防災に関する指導・啓発や初期消火訓練等の実践的な訓練指導を行い、地域の消防力の向上を推進します。

・津市防火協会等の関係団体と連携し、市民・事業者の防火意識の向上を促進します。

・事業者等に対する消防法令順守を推進し、適正な防火管理の徹底を推進するととも

に、消防法令違反事業所等については、違反を是正するよう行政指導などを行い、火災発生を未然に防止します。

②　消防団の充実

・消防団員の確保や活動しやすい環境整備のために、消防団協力事業所表示制度や機能別団員制度等を活用した取組を行い、消防団の活性化を推進します。
・各種災害に対応するための資機材を充実させるとともに、活動時における安全対策を強化します。
・消防団員の災害対応力や資質向上を図るため、教養、訓練の充実や三重県消防学校への研修派遣等を推進します。

第４項　交通安全対策の推進

【現状と課題】

○全国で通学中の児童を巻き込んだ交通事故が発生していることから、通学中の児童・生徒が安全に通学できる対策をとることが必要となっています。
○交通安全施設の充実では、施設整備や放置自転車対策等により放置自転車数は減少していますが、一部の自転車等駐車場では収容台数を超えた自転車等が駐車されていることから、適正駐車のための対策をとることが必要となっています。
○交通安全意識の高揚では、交通安全教育推進事業を実施し、市内の保育園・幼稚園児、小中学生、高齢者を対象として、津市交通教育プロバイダ（市民の交通安全知識の普及と交通安全意識の高揚を図ることを目的に設置）による交通安全教室を開催することにより、正しい交通ルールや交通マナーの習得に取り組んでいます。
○各種交通安全対策を実施しているものの、津市内（津署及び津南署管内）の平成 23 年中に発生した人身事故発生件数は、1,717 件（三重県警ホームページによる）であり、16 名もの方が亡くなられている現状があることから、今後も引き続き、交通安全教室等による交通安全の普及啓発に取り組んでいく必要があります。

【施策の体系】

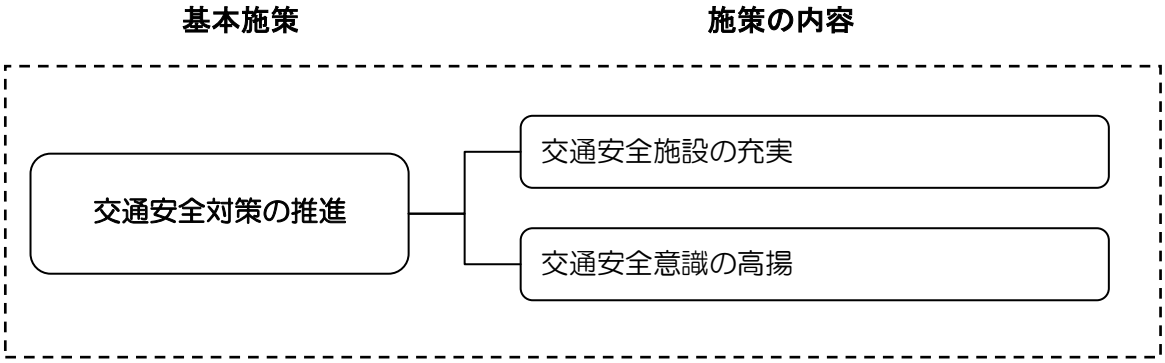

【施策の内容】

⑴　交通安全施設の充実

①　交通安全施設の整備

・公安委員会、教育委員会、地元自治会等と連携して、交通事故多発箇所や危険箇所を把握し、交通安全施設の更新や整備を推進するとともに、小中学生などの通学路の安全性の確保につなげます。

②　放置自転車対策の推進

・自転車等放置禁止区域を新たに指定するなどの見直しを図り、周知に努めるとともに、引き続き放置を防止することに努め、また、街頭での啓発活動を通じ、自転車利用者のモラル向上をめざします。

・鉄道関係者などの協力を得ながら、主要駅周辺における公共自転車等駐車場の整備を含めた管理・運営を見直します。

⑵　交通安全意識の高揚

①　交通安全に対する意識の啓発

・関係機関・団体と協力し、街頭啓発活動などにより交通安全運動の周知に取り組みます。

・御殿場・阿漕浦海岸において海岸堤防の整備が計画されていることから、交通遊園施設の今後の方向性について検討を行い、検討結果に基づいた施策を推進します。

②　交通安全教育の充実

・交通安全父母の会連絡協議会について、活動の活性化に向けた取組を進めます。

・交通教育プロバイダによる市内の保育園・幼稚園児、小中学生や高齢者を対象とした交通安全教室を充実します。

第５項　防犯対策の推進

【現状と課題】

〇地域の防犯力の向上を図るために、自治会等が行う防犯灯の設置を支援し、歩行者等の安全と犯罪の抑制を図っています。

〇防犯灯の設置に関しては、昨今のエネルギー供給量等を勘案し、省エネルギー化に対応した電灯を設置していく必要があります。

〇防犯対策の推進を図るため、平成 18 年 7 月に設置された津市防犯協会を中心に、市民の防犯意識向上のための啓発等を行うとともに、平成 23 年度に津市暴力団排除条例を制定し、暴力追放、生活安全の意識の高揚に取り組んできました。

〇全国各地で暴力団排除条例が制定され、市民への認知度は高まりつつあるものの、今後も継続して、暴力追放を推進することにより、津市からあらゆる暴力を排除して、平和で明るい社会を築いていく必要があります。

【施策の体系】

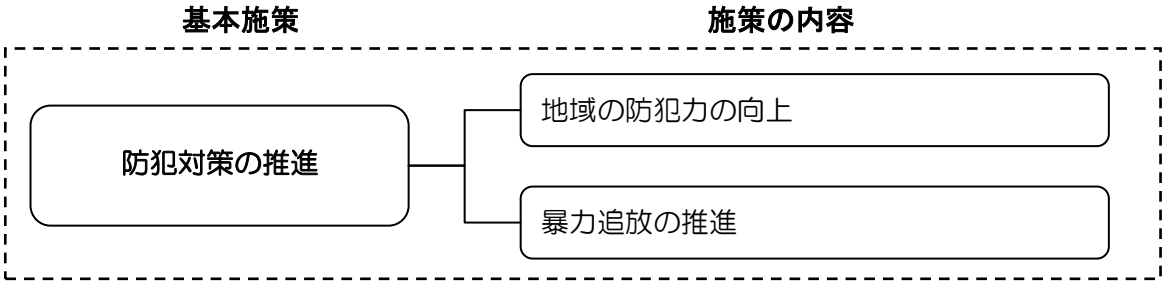

【施策の内容】

⑴　地域の防犯力の向上

①　犯罪に遭わないまちづくりの推進

・将来にわたって、市民が犯罪に遭わないで暮らすことができるよう、犯罪のない安全で安心なまちづくりを総合的・計画的に推進します。

・犯罪を防止し、明るく住みよいまちづくりを推進するため、自治会等への防犯灯の設置補助を行うとともに、防犯灯の設置に当たっては、消費電力の軽減など、環境に配慮した防犯灯の設置を促進します。

・市道等における交通安全、犯罪防止を図るため、集落間防犯灯の整備を推進します。

②　防犯意識の啓発

・津市防犯協会と連携し、市民に対する啓発活動等を展開します。

③　地域防犯活動の充実

・地域でパトロールなどを行う地域防犯団体の結成・活動を支援します。

⑵　暴力追放の推進

・市民や各種団体・関係機関との連携強化や、暴力追放津市民会議と共に市民への啓発活動の充実や津市暴力団排除条例の広報啓発活動など、暴力追放へ向けた取組を推進します。

第６項　消費者の保護

【現状と課題】

○平成 19 年１月に津市消費生活センターを開設し、同センターにおいて相談業務を行うことにより、消費者保護の観点から多様化する悪質商法や多重債務問題、契約に関するトラブルなど、さまざまな消費生活相談に対応するとともに、広報津等を通じて、広く市民にＰＲしています。

○しかし、悪質商法等が多様化し、市民の相談件数も増加傾向にあることから、他の機関との連携を密にしていくとともに、さらに啓発活動を推進していくことが必要です。

○計量業務の充実では、消費者の保護を目的として、計量法の規定に基づき、定期的に計量検査を行っていますが、事業所における計量器を把握するための取組や、民間活力の活用も視野に入れ、より効率的な執行体制のあり方を検討する必要があります。

【施策の体系】

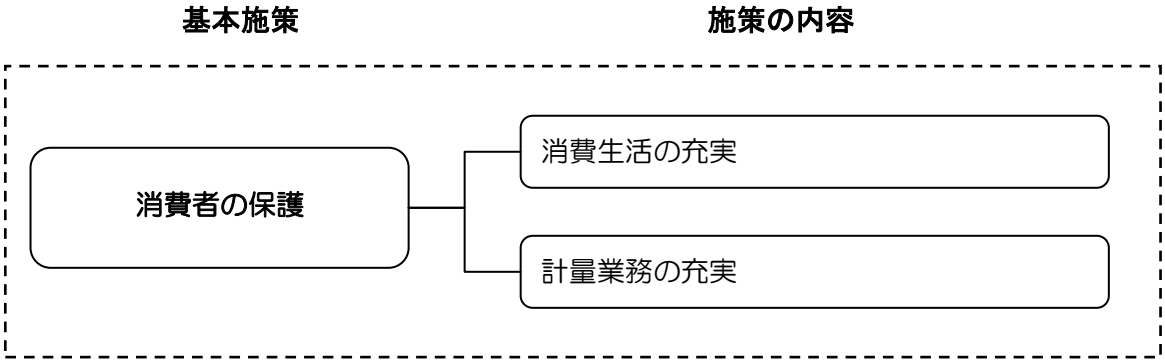

【施策の内容】

⑴　消費生活の充実

①　消費者への意識啓発

・広報紙やリーフレット等を活用し、悪質商法の手口等の情報を提供します。

・啓発物品の配布による消費生活センターの周知や出前講座による啓発を行います。

②　消費者相談の充実

・全国消費生活情報ネットワーク・システム（パイオネット）を活用するなど、国や三重県と連携し、消費生活に関するトラブルや関連情報の収集・発信を推進します。

・専門の消費生活相談員の研修を通じて、年々巧妙化、悪質化する消費者問題への相談体制を充実します。

⑵　計量業務の充実

・商品量目立入検査や特定計量器の定期検査を実施し、販売における適正な計量の啓発を行います。

・事業者へ各種立入検査を行い、適正な計量の実施の働きかけを行います。

・計量業務について、民間活力の導入など、計量業務の効率的な実施を進めます。

２－２　健康づくりの推進と地域医療体制の充実

第１項　健康づくりの推進

【現状と課題】

〇津市では、糖尿病、脳血管疾患による死亡は特に男性で増加傾向にあり、県平均に比べ高い状況にあり、高血圧や糖尿病などの生活習慣病による受診が上位を占めており、生活習慣病の予防が重要になります。生活習慣病は毎日の暮らし方、中でも運動不足や偏った食生活、寝る時刻が遅いなど生活リズムの乱れ等が生活習慣病の原因となっています。

〇経済状況の低迷に伴い低所得世帯が増加しており、子育て中の親等への経済的負担が増えつつあります。また、核家族世帯が増加する中で、個人のプライバシーを優先するあまり、地域の中で孤立し、親の精神的負担が増大しています。

〇がんによる死亡が男女共に１位を占めており、特に男性は女性の２倍以上になります。また、近年、女性のがんは特に発症する年齢が若く、本人はもちろん家族や社会に与える影響が大きくなります。

〇津市の各種がん検診受診状況は増加傾向にあるものの国の目標とする 50%には至っていません。各種健康診査等を行うことにより、疾病の早期発見と早期治療につなげるとともに、健康教室や健康相談を開催することにより、自らの健康管理意識を高め、生活習慣病を予防し健康づくり等に関する情報提供及び生活習慣の改善に努めています。

〇親子に対しては、訪問指導、健康診査等で子育てや発育発達の不安等を早期にとらえ、継続した支援を行うことにより、親子が健やかに過ごせるよう働きかけています。

〇こころの健康づくりでは、健康教室や健康相談を通して、うつ病・ストレス解消等に関する情報提供に努めたほか、保健師による電話相談や窓口相談と、精神科医によるこころの健康相談を実施し相談体制の充実に努めています。

〇自殺対策としては、自殺対策庁内連絡会議を開催し情報共有を図るとともに人材育成に努め、自殺に対しての市民の理解が得られるよう啓発に努めます。

〇健康づくり運動を推進するために、ヘルスボランティアの養成と活動支援を通じ、地域における市民主体の健康づくりを促進しています。ヘルスボランティアがいない地区の解消を図り、人とのつながりが持てるような取組を市民と共に進めていく必要があります。また、次代を担う子どもたちの健やかな成長を見守り、継続的な支援を行う人材を確保し、親子の状況に応じたきめ細かな関わりをしていく必要があります。

【施策の体系】

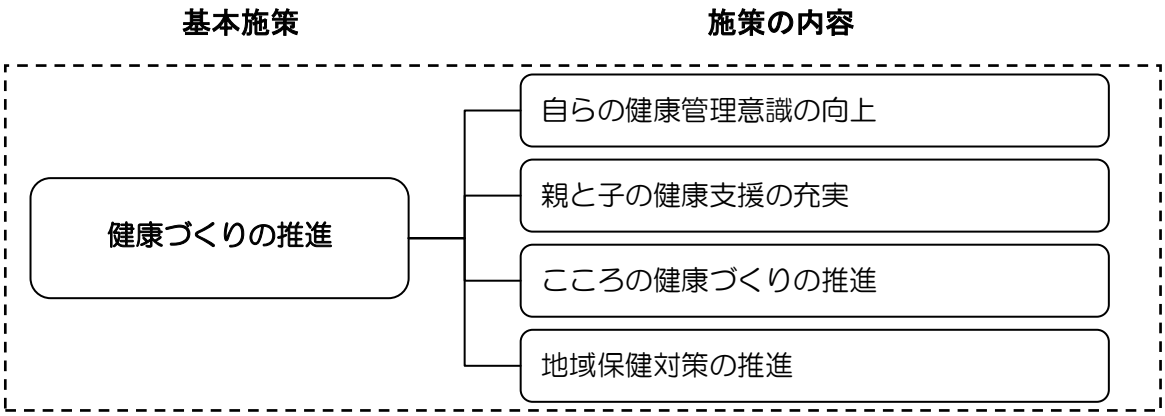

【施策の内容】

⑴　自らの健康管理意識の向上

①　各種健（検）診事業の推進

・健康診査、がん検診等の受診や継続した受診が行いやすい体制の整備を進めます。

・健康診査、がん検診等に関する普及啓発を行います。

・健康診査、がん検診等の結果を踏まえた精密検査受診へのわかりやすい説明を行い、不安が軽減される受診勧奨を行います。

②　市民への健康教育・健康相談・保健指導の充実

・糖尿病等の生活習慣病予防のために、望ましい生活習慣に関する知識や実践法の情報提供を行います。

・一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけ、生活習慣病予防のための健康管理が行えるよう、各種健康教室、健康相談、保健指導体制を充実します。

・たばこの害についての啓発と公共施設の受動喫煙防止を進めます。

③　予防接種による疾病予防の推進

・予防接種を勧奨し、予防接種による疾病予防を推進します。

⑵　親と子の健康支援の充実

①　妊娠期からの子育て支援の充実

・次代を担う子どもたちの心身の健やかな成長を促すため、母子健康手帳の交付から訪問・健診・相談等での子育て支援体制を充実します。

②　訪問指導・健康相談・乳幼児健診等の充実

・発達の支援が必要な親子に対し適切な支援が行えるよう、赤ちゃん訪問・乳幼児健康相談・乳幼児健診等を充実します。
・子どもの頃から健康的な生活習慣を身につけ、成人後も継続した健康管理ができるような取組を進めます。
・保護者の相談窓口として保健センターの役割を周知します。

③　安心して子育てができる連携体制の充実

・安心して子育てができる環境を整備するため、地域での連携（人の輪）と情報の共有ができる体制整備を進めます。

⑶　こころの健康づくりの推進

①　こころの健康づくりの啓発

・こころの健康やストレス解消法を見つけていけるように啓発を進めます。
・こころの健康に関する講座等の開催により、情報提供や知識の普及を進めます。

②　相談体制の充実

・地域のつながりを重視し、相談できる場づくりを進めます。
・こころのＳＯＳを発信している人に対し、地域での気づきと見守りを推進します。
・心の悩みのサインに気付き、適切な対応ができるよう、相談に携わる人材の育成を行います。

⑷　地域保健対策の推進

①　地域保健体制の構築

・豊かな人生の実現をめざして、ヘルスプロモーションの基本理念を踏まえ、地域保健体制を構築するとともに、体制の強化を進めます。
・津市健康づくり推進懇話会による健康づくり計画の推進や進行管理を行います。
・各関係団体との連携した取組を進めます。
・市民自らが、適正体重や至適血圧について理解し、維持できるようにイベント、広報津などで健康的な生活習慣について啓発し、市民主体の健康づくり活動を支援します。
・ヘルスボランティアの養成講座等を実施し、地域のつながりを大切にした健康づくりを進めます。
・地域に応じて、自主的な健康づくり活動の活性化やヘルスボランティアをはじめとする健康づくり団体同士の交流を支援します。
・地域の健康づくりを仲間と共に進めていくことができるよう、ヘルスボランティアの活動を周知します。

・健康づくり事業を通じて人とのつながりをつくるきっかけとなる機会を提供します。

②　保健・医療・福祉の連携強化

・保健・医療・福祉の連携体制を構築します。
・保健所等の県の機関との連携を進めます。

③　健康危機管理体制の強化

・健康危機管理に対する住民の理解を促進するために情報提供や知識の普及を進めます。
・情報の集約と共有のできる体制づくりを進めます。

④　久居保健センターの移転整備

・久居保健センターを移転整備します。

第２項　地域医療体制の充実

【現状と課題】

○救急医療体制の整備では、津市休日応急・夜間こども応急クリニック、津市久居休日応急診療所、津市夜間成人応急診療所の３つの診療所を設置・運営し、休日、毎夜間において急病に対応する応急診療を行うなど、毎年１万人以上の初期救急患者の受入体制の充実に努めています。

○救急医療事業において、初期救急から二次救急までの救急医療体制を整えるための調整等を行いました。二次救急医療体制については、市内 10 病院の輪番制により体制の整備を図っています。平成 22 年度から遠隔画像診断システムの導入や医師派遣事業を実施し、今まで以上に安全で安心して暮らせる救急医療体制の構築に努めています。

○搬送先医療機関の選定では困難となる事案がいまなお多く見られることから、早急にその改善に努める必要があります。また、平成 22 年６月に三次救急として三重大学医学部附属病院に救命救急センターが設置され、充実が図られたところです。今後、救急医療体制の総合的な見直しを検討していくため、救命救急センターとの協力連携のもと、関係機関と調整を行っていく必要があります。

○日常的な医療環境の充実では、広報津等を通じて、かかりつけ医の啓発に努めましたが、今後は、訪問診療や訪問看護を含めた在宅医療について、医師会が主体となり在宅医療体制の充実を図っていくとともに、保健・医療・福祉機関とのより一層の連携を進めていく必要があります。

○本市には高度な医療を提供する三重大学医学部附属病院や国立病院機構三重中央医療センターをはじめ一般病院、一般診療所など多くの医療機関があります。しかし、中山間地域においては医療機関が不足しており、安心して暮らしていける地域医療体制を確立していく必要があります。このため、三重大学、三重県、医師会や関係医療機関などと連携を図り、日常的な医療の確保、充実に向けた協議を進めていく必要があります。

【施策の体系】

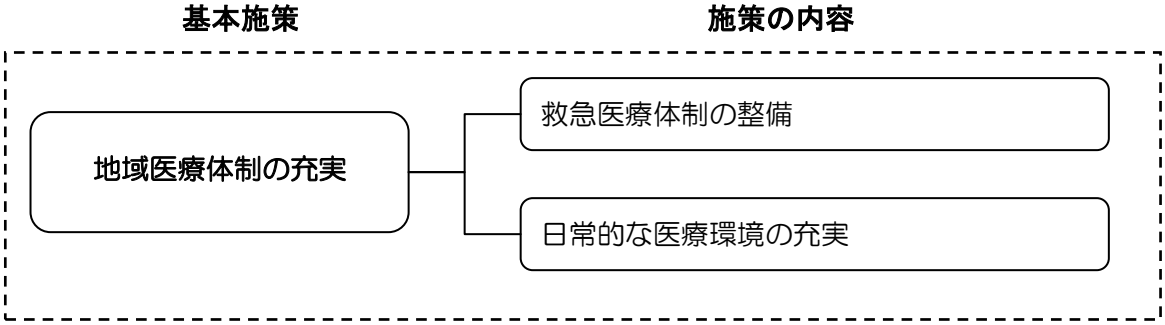

【施策の内容】

⑴　救急医療体制の整備

①　総合的な救急医療体制の構築

・成人等を対象とした休日・夜間応急診療所の機能充実など、初期救急医療体制の整備を進めます。

・現在編成されている輪番制の体制等について検討を行うなど、二次救急医療体制を充実します。

・三次救急医療機関である三重大学医学部附属病院に設置された救命救急センターと連携を強化し、救急医療体制を充実します。

・三重県が運行しているドクターヘリを有効に活用し、市民の救命率の向上を図り、市民の安全安心につなげます。

②　救急医療体制の構築に向けた啓発活動の推進

・市民をはじめ社会全体が救急医療の実態を正しく認識し、互いに協力して取り組むことができるよう、救急医療体制の現状や課題について市民等への情報提供を通じて意識啓発を行います。

・引き続き三重県救急医療情報システムの活用を推進します。

⑵　日常的な医療環境の充実

①　かかりつけ医等の普及

・日常の健康管理と大学病院等の高次医療機関との病診連携を進めるため、市民一人ひとりにかかりつけの医院・歯科医院、薬局を持つように啓発を行います。

②　在宅医療体制の充実

・日常的な通院に支障のある市民に対して、在宅医療に対する医療機関の情報提供を行うとともに、保健・医療・福祉の連携を深めながら、訪問診療や訪問看護をはじめとする在宅医療体制の充実を促進します。

③　地域医療体制の確立

・三重大学、三重県及び県立一志病院等との連携のもと、医師が同病院等において地域医療における医療体制の調査、研究をはじめ、救急医療の方策の研究などを通じて、住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域医療の体制の確立に取り組みます。

２－３　地域福祉社会の形成

第１項　地域福祉の充実

【現状と課題】

○地域福祉を充実させるためには、市民の目線に立った地域福祉施策を総合的に推進する必要があります。

○ボランティアの育成のために、津市社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動の啓発や育成を支援していますが、地域福祉施策全般において連携を強化し、さらなる事業展開を図る必要があります。

○地域における福祉活動を充実するために、市と連携して地域における福祉活動の中心的な役割を担う津市社会福祉協議会への運営支援を行うとともに、地域福祉の充実に欠かせない民生委員・児童委員に対する活動支援等を行っています。

○地域での懇談会や策定委員会等を重ねて、平成 21 年 12 月に地域福祉計画を策定しました。また、平成 22 年度には、地域で活動する団体の活動事例をまとめた「地域福祉活動事例集」を発行するとともに、地域福祉計画推進委員会を設置し、計画の進捗状況などを検証しながら地域福祉を総合的に推進しています。

○地域福祉の充実を図るためには、地域特性に応じた福祉活動が住民の手によって自主的に行えるよう、情報の共有や活動団体への支援、支えあい体制づくりの構築など地域における福祉活動の基盤づくりを推進していく必要があります。

【施策の体系】

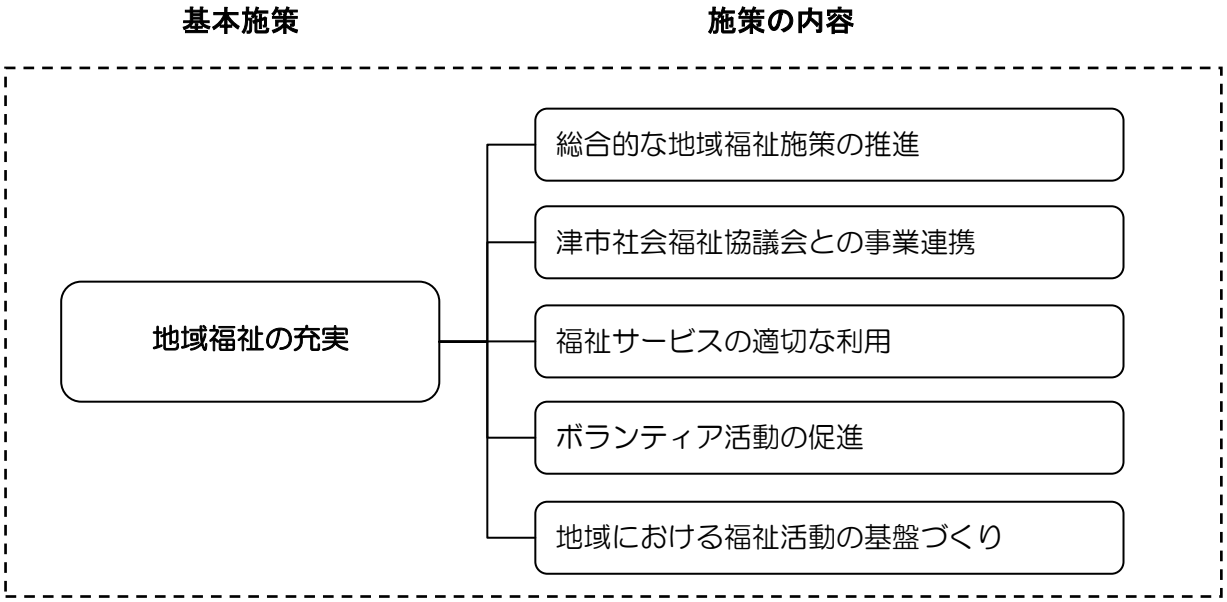

【施策の内容】

⑴　総合的な地域福祉施策の推進

・地域住民の目線に立った地域福祉施策をより効果的に実施するため、地域福祉計画推進委員会の意見等も広く聴きながら計画的に推進します。

⑵　津市社会福祉協議会との事業連携

①　津市社会福祉協議会の運営支援

・市民ニーズに応えられる地域福祉事業の推進を図るため、地域特性に応じた福祉活動を展開する中心的な役割を担う津市社会福祉協議会の運営を支援し、福祉分野における事業連携を推進します。

②　地域福祉活動計画との連携

・地域福祉の問題点や課題を共有し、同じ目的に向かって地域福祉事業を推進するため、津市社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」と相互の連携を強化します。

③　地域福祉推進事業への参画

・津市社会福祉協議会が主催する地域福祉推進イベント・研修会等に参画し、目的意識と情報を共有します。

⑶　福祉サービスの適切な利用

①　民生委員・児童委員活動の推進

・地域における身近な福祉の相談窓口として、市民の立場に立った相談や援助、関係機関との連携を担う民生委員・児童委員活動を支援します。

②　福祉施策に対する情報の提供

・広報津、市ホームページへの掲載をはじめ、パンフレット作成、民生委員・児童委員を通じた対象者への周知など、効率的な情報提供を行います。

③　福祉相談体制の充実

・福祉分野の専門知識を有する職員を配置するとともに、職員研修に努め、市民目線に立った相談体制を充実します。
・津市社会福祉協議会が実施している各種相談事業との連携を進めます。

⑷　ボランティア活動の促進

①　ボランティア活動の啓発

・ボランティア活動の必要性を広く市民に啓発するため、津市社会福祉協議会の「社協だより」の発行やボランティア啓発イベントを支援します。

②　ボランティアの育成

・地域福祉活動を相互調整するボランティアの育成を推進するため、津市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター事業を支援します。

・ボランティア活動に対する認識を広めるため、津市社会福祉協議会と連携して小学校・中学校などにおける福祉教育を推進します。

⑸　地域における福祉活動の基盤づくり

①　福祉活動の情報共有

・地域における福祉活動の情報を共有するため、各地域で実施されている地域福祉活動を紹介した「地域福祉活動事例集」を作成し、地域活動団体等へ配布します。

②　福祉活動団体への支援

・地域特性に応じた福祉活動を住民の手によって行う地区社会福祉協議会やボランティア団体について、津市社会福祉協議会を通じて支援します。

③　安全で安心できる福祉活動の推進

・日本赤十字社による各種講習会の啓発や講師派遣を支援し、安全で安心できる福祉活動が日常的に行えるよう取り組みます。

④　支えあい体制づくりの構築

・高齢者や障がい者（児）等の要援護者に係る適切な情報を把握し、民生委員・児童委員や地域支援者等との間で情報の共有を図りながら地域における支えあい体制づくりの構築を進めるとともに、災害時への迅速な対応を図るため災害時要援護者登録制度を推進します。

第２項　高齢者福祉の充実

【現状と課題】

○本市の高齢者数及び高齢化率は、平成 24 年の 70,462 人、25.0%から平成 29 年の約 78,000 人、約 28.0%まで上昇すると予想されています。

○要支援・要介護認定者の数は、平成 24 年の 14,241 人から平成 29 年には約 15,000 人に増加する見込みであり、それに伴いサービスの必要量も増加することが予想されています。

○超高齢社会に対応できる基盤整備により、高齢者が生きがいを持ち、安心して生活することができる地域づくりを構築する必要があります。

○高齢者人口の増加をはじめ、厳しさを増す社会情勢を反映し、高齢者やその家族のニーズも複雑・多様化してきており、さらに、充実した身近な地域における見守りや支援体制の構築に取り組んでいく必要があります。

○住民参加サービス等の担い手として、生活・介護支援サポーターを養成しています。また、サポーターが安心して養成後の活動ができるように、高齢者の在宅福祉・生活支援の仕組づくりに取り組んでいます。

○市内９箇所に地域包括支援センターを設置し、高齢者に関して気軽に相談できる総合的な窓口の整備を行っています。また、高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉の向上、高齢者の状態の変化に対応して、適切なサービスが受けられるよう、包括的・継続的マネジメント支援を行っています。

○介護予防、自立支援、生きがい活動支援を目的に、閉じこもりや要介護状態への進行を防止するための事業や社会参加、交流を図る事業などさまざまな事業を実施しています。

○要介護高齢者の自立支援では、在宅ケアの充実を図るとともに、地域密着型サービス等を活用することにより、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの体制づくりに取り組んでいく必要があります。

○要介護高齢者の増加に伴い介護保険給付費が増大しています。介護保険給付費は介護保険料にも大きな影響を及ぼすことから、抑制に向けた対策が重要となっています。

○高齢社会の進行により、介護保険施設への入所希望者が増加しており、入所待機者の解消は喫緊の課題となっています。今後も引き続き待機者の把握に努めるとともに、市民ニーズに対応した住まいの多様な選択ができるよう、適切な施設整備を推進していく必要があります。

【施策の体系】

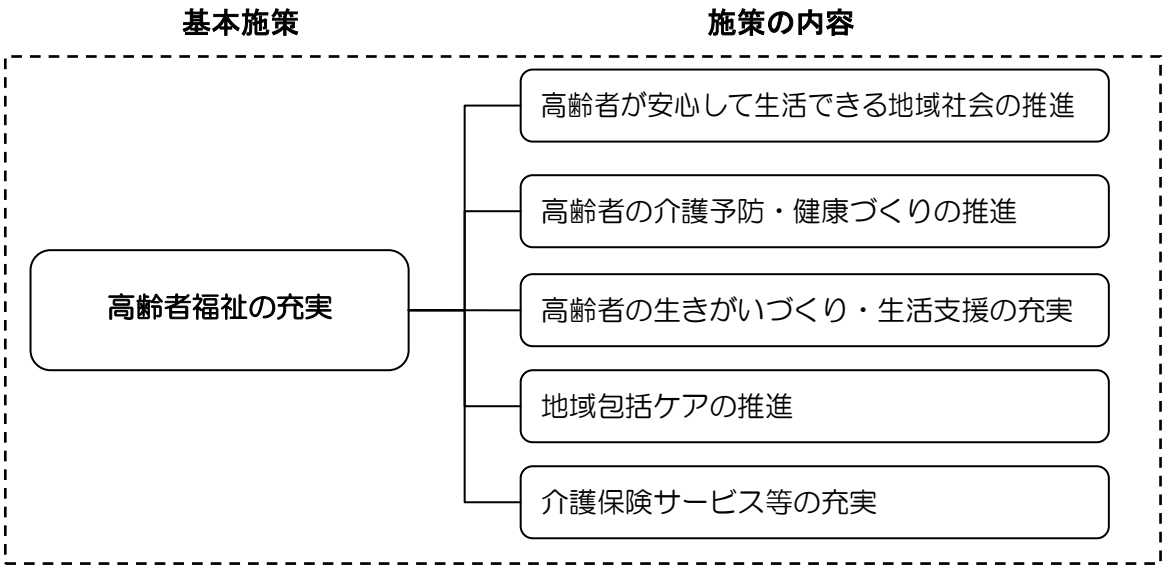

【施策の内容】

⑴　高齢者が安心して生活できる地域社会の推進

・高齢者が住み慣れた地域の中で、穏やかに暮らすことができるよう、健康で生きがいを持ち、それぞれの状況に応じた適切なサービスや支援を受けながら、自立した生活を安心して送れるように、地域が一体となって支える地域社会の構築を推進します。

⑵　高齢者の介護予防・健康づくりの推進

・高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防教室や元気アップ教室、認知症予防教室の開催、認知症サポーターの積極的な活用など介護予防サービスの充実を図るとともに、地域と医療・介護・福祉等関係機関と一体となった介護予防活動を推進します。

・認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう認知症地域支援推進員を中心として、医療と介護の連携強化や高齢者を支える家族が仲間づくりを通じて、介護の悩みなどを話し合う交流会や介護の負担が少しでも軽くなることを目的とした家族教室の開催など、認知症高齢者の支援づくりの体制を継続的に支援します。

⑶　高齢者の生きがいづくり・生活支援の充実

・生活・介護支援サポーターによる定期的な訪問や電話による話し相手、簡易な生活支援、また地域の方々と気軽に集いふれあえるサロンへの参加などのサービスを高齢者が気軽に受けることができるよう、生活・介護支援サポーターのさらなる養成を行うとともに、生活・介護支援サポーターが活動しやすい仕組づくりや支援を行

います。

・金銭管理や財産管理に不安のある高齢者の権利と財産を守り、支援するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知を行うとともに、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実に取り組みます。

・老人クラブ連合会及び老人クラブ等を通じた社会参加を促進するなど、仕事や趣味に意欲的・積極的に活動する地域支援の活動の活性化に取り組みます。

⑷　地域包括ケアの推進

・個々の高齢者の課題の把握、問題の解決を推進する多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築を行います。また、ケアマネジメント支援の観点から、地域包括支援センターが主体となって、さまざまな専門職やインフォーマルサービスの担い手等により構成される地域ケア会議を実施し、効果的な地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

・健康づくり、医療サービス、在宅ケア及びリハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを関係機関が連携・協力して、地域住民のニーズに応じて一体的・体系的に提供できる、地域包括ケアシステムの体制づくりに取り組みます。

⑸　介護保険サービス等の充実

①　介護保険サービス等の充実

・要介護高齢者が、在宅での介護保険サービスを必要とした場合に備え、適切な介護保険サービスが提供できるように取り組みます。

・在宅ケアの充実に向けた、定期巡回・随時対応型訪問介護看護をはじめとする地域密着型サービス等の導入による、単身や重度要介護者の在宅での生活の支援や、地域包括ケアシステムによる支援と介護老人保健施設の整備により、在宅復帰、在宅療養支援に取り組みます。

・介護保険サービスの利用に加え、家族介護支援事業等の活用により在宅で介護を行う家族の身体的、経済的な負担の軽減を図っていきます。

・常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護高齢者に対する介護老人福祉施設や医療の面をより重視した介護老人保健施設、また、在宅生活が困難な要介護高齢者に対する特定施設入居者生活介護のほか、要介護状態になる前から安心して老後の生活を営むための有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅など、要介護・要支援の度合いや高齢者、その家族のニーズに応じて、多様な施設や住まいやサービスの選択が可能となるよう取り組みます。

②　介護保険制度の適正運用

・高齢者の介護予防・健康づくりなどに積極的に取り組み、介護給付費自体の抑制につなげます。

・介護給付費の適正化を目的とした取組についても引き続き進め、介護保険財政の健全な運営に取り組みます。
・要介護認定については、認定調査の公平・公正性の確保のため認定調査員に対し指導や研修を行います。また認定審査会委員に対しては研修をはじめ、意見交換や情報交換の強化にも取り組みます。

第３項　障がい者（児）福祉の充実

【現状と課題】

○総合的な障がい者（児）福祉の推進では、津市障がい者計画の基本目標の実現のため、平成 20 年度に津市地域自立支援協議会を設置し、ワーキンググループで議論を深めていく中で、福祉、就労、保健医療等の課題における解決策の検討、関係機関の情報共有及び連携強化に努めています。

○安心できる暮らしに向けた生活支援では、補装具費や手当等の給付、医療費の助成を行い、障がい者（児）やその家族の経済的、精神的負担の軽減を図りました。また、相談体制を充実させるため、平成 21 年９月に津市障がい者相談支援センターを開設し、障がい者（児）やその保護者等から幅広く相談を受けるなど、障がい者（児）への支援を行っています。

○グループホーム及びケアホームの設置を促進するとともに、既設のグループホーム等の定員増加等を促進することにより、居住の場等の確保を図っています。

○自立と社会参加の促進では、訓練等給付事業を実施し、就労移行支援や就労継続支援を行っています。

○障がい者（児）一人ひとりのニーズが高まる中で、ライフステージごとの支援体制をどのように構築していくかが課題となっています。

【施策の体系】

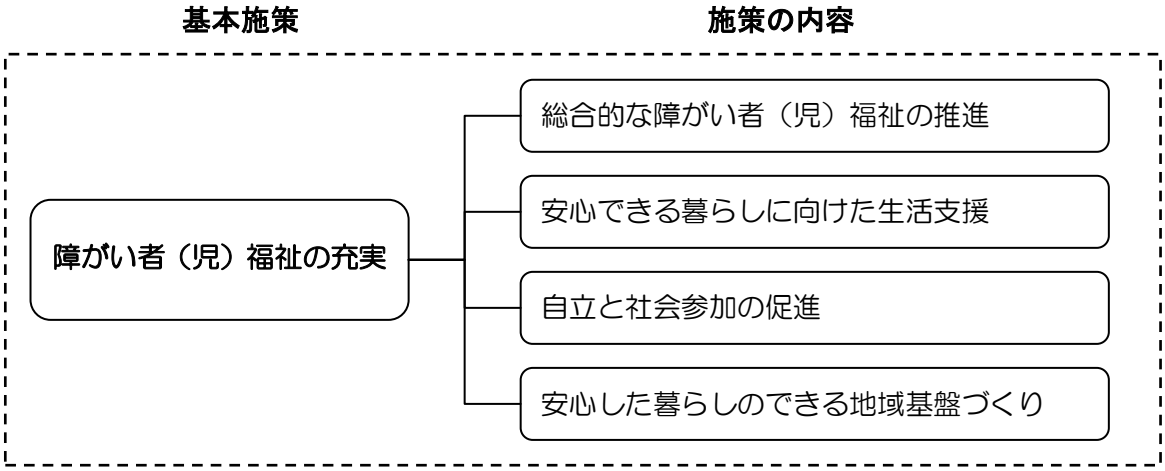

【施策の内容】

⑴　総合的な障がい者（児）福祉の推進

①　障がい者（児）福祉の計画的な推進

・障がいについての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいの有無にかかわらず市民、関係団体、福祉サービス事業者、企業、行政などがそれぞれの役割を果たしながら互いに連携、協力し取り組むことによって、障がい者（児）を支援する環境づくりを計画的に推進します。

・障がい者（児）福祉に係る効果的な推進をめざし、津市地域自立支援協議会、関係団体、関係機関と協働した取組を進めます。

②　相談体制の充実

・障がい者（児）一人ひとりのニーズに対応した相談体制をより一層充実させるため、津市障がい者相談支援センターの機能強化を行い、相談体制を充実します。

③　新たな障がい者（児）福祉制度への対応

・国の制度変更等に対し、障がい福祉サービスの利用者や事業者への適切な対応を行います。

⑵　安心できる暮らしに向けた生活支援

①　ライフステージごとの支援体制の構築

・障がい者（児）の年齢や障がいの種類・程度等にかかわらず途切れのない支援の充実を進めます。

・障がい者（児）が地域で暮らすための基盤確保を図るため、グループホームやケアホームの住環境の整備を支援します。

②　障がい者（児）の生活支援の充実

・障がい者（児）が地域で自立し、豊かな生活を送るために、利用者の個別のニーズに対応した障がい福祉サービスの支給や各種手当、補装具・日常生活用具の給付等の生活支援を行います。

・障がい者（児）の医療費負担を軽減し、安定した生活を送るために医療費の助成を行います。

③　障がい者（児）の権利擁護

・成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の啓発を行います。

・相談員の研修を実施するなど、相談体制の充実を図ります。

・障がい者（児）に対する虐待の防止については、関係機関の相談体制及びネットワ

ーク体制を構築し、早期発見に取り組み、それに伴う障がい者（児）及び養護者への支援等を充実します。

⑶　自立と社会参加の促進

①　障がい者雇用の促進

・福祉施設利用者に対して、さまざまな訓練や支援を通じて社会参加のきっかけをつくります。
・スムーズな社会参加が可能となるよう、適切な就労支援を行います。
・津市地域自立支援協議会による雇用促進の啓発を行います。
・働く意欲のある障がい者がその能力を十分発揮できるよう、ハローワーク等の関係機関との連携を図りつつ、民間企業への働きかけを強化し、雇用就労を推進します。

②　コミュニケーション・社会参加支援

・障がい者（児）の社会参加を促進するために、移動支援サービスなどの外出支援や手話通訳者及び要約筆記者の派遣によるコミュニケーション支援を行います。

⑷　安心した暮らしのできる地域基盤づくり

・公共施設をはじめ民間建築物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するなど、暮らしやすい生活環境の整備に取り組みます。
・障がいに関する市民活動を支援し、障がい者（児）が暮らしやすい地域づくりを進めます。

第４項　子育ち・子育て支援の推進

【現状と課題】

○平成 21 年度に津市次世代育成支援行動計画を策定し、子ども自身の支援、家庭の支援、地域の支援等について、行政・子育てに関わる団体・事業者等が協働、連携して取り組んでいます。

○子育て家庭の支援については、ファミリー・サポート・センター事業をはじめとする育児援助事業を行うほか、親子の愛着形成、親同士の交流及び子育ての孤立防止等を図る子育て広場の充実を図っています。

○保育内容・保育環境の充実では、延長保育事業、一時保育事業、休日保育事業等の特別保育事業を実施することにより、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに、子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境の整備に努めています。また、保育所入所希望者の増加による待機児童の解消が課題となっています。

○保育ニーズの高まりのなかで、子育て環境の充実のために国が整備した、子ども・子育て関連３法の内容やその施策の動向を踏まえながら、本市の状況に応じた幼保一体化等の取組を進める必要があります。

○子どもを育む環境の整備では、子どもたちが心豊かに育つことができるようさまざまな体験ができる場として、元気っ津まつりの開催や地域活動の活発化を促進しています。一方、子育ての経済的負担の軽減を図るため、手当の支給や子ども、妊産婦に対し医療費の助成を行っています。

○さまざまな障がいのある子どもへの対応に努めるため、療育センターでは機能訓練事業を充実し、体幹機能障がい等を有する児童やその保護者の支援を行っています。また、子育て相談、子どもの発達相談など、さまざまな相談に対応するとともに、児童虐待には、家庭の実情に応じたきめ細かい支援を行い、早期発見、未然防止に努めています。

○子育てについての価値観の変化、家族形態・就労形態・生活様式など子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子ども自身の育ちや子育ての支援において、きめ細かく、途切れのない支援に努める必要があります。

【施策の体系】

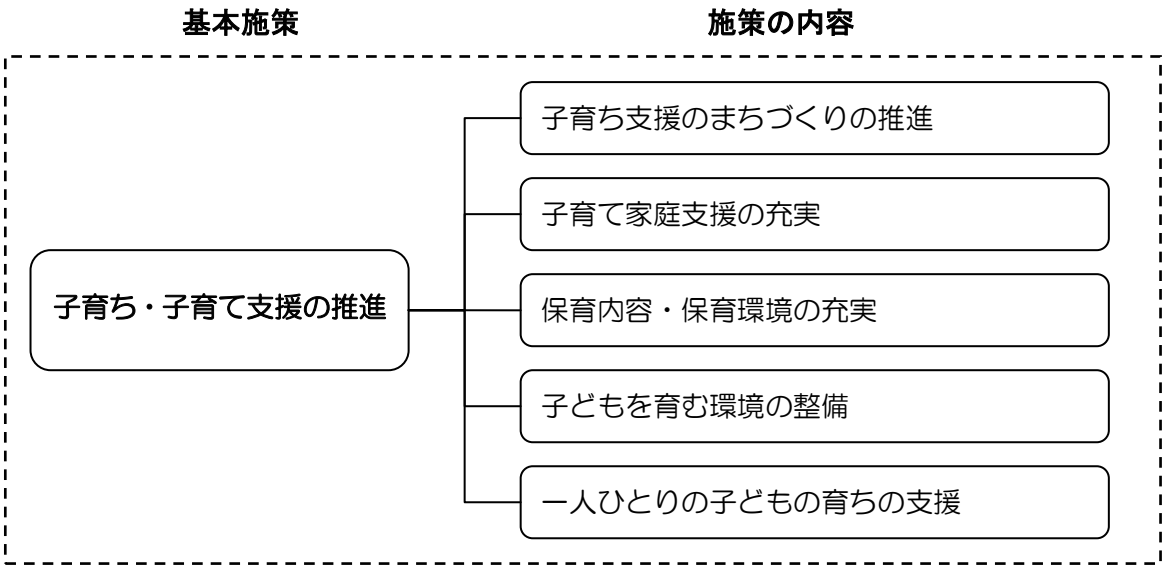

【施策の内容】

⑴　子育ち支援のまちづくりの推進

・子ども自らが育つ「子育ち」を支援するための施策を総合的・計画的に推進します。
・子どもを権利の主体として捉え、その権利が保障されるまちづくりを推進します。

⑵　子育て家庭支援の充実

・ファミリー・サポート・センター事業については、利用促進に向けた積極的な広報活動を行い、事業の実施を通した地域支援力の向上に取り組みます。
・ショートステイ事業、一時保育等により、適切な支援を行います。
・病児・病後児保育の利便性の向上、事業の充実を図るとともに、子育て支援緊急サポートネットワーク事業と連携してニーズに対応します。
・地域の実情に応じて、地域子育て支援センターの実施箇所や実施内容の見直しを行い、地域の子育て支援機能を充実します。
・子育て広場の活動を充実するために人材育成や情報交換の機会づくりを推進します。
・子育てしている親同士の交流促進のために、初めて子育てする親はもちろん、子育ての先輩や次代の親となる若者など、世代を超えた交流や子育て支援の輪が広がる公園づくりを進めます。

⑶　保育内容・保育環境の充実

①　保育サービスの量・質の向上

・保護者の勤務形態の多様化に伴う保育需要の拡大等に対応するため、延長保育や休日保育、一時保育など、多様な保育サービスが提供できるよう、体制の充実に取り

組みます。

・民間保育所の施設整備を助成し、定員の拡大を図るなど、待機児童解消のための対策を推進します。

・子どもの発達に応じた適切な保育を実施するため、保育士を対象とした人材育成や資質向上のための研修を充実します。

②　津市独自のこども園の設置

・質の高い幼児教育・保育の総合的な提供をめざして、津市独自のこども園を設置します。

③　幼保合同研修等の充実

・幼稚園と保育所の合同研修や交流研修を実施し、職員相互の理解を深めます。

・幼稚園、保育所で同様の保育・教育が実施できるよう合同カリキュラムの作成を検討します。

⑷　子どもを育む環境の整備

①　子どもや子育て家庭を支える地域ネットワークづくり

・子育ち・子育て支援会議を中心に、さまざまなネットワーク活動の連携を図り、子どもや子育て家庭を支える体制を強化します。

②　子どもを育む地域活動の促進

・子どもを育む環境を地域全体で創るため、子育て支援者の育成、ＮＰＯ・関係団体の活動を促進します。

・子どもの主体的活動や児童館活動と市民活動との新たな協働ができる仕組づくりを行います。

③　子育てしながら働くことができる環境づくり

・みえ次世代育成応援ネットワークの活動と連携し、ワーク・ライフ・バランスのとれた子育てをしやすい社会づくりを推進します。

④　経済的支援

・子どもを養育する家庭の生活の安定や経済的負担の軽減のため、児童手当の支給や子ども、妊産婦に対する医療費の助成を継続して行います。

・不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の助成を行います。

⑸　一人ひとりの子どもの育ちの支援

①　発達支援センターの設置

・子どもの相談、療育、巡回指導の機能を備えた発達支援センターを設置します。

②　発達支援の充実

・関係機関との連携のもと、子どもの発達に応じた途切れのない支援を行います。
・三重県や民間の機関と連携し、さまざまな発達支援のニーズに対応します。

③　児童虐待の防止・相談体制の強化

・児童虐待の防止等については、児童相談所との緊密な連携のもと、早期発見、迅速な対応、適切で継続的な家庭への支援を実施します。
・児童虐待等が起きない地域社会を構築していくために、津市児童虐待防止等ネットワークでの意見交換、連携により支援策を講じます。
・地域での要支援家庭に対する具体的な見守りサポート体制を整備します。
・児童虐待を防止するために、組織全体の資質の向上や関係機関との連携強化を図ることにより、相談体制の強化と支援の質の向上を推進します。
・たるみ児童福祉会館は、社会的養護の地域支援拠点となるよう、機能の見直し、体制の強化等に取り組みます。

第５項　一人親家庭に対する福祉の充実

【現状と課題】

〇子育て・生活環境の整備では、市窓口等で、女性からの各種相談（配偶者からの暴力や家庭、職場での悩み等）に応じ、適切な支援や助言を行っています。また、一人親家庭が利用できる情報を掲載した「一人親家庭のしおり」を作成し、市窓口で配布するなど周知を行うことで、母子・父子家庭等の一人親家庭の支援に努めています。

〇経済的な支援では、児童扶養手当や医療費助成等の各種支援を活用し、各家庭の状況に応じた支援を進めています。

〇就業支援では、給付金支給や就業相談等を行うことで、自立の促進に努めています。就職に有利な有資格取得のための高等技能訓練促進費の支給件数は年々増加していますが、ハローワークと連携した母子自立支援プログラム策定件数が目標値に及んでいないため、窓口等での周知やハローワークとのさらなる連携が必要です。

【施策の体系】

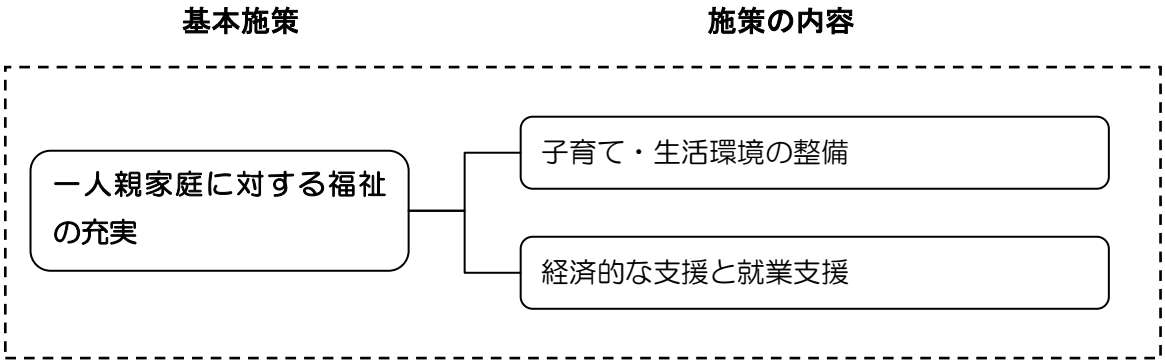

【施策の内容】

⑴　子育て・生活環境の整備

①　支援策及び情報提供の充実

・子育て支援等の各種支援サービスを充実し、個々の家庭の実情に合った選択ができるよう、地域の母子寡婦福祉団体やＮＰＯ等の関係機関と連携して、子育て・生活環境を整備します。

・一人親家庭への各種支援策を掲載した「一人親家庭のしおり」の配布等による各種情報の提供など支援策の周知に取り組み、施策の有効活用を促進します。

②　相談体制の充実

・配偶者からの暴力や家庭、職場での悩み等に対して、相談員が適切な支援や助言を行います。

・三重県女性相談所等の関係機関と連携し、相談体制を充実します。
・専門研修等を通じた相談員の能力向上を図ります。

⑵　経済的な支援と就業支援

①　経済的な支援の充実

・児童扶養手当等の各種手当、一人親家庭等の医療費助成、小中学校の就学援助、母子寡婦福祉資金や生活福祉資金等の貸付制度等の支援策を活用して、それぞれの状況に応じた経済的支援を進めます。

②　就業支援の充実

・就業経験が十分でない一人親家庭の母親に対する就業相談を実施し、母子自立支援プログラムを策定してハローワークと連携した就業支援を進めます。
・就職に有利な資格取得のための高等技能訓練促進費等を支給するなど、就職に向けた生活基盤の安定化に取り組みます。

第６項　公的医療保険の運営

【現状と課題】

○国民健康保険の健全な事業運営に向けた取組として、歳入の根幹となる保険料収入を確保するため、従来の収納業務に加え、平成 22 年度からコンビニ収納の実施や電話催告センターを設置したほか、平成 23 年度には収税課内に設置された特別滞納整理推進室に、収納が困難な事案を移管し、集中的に処理することにより、収納率の向上を図りました。また、医療費の適正化を図るため、レセプトの内容点検作業やジェネリック医薬品使用の促進（希望カードの配布）に努めています。

○国民健康保険の健全な事業運営を図るためには、適切な保険料賦課徴収事務により、さらに収納率を向上させるとともに、特定健診の受診の促進や特定保健指導を実施し、将来の医療費の削減に努めていく必要があります。

○特定健診・特定保健指導の推進においては、特定健診受診率・特定保健指導終了率が目標値に及んでいないことから、さらに健診受診・保健指導利用の重要性を訴え、受診率・終了率の向上をめざしていく必要があります。

○後期高齢者医療制度については、市町にて窓口業務を担っています。現在、制度の見直しが進められており、制度等の変更に伴い、安定した運営への対応が求められます。

【施策の体系】

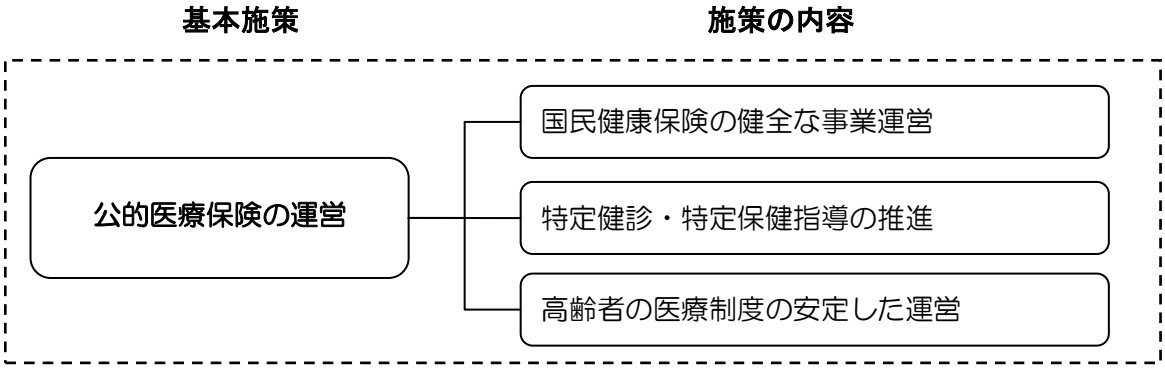

【施策の内容】

⑴　国民健康保険の健全な事業運営

①　保険料の賦課と徴収

・国保だよりやリーフレット等を活用し、国民健康保険制度を周知します。
・所得の正確な把握による保険料の適切な賦課を行います。
・公正公平な負担の観点から、収納率の向上に向けた取組を充実します。
・保険料徴収困難事案は、特別滞納整理推進室への移管を進め、さらなる収納率の向上につなげていきます。

②　医療費の適正化

・医療費が年々増加する中、被保険者資格の適正化及びレセプトの内容点検を行い、医療費の適正化を図ります。
・ジェネリック医薬品の利用を促進し、医療費の抑制につなげていきます。

③　財政基盤の強化

・財政基盤の強化を図るため、補助金の増額や財政支援制度の改善など、国・県等関係機関への要請を引き続き行います。

⑵　特定健診・特定保健指導の推進

・生活習慣病の早期発見・早期治療のために、特定健診の受診率の向上に取り組みます。
・特定保健指導の終了率の向上に努め、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させることで中長期的な医療費の抑制につなげていきます。
・国保だよりの発行や健康まつりの開催などにより啓発を行い、健康管理意識の高揚につなげます。

⑶　高齢者の医療制度の安定した運営

①　医療制度の周知と安定的な運営

・医療制度改革の変更に対応しつつ、変更を踏まえ医療制度の普及や啓発を推進します。
・三重県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な高齢者医療制度の運営を推進します。

②　健康づくりの促進

・健康診査の実施により、生活習慣病の早期発見や早期治療を促進し、医療費の抑制につなげていきます。

第７項　低所得者福祉の充実

【現状と課題】

〇適切な支援の実施では、生活保護支給事業や津市被保護世帯特別援護事業を実施するなど、最低限度の生活保障と被保護世帯の自立のための援助を行っています。
〇自立支援体制の充実では、生活保護受給者に対する就労支援プログラムの推進のもと、平成 21 年度から就労支援専門員を配置し、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、ハローワークへの同行訪問等を行い、就労支援の充実、強化を図っています。
〇急激な高齢化の進展、経済状況の悪化等の影響を受け、生活困窮者や就職困難者が増えていることから、生活保護に至るまでの早期支援及び生活保護受給者の自立促進に向けた対策が必要になっています。

【施策の体系】

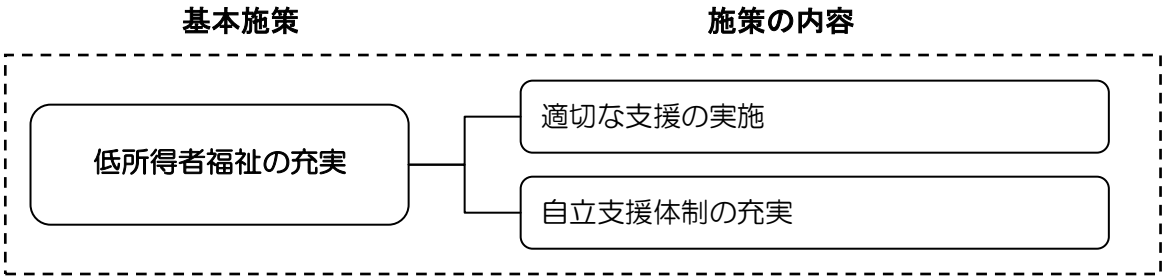

【施策の内容】

⑴　適切な支援の実施
・生活保護制度の適正な運用を図るとともに、関係機関との連携のもと、第二のセーフティネットとして、住宅手当緊急特別措置事業や求職者支援制度等、生活保護以外の制度や施策を適切に活用しつつ、効果的な相談を実施します。
・生活保護受給世帯に対しては、家庭訪問により生活実態を把握しながら、民生委員をはじめとして、医療・介護など関係機関との連携により、それぞれの生活実態に応じた相談や支援を充実します。

⑵　自立支援体制の充実
・経済的な自立のみならず、社会的自立を支援するため、稼働年齢層への就労支援プログラム等を通じて、関係機関との連携を含め組織的に自立を促進します。
・「福祉から就労」支援事業として、ハローワークと連携のもと対象者に対する支援を行い、就労による自立をめざします。

安全で安心して暮らせるまちづくりの重点施策

重点施策	ページ
終わりなき防災施策の強化	６３
災害に強いまちづくりの推進	７１
消防施設・通信指令システムの整備推進	７４
久居保健センターの移転整備	８５
休日・夜間応急診療所機能の充実	８７
二次救急医療体制の充実	８７
高齢者在宅健康生活支援の充実	９３
要介護高齢者への支援	９４
津市独自のこども園の設置	１０１
ワーク・ライフ・バランスの推進	１０１
発達支援センターの設置	１０１

３　豊かな文化と心を育むまちづくり

３－１　生きる力を育む教育の推進

第１項　幼児教育

【現状と課題】

○保護者の生活スタイルや就労状況の変化による長時間保育へのニーズの増大から、幼児教育・保育に当たっては保育所が選ばれる傾向があり、市立幼稚園の園児数は定員を大幅に下回っています。

○幼稚園の配置のあり方について、平成 22 年度から 23 年度にかけて実践研究が行われ、平成 24 年度にはその検証が行われていることから、研究成果に基づき本市にふさわしい魅力ある幼稚園のあり方を検討する必要があります。

○国でも幼児期の教育と保育の総合的な提供をめざした制度のあり方について検討が進められており、本市に応じた仕組について検討していく必要があります。

○小学校教育への移行を踏まえ、乳幼児期の子どもに生きる力の基礎を培うために、同一中学校区内の園児・児童・生徒の交流が図られるとともに、中学校区ごとに地域の独自の課題設定に基づいた事業を実践しています。また、家庭への支援として、各園で実施している未就園児の会を開催し、参加者も増加しています。

○こうした就学前教育の充実を図るために、家庭・地域・小学校との連携を強め、その成果を全市的に共有するとともに、教職員の資質向上を図る研修のさらなる充実が必要となります。

○特別支援教育支援員の配置により、支援が必要な園児への対応を図っていますが、さらに特別支援教育支援員の効率的・効果的な活用方法を検討する必要があります。

【施策の体系】

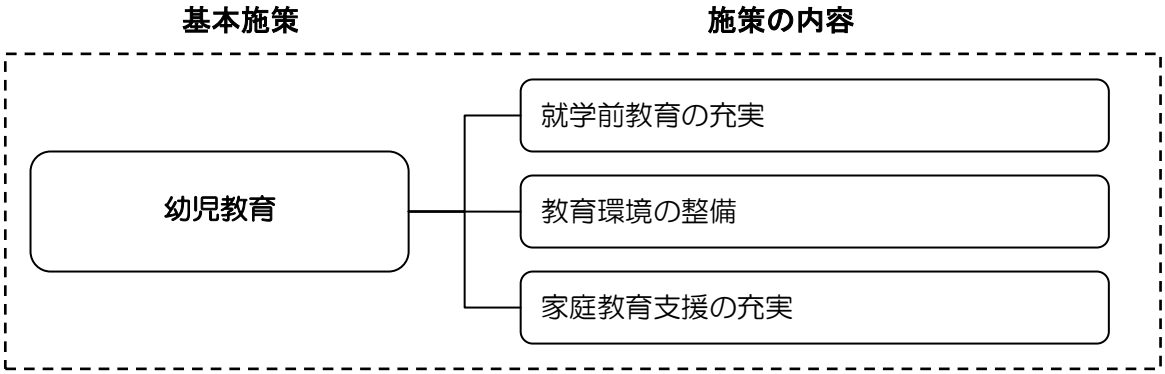

【施策の内容】

⑴　就学前教育の充実

①　教育の質の向上

・小学校教育との接続を踏まえた就学前教育プログラムを作成し、学びの基礎となる心情・意欲・態度を育むための教育を充実します。
・子どもの育ちや学びの連続性を図るため、保幼小中連携による園児・児童・生徒の交流活動を推進します。
・公開保育や事例検討会等の研究活動を推進し、その成果の共有を進めます。
・幼稚園教員の専門性と資質の向上をめざし、幼稚園教職員研修を充実します。

②　教育内容の充実

・好奇心や自ら考えようとする気持ちを育む教育を推進します。
・人に対する信頼感や相手を思いやる気持ちなど、豊かな心情を育む教育を推進します。
・健康な心と体を育む教育を推進します。

③　人権教育の推進

・地域や家庭と連携し、一人ひとりを大切にした人権教育を推進します。
・豊かな感性や人間性を育み、仲間の大切さを学び合う教育を推進します。

④　特別支援教育の推進

・関係機関との連携による、子どもの状態に応じた適切な指導を行います。
・特別支援教育支援員の効果的な配置を進めます。

⑤　家庭・地域との連携

・家庭との連携による食育及び健康教育を推進します。
・家庭や地域と連携し、子どもたちの豊かな直接体験や社会性・道徳性を育む教育を推進します。

⑵　教育環境の整備

①　津市独自のこども園の設置

・質の高い幼児教育・保育の総合的な提供をめざして、津市独自のこども園を設置します。

②　幼保合同研修等の充実

・幼稚園と保育所の合同研修や交流研修を実施し、職員相互の理解を深めます。

・幼稚園、保育所で同様の保育・教育が実施できるよう合同カリキュラムの作成を検討します。
（再掲：２－３　地域福祉社会の形成　第４項　子育ち・子育て支援の推進）

⑶　家庭教育支援の充実
・保護者が適切な家庭教育を行うための支援を推進します。
・親子と地域のつながりを深める取組を推進します。
・未就園の乳幼児を持つ保護者を支援する取組を推進します。
・幼稚園就園奨励費補助金等により、保護者負担の軽減を図ります。

第２項　学校教育

【現状と課題】

○開かれた信頼される学校づくりを進めるために、地域住民をゲストティーチャーに招いて授業を行うなど、地域と連携した特色ある取組を進めていますが、今後さらに子どもの「生きる力」を育むために、地域と連携して多様な体験活動等の機会の充実・学力向上の取組の推進が求められています。

○また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や学校評価活動により、学校運営に保護者や地域住民の意見を反映していますが、今後は意見の反映だけではなく、地域や保護者が学校運営を支援する役割が期待されます。

○確かな学力向上をめざし、学校教育推進計画をもとに取組を進めてきましたが、教職員向けの各種研修や教育研究事業は、その成果を十分蓄積・還元できる仕組を強化する必要があります。

○さまざまなストレスを感じる子どもや発達障がいの子どもが増えており、カウンセラーや特別支援教育支援員の確保が課題となっていることから、個別の支援計画・指導計画に基づいた、効果的な対応が必要となっています。

○学校給食は、安全で栄養バランスの取れた給食を提供することで、子どもの健康づくりに寄与していますが、給食を通じて子どもたちの食への関心と理解を深め、望ましい食生活の実践につなげるとともに、郷土の理解や食文化の継承を図るため、地産地消や食育を推進し、学校給食のより一層の充実を給食施設の整備も含めて図る必要があります。

○平成 19 年に設置した「津市幼稚園・小中学校在り方検討委員会」での検討結果により、学校の適正配置に向けた取組を続けています。教育効果が期待できる学校規模の検討結果を十分説明し、地域の小学校教育のあり方について保護者や地域住民のご意見を伺いながら、子どもにとって望ましい教育環境を整えていく必要があります。

○東日本大震災の教訓を踏まえて、学校施設の防災機能の強化や防災に対する教職員や児童・生徒の意識を高めることが求められます。

【施策の体系】

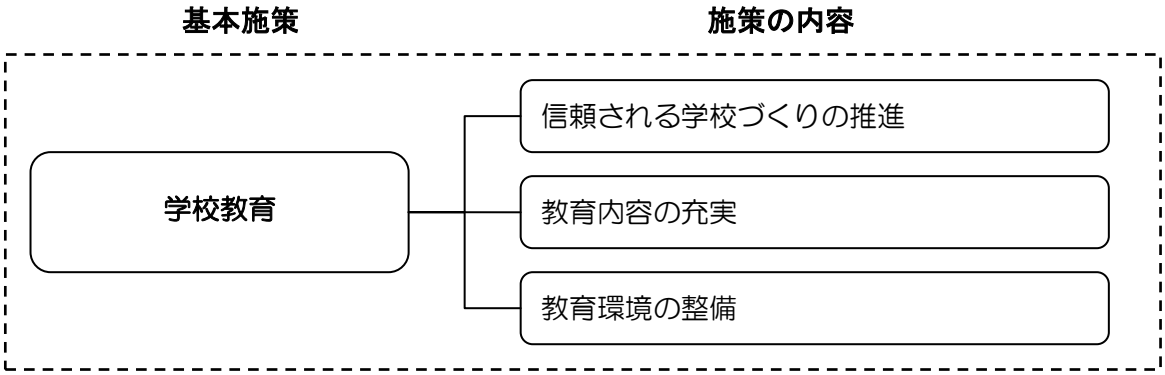

【施策の内容】

⑴　信頼される学校づくりの推進

①　地域と共にある学校づくりの推進

・各学校の特色を活かし、生きる力を育むための多様な体験活動等の機会を充実します。

②　保護者や地域住民の声を学校運営に活かす取組の推進

・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や学校評価活動を効果的に運用し、保護者や地域の方々の意見を学校運営に反映します。

・保護者・地域の方々が教育活動を支援したり、学校運営に参画したりする取組を促進します。

⑵　教育内容の充実

①　確かな学力の向上をめざす教育の推進

・各校の研究授業の充実を図るとともに、その成果を実践へと還元します。

・教職員研修の内容を精選し充実します。

・外国語活動及び英語教育を充実します。

・子どもの学びの連続性を確保するために小中一貫教育を推進するとともに、高等学校、大学との連携を推進します。

②　豊かな心・健やかな身体を育む教育の充実

・生涯をよりよく生きるための豊かな心と健やかな身体を持ち、社会の一員としての自覚ある子どもを育てるために、豊かな体験活動、読書活動、さまざまな人との出会い、健康教育、体力運動能力向上の取組を進めます。

・いじめや不登校をはじめ、児童生徒が抱える悩みなどに対しきめ細かい対応ができ

るよう、必要なスタッフを効果的に配置します。
・子どもたちが自らの健康について主体的に考え、実践できるよう、系統的・継続的な健康教育を推進します。
・学校給食を生きた教材として活用し、学校教育活動全体を通じて食育を推進します。

③　人権教育の推進
・発達段階や生活課題に即した人権教育を推進します。
・一人ひとりを大切にし、互いの存在を尊重し合う人間関係づくりを進めます。

④　特別支援教育の充実
・教育的支援を必要とする児童生徒に対し、個別の支援計画・指導計画を作成し、特別支援コ―ディネーターを中心に適切な指導と支援を行います。

⑤　外国人児童生徒教育の充実
・日本語指導を充実するとともに、就学・進学ガイダンスを開催します。
・日本語指導が必要な外国人児童生徒在籍校に巡回担当員を派遣し、日本語学習を支援します。

⑥　防災教育の推進
・学校教育活動を通じて自分の命は自分で守ることができる実効ある防災教育を推進します。

⑶　教育環境の整備
①　安全で快適な学校環境の整備
・保護者や地域、あるいは関係機関などの協力を得て通学路の危険箇所などの点検を行います。
・関係機関の協力を得て通学路の危険箇所の改善を図り、通学時の安全を確保します。
・保護者や地域の協力を得て見守りや声かけ等の交通安全指導を推進します。
・望ましい学級規模による教育の活性化を推進します。
・老朽化した学校施設を大規模改修したり、プレハブ校舎の解消に向けて校舎を増築するなど、安全で快適な学校環境を整備します。
・学校施設のトイレを改修し洋式化するなど、快適な学校環境を整備します。
・子どもたちがより利用するよう、学校図書館活動を充実します。
・地域の現状、今後の児童生徒数の推移等を踏まえ、通学区域の弾力的な運用を進めます。

②　安全安心な学校給食の提供

・安全で衛生的な給食を安定的に供給します。

・老朽化した給食施設を効率的・効果的に整備します。

③　小中学校の適正配置

・子どもたちの学びの効果が最大となるよう、望ましい学校規模による教育の活性化を推進します。

３－２　高等教育機関との連携・充実

第１項　高等教育機関

【現状と課題】

○市内にある４つの高等教育機関同士の連携は、学生によるイベントの開催や施設の共同利用などが行われていますが、個別の事業の実施にとどまっていることから、組織的な連携を進めるための仕組づくりが求められています。
○高等教育機関の持つ知的資源を活用した人材育成については、高等学校との連携において、出前講義や教員の交流、図書館ボランティアの活動等による生徒と学生の交流が行われ、連携の広がりが出てきています。
○また、三重大学においても、社会連携研究センターが設置され、地域貢献の取組が進められています。
○しかし、高等教育機関と企業との連携については十分な成果が得られていないため、市の産業振興センター、各大学等を含めた連携の進め方を検討する必要があります。
○高等教育機関による地域貢献の推進については、市民にわかりやすいよう講座内容を工夫することにより、公開講座の参加者数を増やすことができたなど、一定の効果があったと考えられます。ただし、講座の内容について、大学の特色を活かすなど、他の事業との違いを明確にしていく必要があります。
○高等教育機関に求められる社会的なニーズは変化しており、三重短期大学においても、「三重短期大学の在り方庁内調査・研究会議」で検討を行っており、この結果を踏まえて社会環境の変化に対応した運営形態をめざす必要があります。
○三重短期大学内に地域連携センターを設置し、高大連携、出前講座、政策研修等の地域連携事業を推進しています。今後は、一般市民向けの講座の充実や政策立案のためのシンクタンク機能の充実に向けた取組が求められています。

【施策の体系】

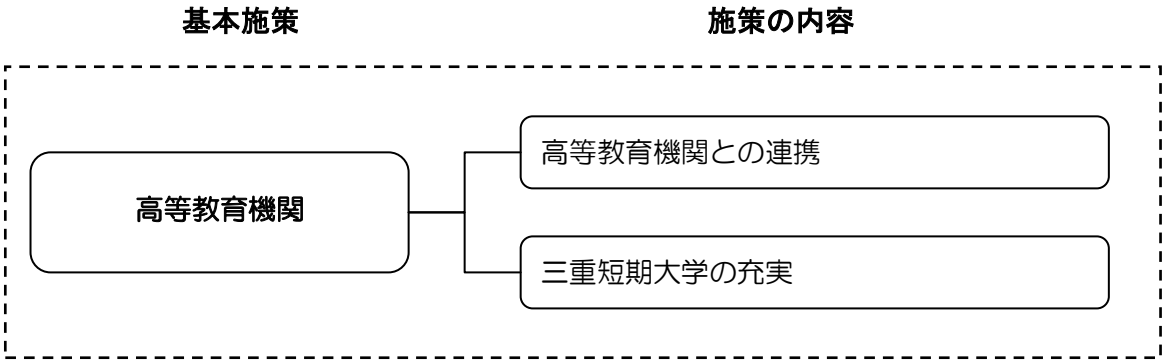

【施策の内容】

⑴　高等教育機関との連携

①　大学・地域連携を進める仕組づくり

・大学間連携及び大学と地域との組織的な連携を進めるための仕組を構築します。

②　高等教育機関の知的資源の活用

・高大連携や市民向け専門講座の充実などにより、専門性の高い人材の育成を推進します。

・地域課題に関して、高等教育機関の知見を活用した施策研究を推進します。

・市の産業振興センターや三重大学社会連携研究センター等の地域連携窓口と協力して、産学官の連携を推進します。

⑵　三重短期大学の充実

①　教育環境の充実

・社会的なニーズの変化に対応するために、教育環境・内容の充実に向けた具体的な取組を推進します。

②　地域貢献の推進

・地域連携センターを中心に、高大連携、出前講座、政策研修等の地域連携事業の充実を図り、地域貢献の組織的な取組を推進します。

③　地域で活躍する人材の輩出

・地域社会を主体的に担う人材を育成するとともに、実社会で活躍できるよう就職支援を充実するなどの「出口管理」の強化に取り組みます。

３－３　生涯学習スポーツ社会の実現

第１項　生涯学習の推進

【現状と課題】

〇津市生涯学習振興計画を策定し、公民館を拠点に生涯学習機会の充実を図ってきましたが、社会のニーズにあった学習のさらなる充実と学習の成果の還元が求められています。そのため、地域の学習要求の反映や人材の育成につながる講座の充実が必要です。

〇あのつアカデミー等により地域のリーダーとなる人材の育成を行っていますが、参加者の知識習得は進んでいるものの、履修者の活躍の場の確保が課題となっています。そのために、履修者が中心となって市民の主体的な企画・運営事業を展開し、学び合い、教え合う中で、地域を考える創意ある活動の推進が必要です。

〇学習施設の整備・充実については、一部を除き施設の耐震化と適正配置がなされています。今後は、各施設のネットワーク化が進んでいないことから、利用者にとって使い勝手の良い運営を工夫する必要があります。

〇図書館情報システムの統合により、利便性が大幅に向上したことから、今後は利用者の幅広いニーズに対応した情報提供の充実が求められています。また、子どもの読書については、心の成長に重要であるため、学校図書館やボランティアグループとの連携をさらに強め、読書活動の一層の推進が必要です。

【施策の体系】

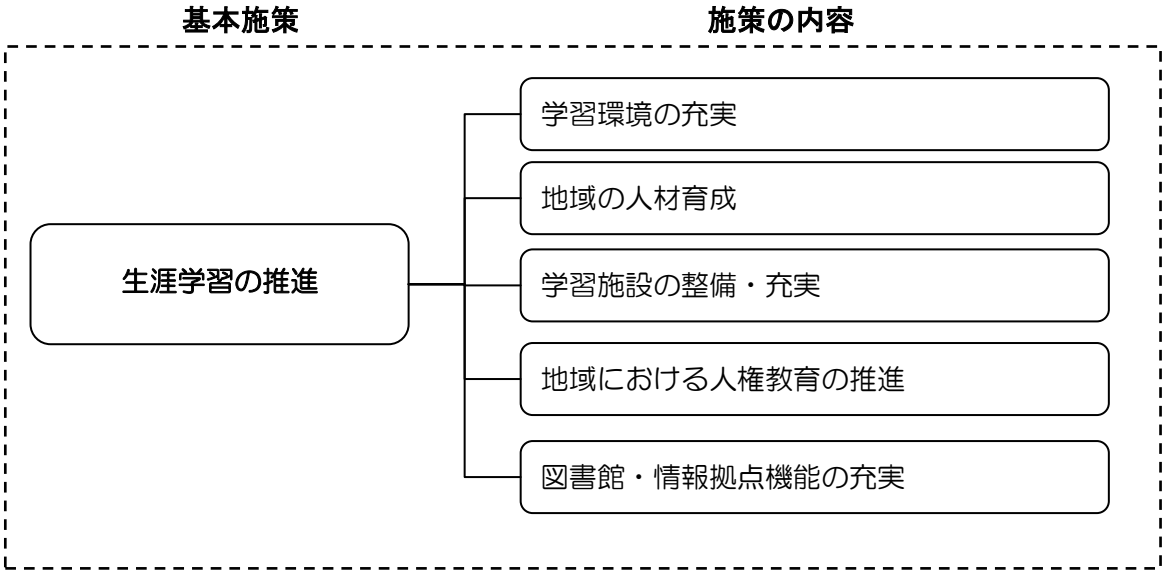

【施策の内容】

⑴　学習環境の充実

・地域社会におけるさまざまな課題に対応し、市民や団体が協働して活力あるコミュニティの形成に資するため、新しい学習機会の創設に取り組みます。
・地域の学習拠点である公民館の役割を果たすため、地域住民全体が集い、地域社会へのサービスを総合的に提供する拠点としての機能を充実します。
・新中央公民館では、市民が協働して社会的・地域的課題の解決に取り組み、新たな時代を担える力を育むため、人づくりやまちづくりの拠点となる、特色ある中央公民館事業を創出します。
・広報紙や生涯学習情報誌の内容を充実するだけでなく、若年世代の多くが利用しているインターネット等さまざまなメディアを活用した情報提供のあり方を工夫し、市民に多くの学習情報を提供します。

⑵　地域の人材育成

・生涯学習に関する専門的な知識を持った指導者の発掘・育成に努めるとともに、活躍できる機会・情報を提供します。
・社会教育関係団体やボランティア活動団体が自主的に活動できるよう支援を行います。

⑶　学習施設の整備・充実

・社会教育施設利用者の利便性の向上に重点をおき、必要な整備・改修を計画的に実施します。
・学校施設の開放の促進と安全で効果的な管理を推進します。
・生涯学習活動の場として、社会教育施設だけでなく、さまざまな公共施設等を効果的に活用できるよう利用方法や運営方法を検討します。

⑷　地域における人権教育の推進

・人権尊重の地域づくりをめざし、人権について学び、考える機会を、ワークショップをはじめさまざまな形態方法で提供します。

⑸　図書館・情報拠点機能の充実

・利用者の調査、研究ニーズにも対応できるように、幅広い資料の収集、情報提供などのサービスを充実します。
・学校図書館等への団体貸出を推進します。
・地域のボランティアグループとの連携強化や活動支援を推進します。

第２項　スポーツの振興

【現状と課題】

〇子どもからお年寄りまで楽しめるさまざまなスポーツ教室の開催や各種スポーツ大会の開催などにより、多様な市民のスポーツ活動の機会を提供し、市民の「参加するスポーツ」、「生涯スポーツ」のニーズに対応してきました。しかし、「競技スポーツ」を対象とした教室の種類が少ないため市民の競技力向上が求められています。

〇スポーツ振興のために、その担い手となる各スポーツ団体の活動を促進することが必要です。そのためにも、各団体と連携して指導者の講習や指導者の活用の促進、市民の活動ニーズに対応した指導者の育成・確保を図る必要があります。

〇スポーツ団体に対して活動を継続して支援する必要がありますが、同時に、各団体の自立を促すような支援のあり方についても検討を進めていく必要があります。

〇現在、総合型地域文化・スポーツクラブは９団体が活動していますが、新規設立は少なくなっています。今後は、各地区における総合的なスポーツ振興を図るために、地区体育振興会と併せて活動支援を継続していく必要があります。

〇老朽化したスポーツ施設が多く存在するとともに、全国的な大規模な大会に対応できる施設がない状態にあります。そのため、「津市スポーツ施設整備基本構想」に基づき、既存施設の計画的な改修・整備を進めるとともに、（仮称）津市産業・スポーツセンターの平成 28 年供用開始をめざして整備を進める必要があります。

〇屋外の拠点スポーツ施設についても整備を検討する必要があります。

【施策の体系】

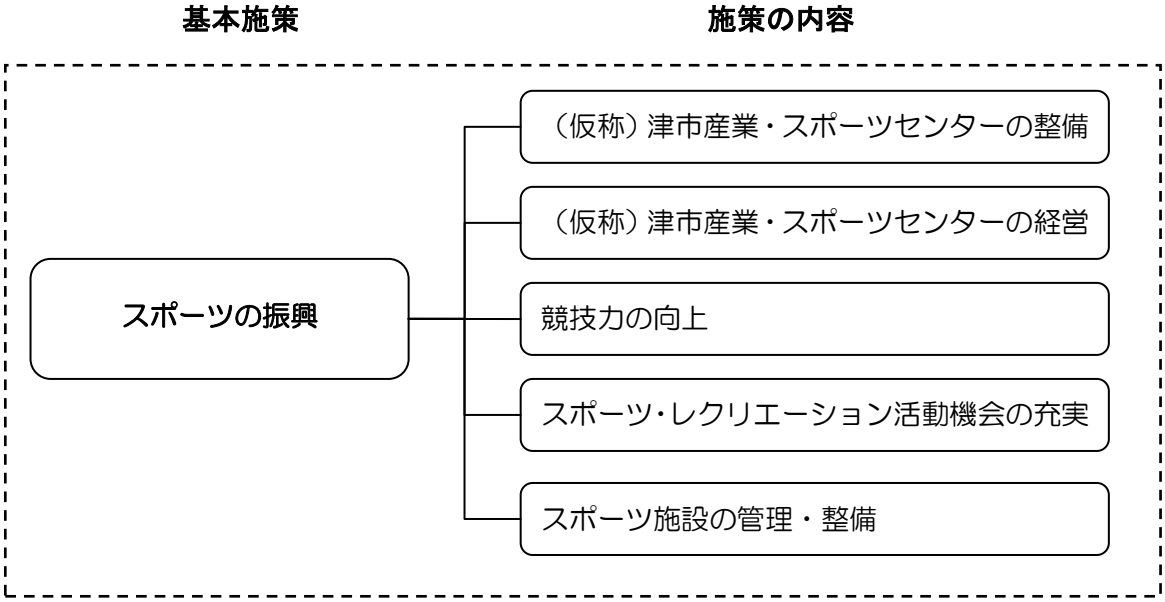

【施策の内容】

⑴　（仮称）津市産業・スポーツセンターの整備

・アリーナ、武道館、屋内プール、産業展示機能等を有する「（仮称）津市産業・スポーツセンター」を平成 28 年度供用開始に向け整備します。

⑵　（仮称）津市産業・スポーツセンターの経営

①　産業・スポーツ施設としてのプロモーション活動

・スポーツ施設としての機能と産業展示機能等を併せ持つ特徴を活かし、本市のスポーツ振興を牽引するとともに、地域経済や産業の振興につながる積極的なプロモーション活動を行います。

②　大規模な競技会等の誘致

・国民体育大会及び全国高等学校総合体育大会の地元開催に向け、受入体制の整備や気運の醸成に取り組みます。

・大規模な競技会やスポーツ合宿等を誘致するため、全国の団体へＰＲを行います。

③　三重武道館の運営

・三重県・津市における武道振興の拠点として、三重県と共に三重武道館の円滑な運営を行います。

⑶　競技力の向上

・市内のスポーツ活動を牽引する競技スポーツを奨励するために、指導者の養成とＮＰＯ法人津市スポーツ協会や津市スポーツ少年団等の活動を支援します。

・実力のあるチームやアスリートを招き、地元のチーム等と交流試合や合同練習を行うなど、高い技術にふれることで、地域の競技力の向上をめざします。

⑷　スポーツ・レクリエーション活動機会の充実

・市民を対象とした各種スポーツ教室や講習会などを開催し、スポーツ・レクリエーション活動への参加機会を充実します。

・「津シティマラソン大会」や「津市民スポーツ・レクリエーションフェスティバル」等のスポーツ大会・スポーツイベントの開催を支援します。

・幅広い年齢層の住民が気軽に参加できる生涯スポーツ社会の実現に向け、津市スポーツ推進委員会や津市スポーツ・レクリエーション協会、総合型地域文化・スポーツクラブ、地区体育振興会などスポーツ・レクリエーション団体の活動を支援します。

⑸　スポーツ施設の管理・整備

①　スポーツ施設の管理・改修

・利用者の安全性と利便性を高めるよう施設管理を行います。
・老朽施設の計画的な改修を推進します。
・各スポーツ施設の管理運営について、すべての地域を対象に指定管理者制度を導入するなど民間活力を積極的に導入します。

②　スポーツ施設の整備

・安濃中央総合公園内の多目的グラウンドについては、人工芝化を行うことでサッカー場などとしての活用を図ります。
・屋外型スポーツ施設の整備を検討します。
・河芸町民の森のプール跡地の活用に向けた整備を進めます。
・津市民プール、津市体育館、三重武道館の跡地利用の方針を検討します。

第３項　青少年の健全育成

【現状と課題】

〇ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営むことのできない子ども・若者が増加するなど、青少年が抱える問題が多様化しており、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係者との連携や家庭、地域との連携などにより、総合的な取組を進める必要があります。

〇青少年が悩みを抱えたときに気楽に相談でき、安心できる環境を整えることが必要であり、平成 20 年度からメールでの相談にも対応しています。今後も、青少年のコミュニケーションツールの変化に対応して相談業務の充実を図る必要があります。

〇放課後児童対策については、放課後児童クラブの拡充等を進め待機児童の解消を図りました。しかし、大規模クラブの解消や障がい児の入所希望への対応などが求められており、効率的な運営方法の検討が必要です。

〇非行防止については、街頭での指導活動をこまめに行い、未成年者の補導件数も減少していますが、全国的には社会の関心を集める重大事件の発生、いじめや虐待など青少年が犠牲となる事件も後を絶たないことから、青少年の非行防止や早期発見、青少年の保護に向けた取組の充実が必要です。

【施策の体系】

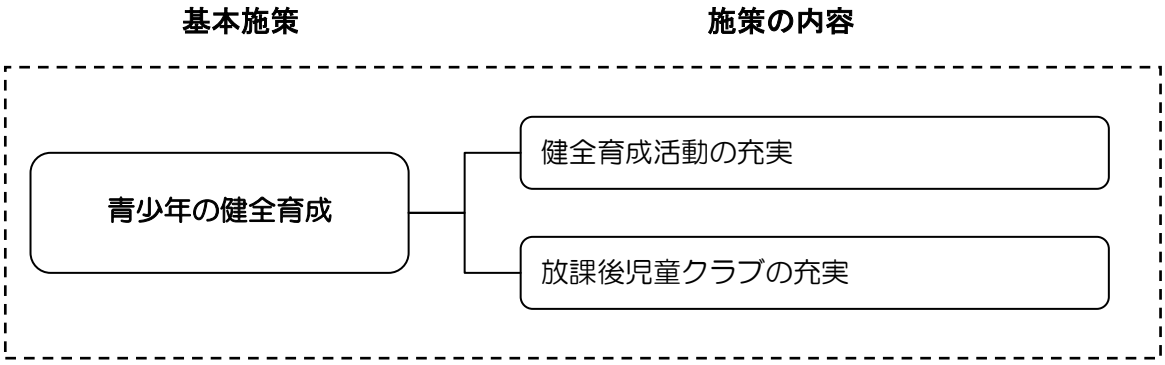

【施策の内容】

⑴　健全育成活動の充実

・次世代を担う青少年の健全育成対策を総合的・計画的に行うため、市民会議や子ども会などの市民団体の活動を支援するなど、市民運動を促進します。

・電話、面接、メール等による、青少年や保護者が気楽に相談できる相談業務を充実します。

・青少年の健全育成のために、家庭の教育力の向上と、街頭指導及びその後の適切な措置や継続指導等の取組を推進します。

⑵　放課後児童クラブの充実

・子どもが安心して学ぶことができる居場所づくりを促進するため、「放課後子どもプラン」に基づき放課後児童クラブの施設整備等を推進します。

・放課後児童クラブの指導員の研修機会を充実し、指導力の向上に取り組みます。

３－４　文化の振興

第１項　文化、芸術活動の充実

【現状と課題】

○市民の誰もが気軽に文化・芸術にふれる機会を増やし、心豊かな地域社会を実現するために、「津市文化振興計画」（平成 21 年３月）を策定し、市民の文化・芸術活動の支援や担い手の育成を進めています。

○今後さらに文化活動を振興するには、新しい多様な団体・グループを発掘・育成し、地域の文化活動の裾野を広げるとともに、自由で自主的な文化活動を促進するための環境整備が必要です。

○市内には多くの文化施設があり、文化的な催事は各ホールにおいて開催していますが、一般の利用者の利用状況はホールごとにばらつきがあり、さらなる利用促進と効率的な運営が必要です。

○新しい県立博物館の整備が進められていることから、その活用を踏まえた新たな文化振興策の検討が必要です。

○平成 24 年６月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、文化施設が文化芸術の創造・発信拠点として位置づけられたことにより、ホール等を活用した公演の企画立案や担い手の育成など、地域の文化芸術の水準の向上に向けた施策を推進する必要があります。

【施策の体系】

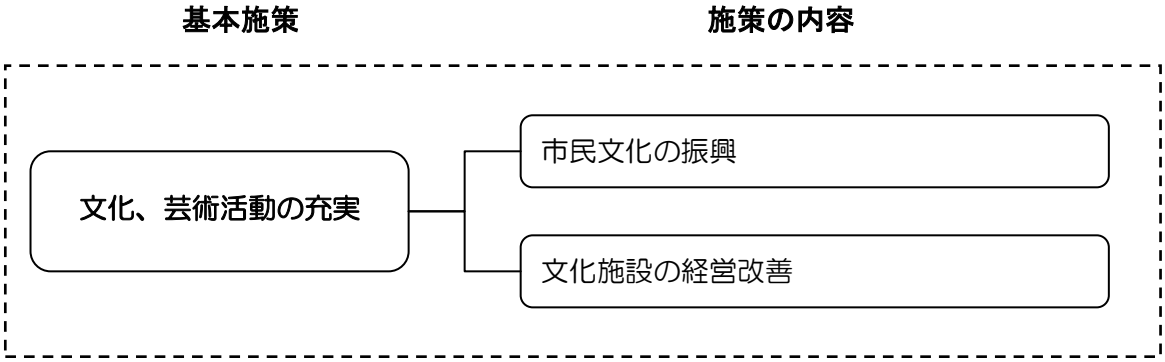

【施策の内容】

⑴　市民文化の振興

①　文化芸術の水準の向上

・市民が気軽に文化にふれる機会や発表する機会を提供するため、市民文化祭や美術展覧会などのさまざまな事業の実施に取り組みます。
・多彩な文化芸術にふれる機会を多く提供できるよう、文化振興事業の実施方法を改善します。
・舞台芸術等に精通した文化関係者と共同で事業を企画するなど、より質の高い文化振興事業の実施に取り組みます。
・三重県総合文化センターや平成 26 年開館予定の新県立博物館など、三重県の文化・芸術の拠点施設が立地するメリットを活かし、市域を超えた広い視野に立った取組を進めます。
・（仮称）津市美杉総合文化センターについては、庁舎等の合築により、平成２５年度完成をめざし、旧美杉東小学校跡地に建設を進めます。

②　文化芸術活動の支援

・文化振興事業を通じて団体の発表機会を提供します。
・文化振興基金事業により新たな団体の活動を支援します。
・郷土芸能の振興のため、郷土芸能団体等が活動しやすい環境づくりを推進します。

③　文化の創造を担う人材の育成

・来訪する芸術家との交流機会を充実し、本格的に芸術活動をめざす人の技術向上を支援します。
・早くから文化に親しみ、新たな担い手を育成するため、学校等の教育機関との連携を進めます。

④　文化情報の収集・発信

・市民が気軽に文化・芸術活動に参加できるように、市主催事業の情報をさまざまな媒体を通じ発信します。
・各文化団体が各種メディアを活用して積極的に情報を発信することを促進します。
・本市にゆかりのある芸術家について情報を収集し、事業の企画や文化水準の向上等に向けた取組への活用を図ります。

⑵　文化施設の経営改善

①　運営力の向上

・文化ホールについて舞台管理を一元化し、全体的な舞台技術の向上を図るとともに、

実演者にとって利用しやすいホール管理をめざします。

②　経営の効率化

・各ホールの管理運営について、指定管理者制度を導入するなど民間活力を積極的に導入します。
・各ホールの特性に合わせて、運営を工夫することにより、地域における魅力あるホール運営に取り組みます。
・計画的に施設の改修を行い、快適に利用できる環境を整備します。

第２項　歴史的資源の保存と活用

【現状と課題】

〇本市は、伊勢街道など６つの街道が市内を通り、多様な文化が育まれているほか、国史跡の多気北畠氏城館跡をはじめとする史跡などの歴史的資源が数多く残されています。

〇一身田寺内町の修景整備や多気北畠氏遺跡周辺の発掘調査が進展しており、これらの取組の成果をどのようにまちづくりにつなげていくのか、市民と共に考えていく必要があります。

〇藤堂高虎公入府 400 年記念事業、津城修築 400 年記念事業、歴史街道を活用したウォーキングイベントなど、歴史資源を活用した事業の実施で多くの市民が参加するなどの成果がみられました。今後は、一過性のものにならないように継続的な取組が必要です。

〇市内の歴史的資源の保存・活用を図るとともに、関係機関及び関係団体と連携し、広域的な歴史的資源を活かした取組を進める必要があります。

【施策の体系】

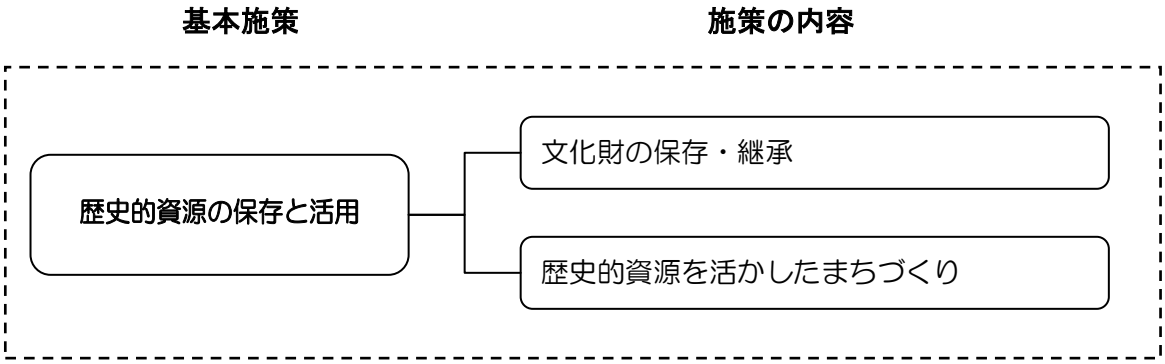

【施策の内容】

⑴　文化財の保存・継承

①　津城跡の保存・管理

・津城跡について、その歴史的価値が保たれるよう、石垣の修理など適切な保存・管理を行います。

②　多気北畠氏城館跡周辺の保存・管理

・多気北畠氏城館跡などの地域の核となる史跡について、その歴史的価値の保存を進めます。

③　歴史資源の保護・継承

・市内の有形、無形の文化財と埋蔵文化財について、その保護を推進します。

・伝統芸能等について、その継承を推進します。

⑵　歴史的資源を活かしたまちづくり

①　歴史的資源の活用

・市内の拠点性の高い文化財を活用した文化事業やレクリエーション事業を継続的に展開し、市内外の人々の交流を促進します。

・藤堂高虎公にちなんだＰＲキャラターを活用した情報発信を展開します。

・多気北畠氏城館跡については、調査・研究を進めるとともに、往時の姿を感じられるような整備・活用を進めます。

・一身田寺内町の周辺について、市民参加による特色のあるまちづくりを推進します。

・市内各地の歴史・民俗を紹介する各資料館について、地域特性を活かしたテーマ性のある展示となるよう工夫します。

②　広域的な文化ネットワークの形成

・藤堂高虎公や寺内町など、本市と共通の歴史的資源を有する自治体との交流を推進します。

３－５　人権尊重社会の形成

第１項　人権・平和施策の推進

【現状と課題】

○「人権が尊重される津市をつくる条例」、「津市人権施策基本方針」に基づき、「津市人権施策推進計画」を策定して取組を進めています。現実にはさまざまな人権問題が存在しており、今後も人権問題の解決に向け諸施策に取り組み、人権が尊重されるまちづくりを推進する必要があります。

○市民の人権意識の向上のため、さまざまな講演会、講座、催事等を開催して人権について考える機会を設定していますが、今後も引き続き市民への啓発活動に取り組むとともに、効果的な啓発推進のため、催事等の広報・誘客方法について検討する必要があります。

○人権擁護委員による人権相談や人権啓発等の充実に向け、一層支援する必要があります。

○これまでの同和問題解決に向けた取組は、地域住民の生活改善や人権意識の向上等に一定の成果を挙げてきたものの、依然としてさまざまな地域課題が残されており、今後も関係団体等と連携して、課題解決に向けて継続的に取り組むことが必要です。

○地域社会の福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として、隣保館は今日まで多くの役割を果たしてきましたが、今後とも多様化する住民ニーズに対応しながら、開かれたコミュニティーセンターとして引き続き積極的な取組が必要となっています。

○非核・平和都市宣言都市として、平和に対する市民意識を高める必要があります。

【施策の体系】

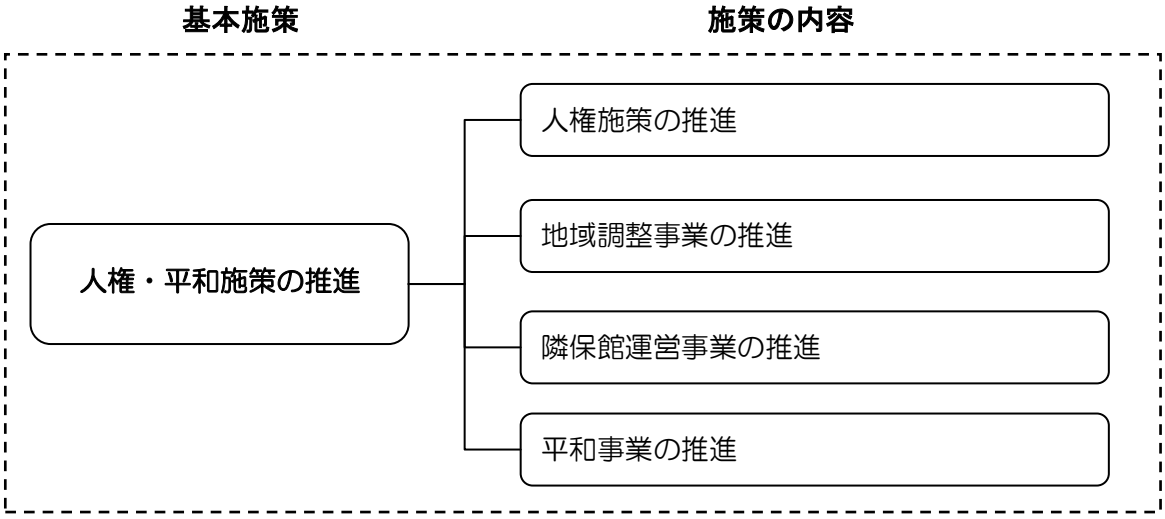

【施策の内容】

⑴　人権施策の推進

・一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざし、人権問題に対する市民の理解と認識を深めるため、人権啓発に関する取組を総合的・計画的に推進します。

・人権擁護のため、津地方法務局などの関係機関と連携するとともに、人権擁護委員の活動を支援します。

⑵　地域調整事業の推進

・関係団体、関係機関等と協力・連携を図りながら、残された地域課題の解決に向けて活動支援や取組を積極的に進めます。

・地域における住民交流、啓発活動等の拠点である集会所、会館等の適正な維持管理を実施します。

⑶　隣保館運営事業の推進

・地域社会全体の交流拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、多様化する住民ニーズに的確に対応し、福祉向上・人権啓発のための機能を十分に発揮できるよう、相談事業、教養文化事業、啓発・広報事業、交流事業等に取り組みます。

⑷　平和事業の推進

・「非核・平和都市宣言」に基づき、講演会・原爆パネル展などの開催を通じて、恒久平和の実現に向けた施策を推進します。

豊かな文化と心を育むまちづくりの重点施策

重点施策	ページ
津市独自のこども園の設置（再掲）	１１０
教育環境の整備	１１４
新中央公民館の展開	１１９
（仮称）津市産業・スポーツセンターの整備	１２１
文化施設の経営改善	１２６
津城跡の保存・管理	１２８
多気北畠氏城館跡周辺の保存・管理	１２８

４　活力のあるまちづくり

４－１　自立的な地域経済の振興

第１項　総合的な産業振興の推進

【現状と課題】

○本市では、「津市産業振興ビジョン」を策定し、農林水産業、商工業の振興のための施策・事業を計画的に推進しています。

○経済環境の変化による工場等製造業の事業所の減少や、農業従事者の高齢者割合の増加等による１次産業の衰退は、商業や観光・サービス業などへ影響を及ぼしています。

○地産地消の取組や各産業間の連携による、新商品開発、技術開発力向上による既存産業の振興、新産業の創出など産業全般の活性化に向けた取組により、働く場所の創出を図り定住人口や流入人口の増加を図る必要があります。

○本市では、持続的かつ自立的な経済基盤を支えるとともに雇用の創出を図るために、中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさいの整備に取り組み、必要なハード整備が概ね完了しました。

○企業立地の促進については、戦略的かつ積極的な誘致活動の展開により、中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさいのほか、他地域への立地も併せ、順調に取組を進めています。

○今後のさらなる立地促進を図るため、中勢北部サイエンスシティ第１期事業区域内の一部未造成区域の整備に向けた取組を進めていく必要があります。

○平成 20 年度に「津市産業振興センター」をあのつピア内に開設し、中小製造業者への技術支援や、創業支援、地域資源を活用した事業化の支援等に取り組んでいますが、さらなる機能強化や利便性の向上を図る必要があります。

【施策の体系】

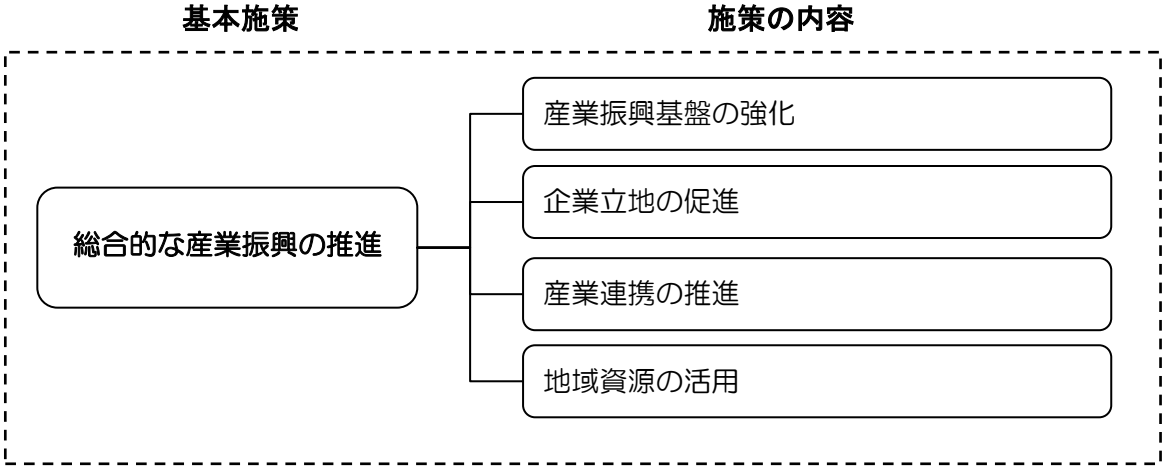

【施策の内容】

⑴　産業振興基盤の強化

①　計画的な産業振興の推進

・産業分野ごとの施策に加え、産業間の連携・役割分担を含めた地域産業の振興を総合的・計画的に推進します。

②　津市産業振興センターの基盤強化

・津市産業振興センターを本市全域の産業振興を担う拠点機能と位置づけ、ものづくり産業の支援、地域資源活用の支援、起業・創業の支援を行います。

・専門家の支援ノウハウを活用するとともに、企業間交流や産学官連携の促進、人材育成・確保に関する支援を行うことで、産業基盤の強化に取り組みます。

③　創業支援の実施

・関係機関との連携のもと、本市での創業をめざす方々の支援を通じた雇用創出と地域経済の活性化に取り組みます。

⑵　企業立地の促進

①　立地基盤等の整備

・中勢北部サイエンスシティ第１期事業区域内の一部未造成区域について、用地買収、造成等を促進します。

・社会経済情勢等を踏まえ、新たな立地基盤の整備を検討します。

②　積極的な企業誘致活動の展開

・本市の優位性等の情報発信をはじめ、津市企業立地促進条例等を活用したきめ細か

い立地サポートにより他都市との差別化を図るなど、戦略的な企業誘致活動を展開します。

・産業拠点である中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさいにおける未立地の区画について企業立地を促進します。

⑶　産業連携の推進

①　事業者間交流、産学官連携の推進

・農商工連携や６次産業化等の活用を促進します。

・産業交流セミナー等による事業者間交流、産学官連携の場づくりを進めます。

・展示会出展や海外連携事業などを通じ、国内外の企業との交流による新規販路開拓や外需獲得等、市内企業の事業拡大を促進します。

⑷　地域資源の活用

①　地域資源を活用した新商品開発、新事業・新産業の創出

・地域資源活用による、新商品開発や新たな事業・産業の創出を支援します。

・農林漁業者や商工業者等の有機的連携に向けた機会創出を図り、それぞれの経営資源を活かした、津市発の新商品・新サービス等の開発に取り組みます。

第２項　農業の振興

【現状と課題】

○平成 22 年の販売農家数が 5,079 戸で、減少傾向が続いているとともに、基幹的農業従事者の平均年齢が 71.6 歳と高齢化しており、効果的な振興策が課題となっています。

○農業委員会等との連携により耕作放棄地の解消と農業生産活動の維持に努めるとともに、集落営農組織の育成や法人化、認定農業者等への農地集積の推進などによる農業経営基盤の強化を図っています。

○集落営農組織の経営基盤強化のための共同利用機械の購入や地域農業の振興のための共同利用施設の整備に対して支援を行っています。

○担い手の高齢化とともに担い手不足が問題となっており、新規就農や定着支援などの取組を強化し、新規就農者の確保、担い手・後継者の育成を進めることが求められます。

○農産物の一層の利用促進を進めるため、地域性豊かな農産物のＰＲ等によるブランド化や地産地消の推進、６次産業化への支援が求められています。

○農業共済制度及び農業者年金制度について、農業経営と農業者の生活の安定化を推進するため、制度の周知を図るなどの加入促進に向けた取組が必要です。

○用排水路、ため池、農道などの農業用施設については、老朽化や緊急性等を考慮しながら、保守点検及び整備・改修を順次実施していくことが必要となっています。

○畜産業については、安全・安心な食肉等を供給していくため、今後とも三重県と連携した取組が求められます。

○獣害対策については、防護柵の設置や個体数調整、地域ぐるみの追い払いなどにより、被害の増加は食い止めているものの、依然として被害は深刻な状況となっており、継続的な対策が不可欠です。

【施策の体系】

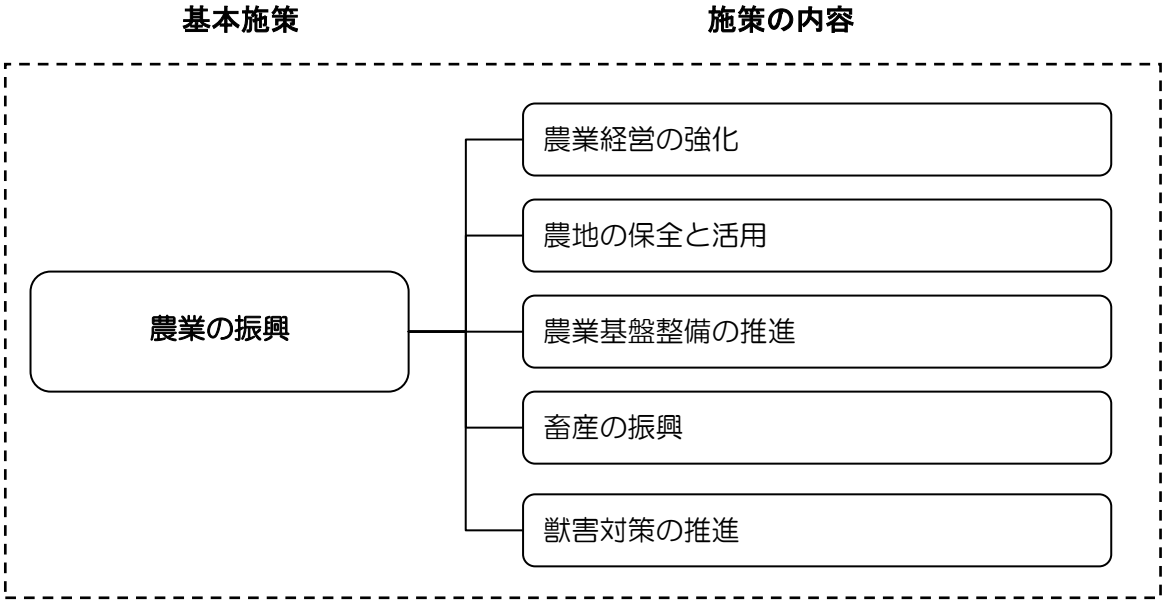

【施策の内容】

⑴　農業経営の強化

①　農業経営基盤の強化

・認定農業者等への農地の集積を進め、経営基盤の強化を図るとともに、集落営農組織の法人化を促進します。

・中山間地域においては、収益性の高い農作物の研究と集落営農組織の設立を進めます。

②　農業経営の安定化促進

・農業経営の安定化を図るため、戸別所得補償制度を推進します。

・農業協同組合等が行う共同利用施設の整備等の支援を行います。

・地域資源を活用した儲かる農業の実現をめざし、６次産業化やブランド化を推進します。

・災害時等における農業者の円滑な補償を確保し、経営の安定化を進めるため、農業共済事業のＰＲを強化し加入を促進します。

・三重県農業共済組合連合会と連携し、農作物や家畜への損害を防止するための効果的な事業を推進します。

・農業者年金制度については、関係機関と連携しながら広くＰＲを行うなど加入を促進します。

③　担い手・後継者の育成

・就農希望者への情報発信、就農希望者と受け入れ側のマッチング、技術の習得支援、就農後の定着支援などを総合的に進めます。

・農業経営基盤強化資金等への利子補給により、担い手の経営の安定と拡大を支援します。

・農業法人による雇用など就農方法の多様化を促進します。

④　地産地消の推進

・産地直売所の充実や学校給食使用品目の拡大など、地産地消の取組を推進します。

・食の安全確保、生産者と消費者の交流を促進します。

・市民が生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、食育に関する施策を総合的・計画的に推進します。

⑵　農地の保全と活用

①　農地の保全対策

・地域の土地利用のあり方を踏まえた優良農地の保全と有効な土地利用を図るため、農地法等の規定に基づき適正な農地行政を進めます。

・耕作放棄地の解消に向けての取組や、中山間地域の耕作が困難な農地の活用を進めます。

・農地・農業用水等の資源や農村環境を守るために、地域ぐるみの取組を支援します。

②　農地の管理・流動化の促進

・農地情報システムを効果的に活用し、農地の適正管理に取り組みます。

・効果的かつ安定的な農業経営を進めるため、農地の流動化や利用を促進します。

③　耕作放棄地の活用

・特定農地貸付事業による耕作放棄地を活用した市民農園の開設を進めます。

⑶　農業基盤整備の推進

①　農業用施設の整備

・農業用水の安定的な供給及び農家の水管理の省力化を図るため、用水路のパイプライン化を推進します。

・農道、頭首工、用排水路、排水機場等農業関連施設については、老朽化に対応した整備と適切な維持管理を推進します。

・大規模地震等により堤体が被災し、下流域の住民に被害が及ぶ可能性のあるため池については、耐震性調査・改修を行うなどため池の耐震化を促進します。

②　農業集落排水施設の管理

・啓発活動により農業集落排水の水洗化率の向上を図ります。

・公共用水域の保全に寄与するため、施設の適正な維持管理を行います。

⑷　畜産の振興

①　安定的な畜産業の振興

・畜産業の中心的な担い手となる認定農業者を育成します。

・環境にやさしい農業をめざすため、耕畜連携による土壌づくりシステムの推進、悪臭防止対策を促進します。

・鳥インフルエンザ等家畜伝染病の予防や食肉処理施設への支援を通して食の安全安心への取組を促進します。

⑸　獣害対策の推進

①　地域と連携した獣害対策の推進

・猟友会等との連携により、有害鳥獣の個体数の調整、防護柵の設置、地域ぐるみの獣害対策を的確に進めます。

・先進的な技術の導入・普及により獣害対策の高度化を推進します。

・捕獲した有害鳥獣の資源活用等についても、具体化に向けた取組を進めます。

・獣害対策協議会等の育成を図るとともに、その活動を支援します。

・市街地での野生鳥獣の出没などを契機として、市民協働での獣害対策の啓発・普及に取り組みます。

第３項　林業の振興

【現状と課題】

○林業における現状は、海外から低価格の建築資材が輸入され厳しい競争が強いられる一方、国産材の生産コストが過大で採算性の悪化が続いています。このため、森林の荒廃が進み、多面的な公益的機能も低下しています。

○平成 21 年に林野庁は、森林離れや荒廃森林の増加等を背景に「森林・林業再生プラン」を策定し、その中で、森林施業の効率化・低コスト化、加工流通体制の確立などにより、10 年後の木材自給率 50%をめざす方針が示されました。このことから、路網整備や森林施業の集約化、安定的な木材供給など、プランの推進に努めています。

○林業従事者の高齢化と、林業施業が重労働かつ危険なため、慢性的に後継者が不足していることから緊急雇用創出基金事業等を活用して、地域林業に貢献できる人材の育成を進めていますが、今後もこうした担い手の育成・確保等の取組の継続が求められています。

○森林の保全と整備のための取組として、林道の開設及び改良工事を実施するとともに、間伐促進事業や森林環境創造事業を通して、間伐、受光伐、下刈り等を支援しています。

○林業コストを削減し競争力を高めるため、木材市場における原木自動選別機の導入を支援しましたが、施業現場においても、作業の安全性確保と間伐材の効率的な搬出に取り組むため、高性能林業機械の導入支援が求められています。

○木材価格の低迷や需要減少のなか、木材利用を促進するため、公共建築物等への建設材としての積極的な利用を進めるほか、合板や集成材、製紙用チップなど新たな需要の拡大に努める必要があります。

○獣害対策については、農作物の獣害対策と併せて、スギ、ヒノキ等の苗木に対する鹿等の被害防止に取り組んでいます。

【施策の体系】

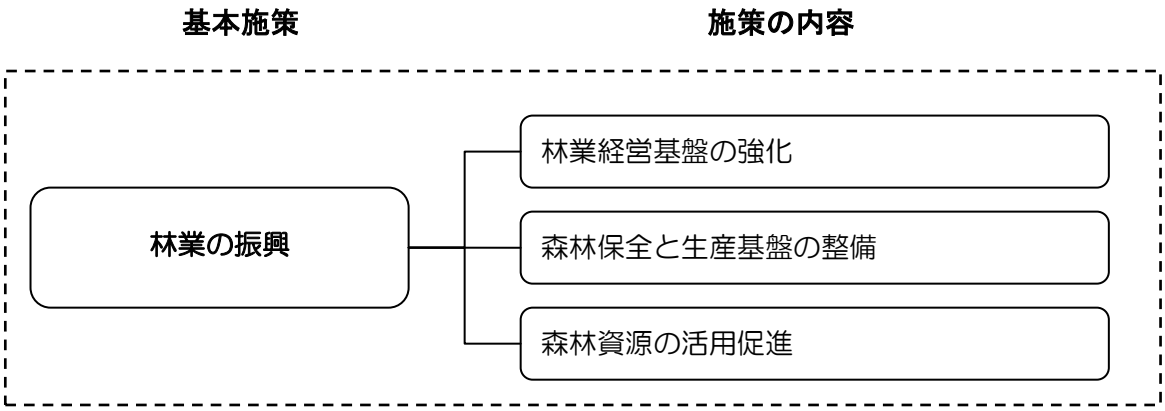

【施策の内容】

⑴　林業経営基盤の強化

①　担い手・後継者の育成

・新たな担い手を確保するため、三重県と連携し林業への関心と就業意欲を高めるための情報提供や啓発活動を進めます。

・地域林業の中核的な担い手となる林業経営者や林業事業体等の育成を図るため、三重県と連携し経営支援や機械化を促進します。

⑵　森林保全と生産基盤の整備

①　森林の保全と整備

・森林組合等林業関係者との連携により、計画的な森林施業（間伐、下刈りなど）を進めるとともに、治山施設の整備や水源地域等の森林の造成、整備等による治山事業を促進します。

・野生鳥獣により、年々増加する苗木等への被害について、農地の保全と一体となった獣害対策を進めます。

②　林業生産基盤の整備

・効率的な林業の施業を図るため、森林組合等における高性能林業機械の導入を支援します。

・林業生産基盤である林道の整備推進と維持管理を実施します。

・林業の低コスト化のため、施業を集約化した団地内における作業道の整備を支援します。

⑶　森林資源の活用促進

①　木材利用等の拡大

・市産材の利用の促進により林業の再生を通じた森林の適正な整備を促すとともに、市民に対して木材と直接ふれあうことによる安らぎとぬくもりのある快適な公共空間の提供に資するため、公共建築物等における木材の利活用を推進します。

・地域林業の活性化のため、木造住宅や非木造住宅の内装の木質化等木の良さを広くＰＲし、建築材としての木材の利用を促進します。

・森林組合等林業関連団体と連携し、広く市民に対し、森林に親しむ、木にふれるなどの機会を提供することによって、“木”のファンを増やすとともに、木材の利用が二酸化炭素の削減に寄与することなどについて、理解が得られる取組を進めます。

②　森林資源を活用した新たな取組

・間伐材を建築材として利用するほか、合板や集成材、製紙用チップなど多用途での利活用をさらに推進します。

・森林資源を有効に活用するため、新たな利活用の方策について検討します。

第４項　水産業の振興

【現状と課題】

○市内の３漁港（河芸、白塚、香良洲漁港）では、施設の老朽化により機能の更新時期が迫っていることから、施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を図るため、計画的な改修に取り組む必要があります。

○漁港等の基盤整備として、漁港内のしゅんせつを実施し、緊急的な施設の修繕を行うなど適切な維持管理に努めるとともに、水産業生産拠点としての機能向上を進めるため、白塚漁港南防波堤延伸工事などの漁港整備工事を進めてきました。

○香良洲漁港は、雲出古川の河口に位置しており、川からの漂砂により他の漁港より土砂の堆積が早く、また荒天時には港内の静穏度が低いため、その対策が求められています。

○伊勢湾内の漁場における資源の減少等、環境の悪化に対する対策として、アサリ、ガザミ、ハマグリの種苗放流など「つくり、育て、とる漁業」の取組への支援を進めています。

○各種イベントにおけるコウナゴ、アサリなどの水産物のＰＲを通じて水産物の消費拡大を図っています。

○漁業の事業体強化については、県内１漁協化に向けて三重県や県漁連など関係団体により調整が進んでおり、本市においても、引き続き市内４漁協の合併促進を図る必要があります。

○農林業と同様に、水産業においても担い手不足が深刻になっており、後継者の確保・育成に取り組む必要があります。

【施策の体系】

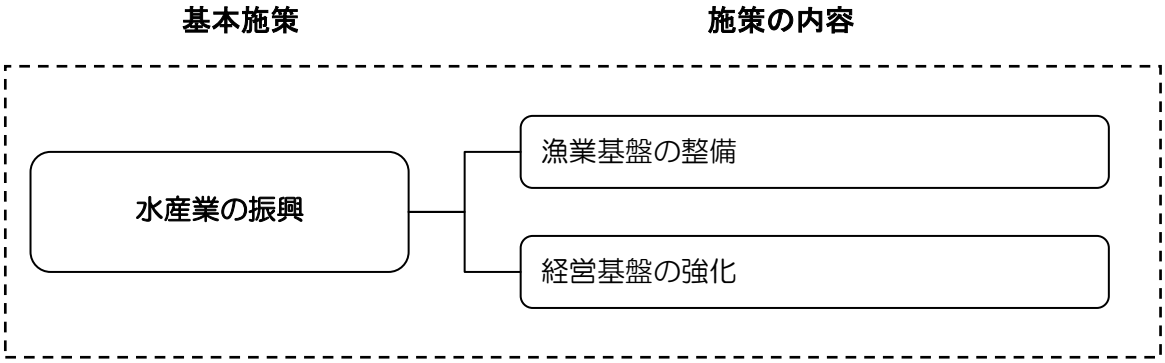

【施策の内容】

⑴　漁業基盤の整備

①　漁港等の基盤整備の推進

・漁港の長寿命化を図るため、計画的な漁港施設の改修を推進します。

・香良洲漁港において、水産業生産拠点としての機能向上を図るため、漂砂対策、静穏度確保及び津波対策のための北防波堤延伸工事を実施します。

②　資源管理型漁業の推進

・伊勢湾内におけるコウナゴ等の漁獲量の維持を図るため、広域的な資源管理型漁業を推進します。

・沿岸域で獲れるアサリ、ガザミ、ハマグリ等の漁獲量の維持を図るため、これら魚介類等の栽培漁業を促進するとともに、放流効果の検証を実施します。

⑵　経営基盤の強化

①　漁業経営基盤の強化

・漁業者等の作業の軽減や効率化を図るため、協同組合等が行う水産関連施設の整備を支援します。

・関係団体と連携して、イベント等を通じて水産物の消費拡大を広くＰＲします。

・活力ある漁業、水産加工業の確立をめざし、後継者や新規就業者の確保・育成を進めます。

・県内１漁協化による漁業経営体の体質強化に向けた取組を支援します。

第５項　工業の振興

【現状と課題】

○経済環境の変化による地域経済への影響も顕著となっており、市域の製造業事業所数は減少傾向にあります。

○厳しい経済環境の中で、本市の産業特性や企業ニーズを踏まえた重点産業への支援や他産業との連携、新規立地も図りながら、総合的な振興施策を推進する必要があります。

○企業立地促進法に基づく「津地域産業活性化基本計画」により、先端産業基幹部品・素材及び自動化・制御関連産業を指定集積業種に定め集積を図るとともに、関連企業の集積に向けて、技術開発力の向上に資する技術者育成講座の開催、企業間マッチングなどに取り組んでいます。

○その他、中小企業の競争力を強化するため、企業の経営資源や課題を踏まえて、事業の高度化や新技術・新製品開発、販路開拓等に結び付くような継続的かつきめ細かいサポート機能が求められます。

○日本国内の需要が減少傾向にあることから、海外に向けた新事業の創出や新規販路開拓のため、中小企業のためのグローバル市場攻略への支援が求められます。

○平成 20 年度から「中小企業振興事業補助金」を創設し、市内の中小企業が行う新技術・新製品の研究開発や人材育成に対して補助金を交付することにより、新事業展開や販路開拓にチャレンジする企業を応援しています。

○学生を対象とした各種人材育成事業を実施し、次代の本市の産業を担う優秀な人材の育成と確保を図る取組を進めています。

【施策の体系】

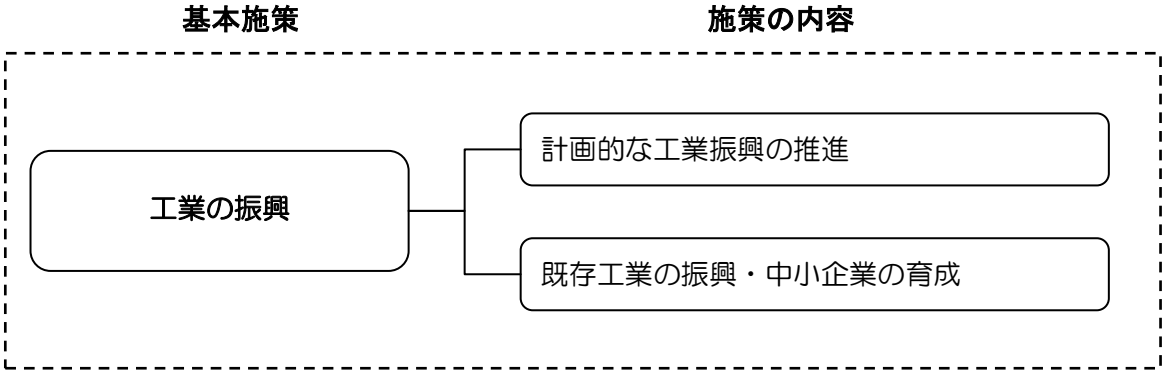

【施策の内容】

⑴　計画的な工業振興の推進

①　生産基盤の強化

・市内における企業の自動化・制御技術の導入、高度化及び技術の活用等への取組に対し、関係機関と連携しながら支援を行い、生産性の向上を推進します。

・国・県との連携や、海外連携事業等の活用により、市内企業の海外展開支援に向けた環境整備に取り組みます。

②　重点産業の推進

・工業団地等において、先端産業基幹部品・素材及び自動化・制御関連産業などの立地促進及び集積を進めます。

・次世代自動車産業やヘルスケア関連産業等の新産業の創出を推進します。

⑵　既存工業の振興・中小企業の育成

①　支援制度の充実

・中小企業の競争力強化並びに研究開発型企業への変革を促すため、企業のニーズに即し、津市中小企業振興事業補助金等支援制度を充実します。

②　人材育成・確保の推進

・企業の人材育成・確保に向けた取組を、高校生向け企業セミナーや中小企業振興事業補助金の交付などにより支援します。

・若年者の企業訪問による見学と体験、技術者との交流等を通じて、次代の本市産業を担う人材を育成します。

③　商工会議所、商工会活動の支援

・中小企業の経営基盤強化に資する商工会議所・商工会の活動を支援します。

第６項　商業の振興

【現状と課題】

〇消費の低迷、郊外への大型商業施設の進出や消費者・生活者ニーズの多様化、経営者の高齢化と後継者難等により、全国的に中心市街地を取り巻く状況は依然として厳しいものとなっています。

〇中心市街地の活性化に向けた賑わいづくりやＰＲのための取組として、市と地元商店街等が連携を図りながら、各種イベントの開催、各商店街等による自主的な集客事業への支援、空き店舗対策事業による新規店舗の誘致、市営駐車場 30 分無料化事業等を実施し、誘客を図っています。

〇商店街、ＮＰＯ、まちづくり会社及び学生などさまざまな団体と連携し、中心市街地活性化チャレンジショップ事業や商業経営講習会・研修会の開催などにより、活性化の推進力となる人材の養成にも努めています。

〇商業経営者の安定化に向け、商工会議所など関係団体が実施する経営相談や経営指導等の支援、さらに小規模事業者の資金調達の円滑化のための支援にも取り組んでいます。

〇こうしたさまざまな事業により、集客等の賑わい創出に一定の効果はあるものの、恒常的な中心市街地の賑わい創出には至っていないのが現状です。

〇また、少子高齢化社会を迎え、これからの商店街は地域コミュニティの担い手としての役割がより一層高まっており、地域課題へのきめ細かい対応や地域への貢献、地域コミュニティとの連携に係る事業を推進していくことが求められています。

〇こうした状況を踏まえ、これまでの事業のあり方の見直しも含め、多くの方々の意見を取り入れながら関係団体との連携による事業の推進を図っていく必要があります。

【施策の体系】

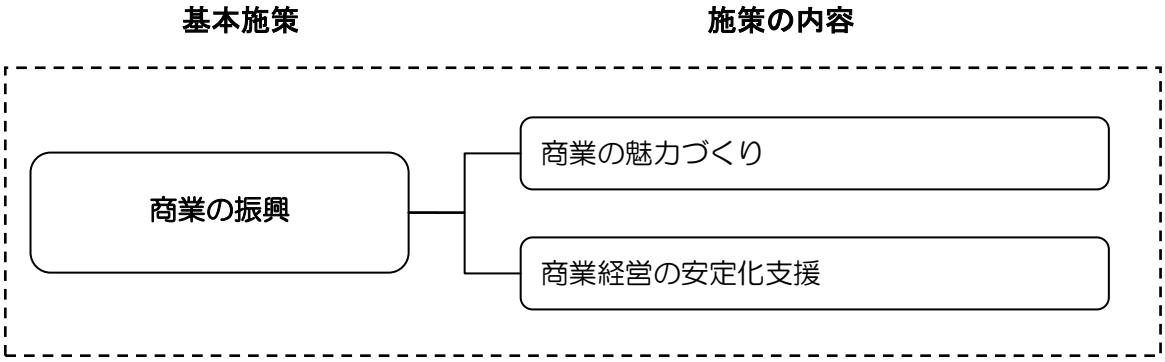

【施策の内容】

⑴　商業の魅力づくり

①　商店街の振興

・商店街事業等については、事業者の自主・自立的な活動を促進できるよう、支援内容を見直します。
・空き地・空き店舗対策の制度の見直しを含め、効果的な活用を実施します。
・環境負荷の軽減や高齢者をはじめとした利用者の利便性や快適性に配慮した魅力ある商店街づくりを支援します。
・商工会議所、まちづくり会社、商業者、地域住民等が相互に連携し、個店及び商店街の魅力や付加価値を高める取組を促進します。
・歴史・文化的資産等の地域資源を活用しながら、中心部の賑わい創出と商業の活性化に資する事業を支援します。
・商店街と地元企業、大学等が連携した日常的な誘客を図るための仕組づくりに取り組めるよう支援します。

②　生活基盤としての買物環境の整備

・地域での生活を支える基盤として、地域課題に対応した買物環境の整備に係る取組を支援します。

③　新たな商品の魅力づくりと情報発信の強化

・多様な自然環境や歴史・観光の地域資源等を活用した新商品の開発や既存商品・物産等の魅力度向上と併せ、情報発信力の強化を促すとともに、ネット販売等の新たな業態についても積極的に取り組める環境を整えます。

⑵　商業経営の安定化支援

①　経営基盤の強化

・商工会議所・商工会による経営相談事業やアドバイザー派遣事業を活用し、経営基盤の強化を促進します。
・商工会議所・商工会による小規模事業者の資金調達の円滑化を支援します。

②　経営支援体制の整備

・商工会議所・商工会による経営指導や研修会等の活動を支援します。

③　担い手の育成

・学生や若者を含め、さまざまな年齢層において、商業に意欲的な人材を対象にした

チャレンジショップの設置による担い手の発掘・育成を行います。

・賑わいづくりに関わる多様な団体と連携し、若手商業者や起業家を対象にした新たな担い手の育成を促進します。

第７項　勤労者福祉と雇用の推進

【現状と課題】

○労働環境の改善については、三重県やハローワーク等の関係機関と連携し、事業者に対しポスター掲示やチラシ配布等の啓発を行うとともに、労働時間の短縮、雇用条件の改善等の労働環境改善及び勤労者の健康増進や共済事業等、勤労者福利厚生事業などに積極的に取り組んでいる団体等の支援に努めています。

○勤労青少年の福祉増進と余暇の充実、勤労意欲の向上を図るため、勤労青少年講座の開講、勤労者の抱えるストレスなどの解消を図るための勤労者メンタルヘルス相談を実施しています。

○さらに、勤労者の生活安定を図るため、金融機関と連携し、協調融資貸付事業を実施しています。

○雇用機会の創出に向けて、男女や高齢者等の均等な雇用機会の創出、団塊世代をはじめとする退職者等の人材の有効活用などを図るため、事業者に対し、関係機関と協力して、ポスター掲示やチラシ配布などの啓発活動に努めています。

○関係機関が実施した労務対策や外国人研修などの事業の支援に努めています。

○景気の低迷が続くなか、労働環境を取り巻く状況は依然厳しく、これまでの取組において一定の効果はあるものの、まだまだ課題は山積しているのが現状です。

○こうした状況を踏まえ、これまで以上に関係機関との連携を深め、効果的に事業の推進を図っていく必要があります。

【施策の体系】

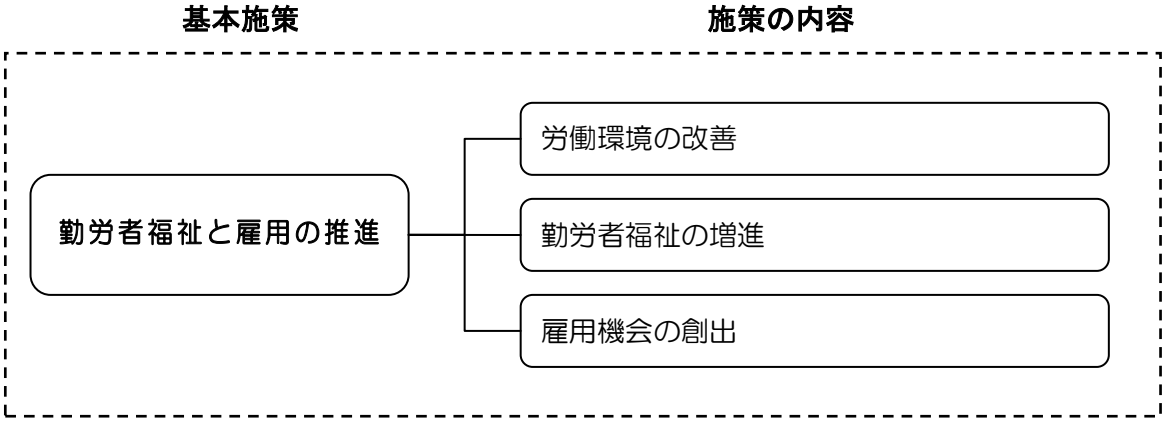

【施策の内容】

⑴　労働環境の改善

①　労働環境の向上

・関係機関と連携して、事業者に対し、労働時間の短縮、雇用条件の改善による働きやすい職場環境づくりに向けた啓発・指導及び支援を実施します。

⑵　勤労者福祉の増進

①　勤労者福祉の増進

・三重中勢勤労者サービスセンターの福利厚生事業の充実及び利用拡大を図るとともに、勤労者福祉増進事業を支援します。

・勤労者を対象にしたメンタルヘルス相談事業を実施します。

⑶　雇用機会の創出

①　均等な雇用機会の提供

・男女や高齢者等の均等な雇用機会創出のため、ハローワーク津や関係機関と連携し、啓発等事業を推進します。

・団塊世代をはじめとする退職者等人材の有効活用のための啓発等事業を推進します。

・新卒者の雇用を図るため、学校やハローワーク津などの関係機関と連携し、情報等の共有・発信を行います。

②　事業主、求職者への情報提供

・雇用の場の創出及び就労へつなげるため、ハローワーク津や関係機関と連携し、さまざまな支援制度等の啓発・周知を実施します。

４－２　交流機能の向上

第１項　都市機能の整備

【現状と課題】

○本市では平成 22 年に「津市都市マスタープラン」を策定して、持続性の高い都市としての発展と秩序ある都市の形成を図る方向を明らかにしました。

○本市の都市構造は、海岸部や鉄道沿線を中心に比較的市街地がまとまっていますが、郊外部での宅地開発などにより、市街地が拡大しています。このため、人口減少を迎えたなか、コンパクトシティ（集約型都市構造）への転換が求められます。

○本市では、賑わいのある中心市街地等の総合的な推進のため、津なぎさまちから大門・丸之内地区を経て津インターチェンジ周辺を新都心軸と位置づけ、調査研究や市民懇話会等を開催して、そのあり方を検討しました。

○近年、「エリアマネジメント」という住民・事業主・地権者等による自主的な取組が各地で進められており、業務・商業地においても、市街地開発と連動した街並み景観の誘導、地域美化やイベントの開催・広報等の地域プロモーションの展開といった取組が求められています。

○駅前にふさわしい市街地の形成を目的とした津駅前北部土地区画整理事業については、平成 27 年の事業完了をめざし着実に事業を推進しています。また、津駅前北部地区第一種市街地再開発事業を推進しており、関係機関や地権者との協議の継続が必要です。

○久居駅東側周辺地区整備事業については、ポルタひさいなど当該地を取り巻く状況の変化を見据え、施設配置の考え方など総合的に勘案し柔軟に対応する必要もあり、事業プロポーザルによる本事業の推進を断念しました。当該地については、公共施設整備予定地としての可能性も含め、土地利用を検討する必要があります。

○津なぎさまちの整備においては、新たな交流と活力の創造を図るため、みなとをはじめとするこの地域のあり方の調査・研究等によりに賑わいの創出だけでなく、みなとまちづくりの意識醸成にも取り組んでいます。また、近年、背後地の都市化の進展に伴う市民の親水要望に応えるためのウォーターフロント（水際空間）の開放や有効活用等も望まれています。

○なお、今後の交流拠点としての新たな整備については、沿岸部で計画される事業であることから、国・県の東日本大震災を踏まえた沿岸部の土地利用に対する考え方や動きを注視する必要があります。

○津インターチェンジ周辺地区については、県都としての活性化を牽引し、本市の求心力を高める新たな産業交流拠点（「新産業交流拠点」）として位置づけ、広域的な陸の玄関口にふさわしい新たな機能を誘導し、県域内外との交流を展開する拠点の

形成をめざして、調査・研究を進め、当該地の特性を活かした土地利用のあり方を検討しているところですが、当該地については農業振興地域の整備に関する法律や農地法、まちづくり３法の規制があり、また、河川未改修の問題など、当該地を有効に活用するに当たり、多くの課題があります。
このことから、当該地の土地利用のあり方について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能になるよう、規制緩和や法令改正といったことも見据えた対応について国・県へ働きかける必要があります。

【施策の体系】

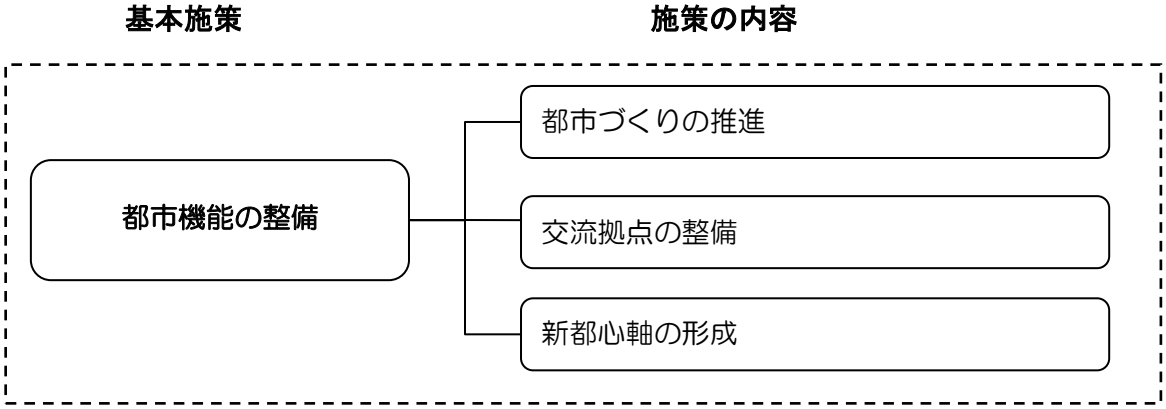

【施策の内容】

⑴　都市づくりの推進

①　都市構造の基本的な考え方

・各地域に蓄積された都市基盤や地域資源を有効に活用することを基本とし、地域の特性に応じた拠点等を配置することにより、都市機能の集積や生活機能の維持集約に努め、それらを公共交通、幹線道路等で有機的に結び付けることで、それぞれの地域が多様な魅力にあふれ、人口減少、少子高齢化社会にも対応できる都市構造の確立をめざします。

②　都市計画の推進

・都市づくりを進めるに当たっては、交通体系の形成、市街地等の形成、都市環境の形成、都市防災・防犯の推進、その他都市施設等の整備の各分野別及び地域別に、それぞれ方針を定め計画的に進めます。

③　都市計画の見直し

・時代の変化に対応し、多様な都市機能が集積したコンパクトシティへの転換を視野に、機能的で質の高い都市づくりを進めます。
・都市計画区域の再編について、市民の合意形成を図りながら取り組みます。
・郊外部における開発などの余力地について、土地利用のあり方を検討します。

⑵　交流拠点の整備

①　都市核の整備

・都市核として位置づけられる津駅周辺地区、大門・丸之内地区、さらには津新町駅周辺地区までのエリアについては、県都の玄関口にふさわしい、居住、商業・業務、教育、文化、交流など、都市活動を支える多様な機能が複合化した拠点として機能整備を進めます。
・本市のさらなる賑わいの創出に向け、地域住民や関係団体等の意見を踏まえ、魅力的な都市空間の創造と商業の活性化を進め、中心市街地の活性化に取り組みます。
・津センターパレスへの中央公民館や老人福祉センター等の移転を進め、移転を契機として市民が集まり賑わいを創出する空間の形成に取り組みます。
・県都の玄関口として津駅の交通利便性を活かしつつ、駅前にふさわしい市街地の形成を図るため、津駅前北部土地区画整理事業、津駅前北部地区第一種市街地再開発事業を推進します。
・大学との連携とともに、若者や女性、高齢者、各種団体などの多様な市民の参画によるまちづくりを推進します。
・民間の動向も踏まえて、駐車場について商業の活性化や市民の利便性の向上も踏ま

えた活用を進めます。

・さまざまなイベントとの連携により、中心市街地の歴史資産を活用したウォーキング活動を充実します。

② 副都市核の整備

・副都市核として位置づけられる久居駅周辺地区については、本市南部の玄関口として、商業の振興も含め新たな交流と活力を創出する拠点として、賑わい性を高めるための副次的な都市機能の整備を進めます。

③ 津なぎさまちの整備

・高速船ターミナルの有効活用を図るなど、海の玄関口にふさわしいみなとまちづくりを推進します。

・東日本大震災を踏まえ、国・県における沿岸部の土地利用に対する考え方や動きを注視しながら、住民が集い賑わう交流拠点として、土地利用等のあり方を検討します。

④ 津インターチェンジ周辺の土地利用のあり方

・平成 28 年の供用予定の（仮称）津市産業・スポーツセンターにおいて、スポーツ施設としての機能と産業展示機能等を併せ持つ特徴を活かし、スポーツ振興と地域経済や産業振興を図り、新たな賑わいを創出します。

・津インターチェンジ周辺地区については、県都としての活性化を牽引し、本市の求心力を高める新たな産業交流拠点（「新産業交流拠点」）として位置づけ、広域的な陸の玄関口にふさわしい新たな機能を誘導し、県域内外との交流を展開する拠点の形成をめざして、調査・研究を進め、当該地の特性を活かした土地利用のあり方を検討しているところですが、当該地については農業振興地域の整備に関する法律や農地法、まちづくり３法の規制があり、また、河川未改修の問題など、当該地を有効に活用するに当たり、多くの課題があります。
このことから、当該地の土地利用のあり方について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能になるよう、規制緩和や法令改正といったことも見据えた対応について国・県へ働きかけます。

⑶ 新都心軸の形成

① 新都心軸の整備促進

・交流拠点である津なぎさまち周辺から、都市核の中心を担う大門・丸之内地区を経て、津インターチェンジ周辺にかけては、新たな交流と活力を創出するために、県都の顔としてふさわしい新たな機能を導入するとともに、都市機能の整備を促進します。

第２項　道路ネットワークの整備

【現状と課題】

○厳しい財政状況のなか、成熟社会にふさわしい道路行政として、新たに「つくる」から今ある道路を長く「つかう（つかいこなす）」への転換が求められています。

○老朽化が進む道路や橋りょうなどのインフラを、できる限り少ない経費や環境負荷で安全・最適に維持管理を行うとともに、甚大な破損や事故が起きる前に対策を講じてその後のメンテナンスのコストを最適化するような「予防保全」により長寿命化を図ることが必要とされています。

○道路ネットワークの整備については、平成 20 年４月に本市の道路整備の基本指針として「津市道路整備計画」を策定し、道路整備を進めています。同計画においては、都市環状、都心環状等、それぞれの道路の役割を明確にし、環状放射型の道路整備を推進しています。

○中勢バイパスについては、国道 165 号以南及び県道三行上野線から国道 306 号までの区間について平成 23 年度に開通し、県道家所阿漕停車場線から国道 165 号までの区間の平成 26 年度開通に向け、地元調整などを行い、国と共に事業促進に努めています。また、その他の骨格となる県道などの幹線道路についても、三重県に対して着実な事業進捗が図られるよう要望を行うとともに、地元調整など市の役割を果たすことで事業促進を図っています。

○道路ネットワークの整備に関する課題については、国・県の財政状況等を踏まえ道路整備予算の大幅な減少が予想されていることから、それぞれの路線の必要性や優先度についてさらなる精査を行いながら整備を推進していく必要があります。

○都市計画道路については、計画決定後から長期間にわたり整備が行われていない路線が数多く存在しており、計画の合理性を検証することが求められています。

【施策の体系】

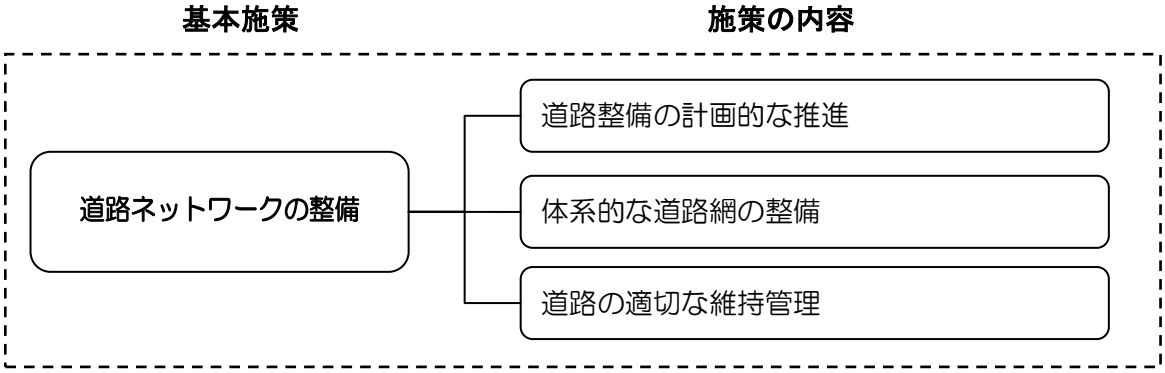

【施策の内容】

⑴　道路整備の計画的な推進

①　道路整備の計画的な推進

・事業を進めている路線や整備計画がある路線について、効率的かつ道路網としての体系的な整備を推進します。

②　都市計画道路の見直し

・長期未整備の都市計画道路について、三重県の方針と整合性を取りつつ、道路整備の実現性を考慮しつつ、市民の合意形成を図りながら、必要性を整理します。

⑵　体系的な道路網の整備

①　広域連携軸の形成

・地域間や隣接自治体との利便性を高めるため、円滑かつ利便性の高い交通処理の実現に向け、中勢バイパス、国道 23 号、国道 163 号、国道 165 号、国道 368 号の整備促進を図ることにより、広域幹線道路ネットワークの形成を推進します。
・河芸地域における道の駅については、休憩施設（駐車場、トイレ、道路情報の発信機能）の整備を国に求めるとともに、地域振興施設を整備します。

②　域内連携軸の強化

・本市の骨格を形成し広域交通へのアクセスの利便性を向上させ、生活圏域の一体性を高める幹線道路として、上浜元町線、高茶屋小森町第 24 号線等の整備を進め、域内連携軸の形成を推進します。
・県道一志美杉線については、室の口バイパス、矢頭トンネルも含め整備を促進します。
・下之川バイパス及び八手俣バイパス（市道山口山本線他４路線）については、県道松阪青山線のバイパス機能を有する道路としての整備を推進します。
・香良洲地域における唯一の避難経路となる老朽化した香良洲橋（県道香良洲公園島貫線）について、早期の架け替えを促進します。
・美里地域において域内連携軸を補完するものとして整備が望まれている、市道樫木原新開線と市道南長野本線を結ぶ路線の整備を検討します。

③　生活基盤道路の整備

・域内連携軸を補完し、地域間の連携と交流を高める中心的な役割を果たす生活基盤道路については、交通機能に加えて、都市環境機能、防災機能、市街地形成機能などの多様な機能を有する道路として整備を推進します。

・河芸町島崎町線については、津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業による海岸堤防の整備と併せ、整備を促進します。

④　災害時の道路の活用

・緊急的な避難場所として、周辺より高い道路等への避難階段を設置します。

⑶　道路の適切な維持管理

①　道路・橋りょうの修繕計画の策定

・事後的保全から予防的保全への転換を図り、道路・橋などの既存ストックの長寿命化に向け、戦略的な維持・管理を計画的に進めます。

・交通への影響や危険度、費用対効果等を勘案し、必要度及び効果が高いものから優先的に推進します。

②　道路・橋りょうの計画的な維持・管理

・道路運用管理の徹底、道路舗装の補修、道路施設点検・補修事業など、道路・橋りょうの計画的かつ適切な維持・管理を実施します。

第３項　港湾・海岸の整備

【現状と課題】

〇全国的な港湾を取り巻く状況では、年月の経過とともに港湾施設の老朽化が進み、港湾関連の業務機能が低下し、それに関連する商業、業務活動を含めた地区全体の機能が低下した港湾空間が増加しています。

〇海岸整備の促進については、地域住民の安全で安心な生活を確保するため、地震・津波・高潮等に対応した海岸堤防の早期整備を国・県に要望しており、国において、香良洲地区、津地区（贄崎工区）の整備が平成 23 年度までに完了し、平成 23 年度からは津地区（栗真町屋工区、阿漕浦・御殿場工区）が新たに事業着手されました。

〇白塚地域・河芸地域の海岸堤防については、今後、整備促進に向けた取組を進める必要があります。

【施策の体系】

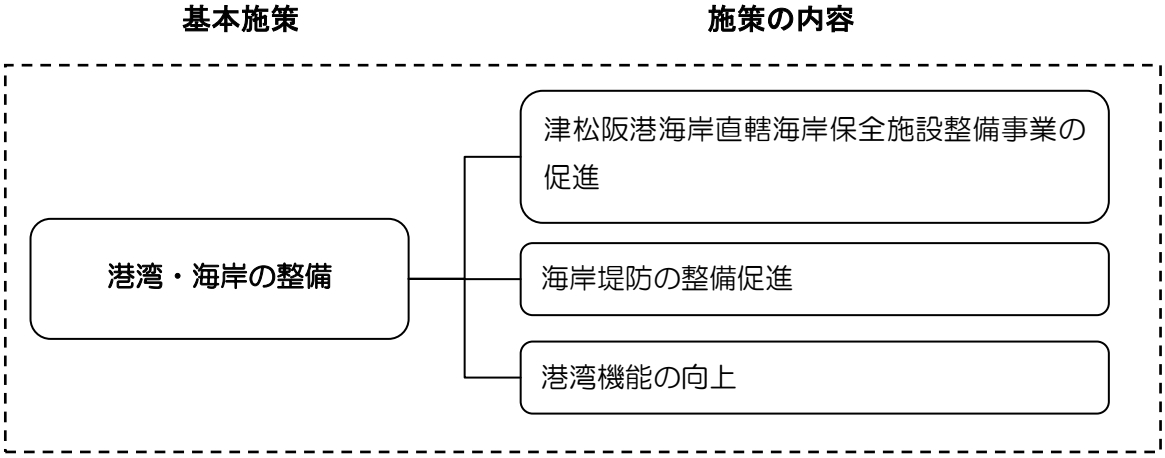

【施策の内容】

⑴　津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の促進

・津松阪港海岸については、引き続き国による津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業による栗真町屋工区及び阿漕浦・御殿場工区の整備を促進します。

⑵　海岸堤防の整備促進

・白塚地域・河芸地域の海岸堤防については、早期事業化を促進します。

⑶　港湾機能の向上

・老朽化が進む港湾施設について計画的な修繕により港湾機能を維持、確保します。

第４項　公共交通の充実

【現状と課題】

○過疎化の進行やモータリゼーションの進展等により、地方都市では鉄道や路線バスの撤退という事態が生じ、いわゆる交通空白地域の発生や拡大、あるいは運行頻度の減少によって利用者の利便性が低下する地域が増加するなど、地域公共交通の確保が大きな課題となっています。

○このような状況に対して、全国の各都市では、地域のニーズに応じ、コミュニティバス、デマンドタクシー、市町村有償運送、ＮＰＯ等によるボランティア有償運送など、多様な形態の運送サービスが導入されるようになってきました。

○本市では、平成 21 年 12 月に津市地域公共交通総合連携計画を策定し、平成 22 年４月に各地域で運行されていたコミュニティバス等を津市コミュニティバスとして再編しました。再編後についても、地域の実情に応じて、随時、見直しを行い、より利便性の高い運行となるよう、努めています。

○民間路線バスやコミュニティバスなどが運行されていない団地や地域といった、いわゆる交通空白地への新たな対応や、鉄道・民間路線バス等とのさらなる連携強化、利用者のニーズや地域の特性等を踏まえた公共交通などが求められていることから、今後は、市域全体を展望した、より効率的で利便性の高いコミュニティ交通システムを整備していく必要があります。

○平成 21 年 10 月８日の台風 18 号により、大きな被害を受けたＪＲ名松線は、松阪駅～家城駅間で運行が再開されたものの、家城駅から伊勢奥津駅の間で軌道が不通となっており、現在は同区間をバスによる代行運行がなされていることから、早期の全線復旧が求められています。

○海上交通の強化のための取組としては、利用者の利便性・快適性の向上を図るため、津なぎさまち内旅客船ターミナル等の維持・修繕を実施するなど、適切な管理・運営に努めています。

○安定した利用客を確保するため、三重県、松阪市、運行事業者と連携し、海上アクセスの利用促進を図ってきました。今後も、エアポートラインの安定した利用客を確保し、海上アクセスの利用促進を図る必要があります。

○津市伊勢湾ヘリポートについては、災害時や緊急時における輸送拠点として利活用が期待される施設であることから、日常の点検やメンテナンスによる施設の適切な管理・運営に努めるとともに、平成 22 年度に大規模な改修工事等を実施し、施設の安全性の向上に努めています。

【施策の体系】

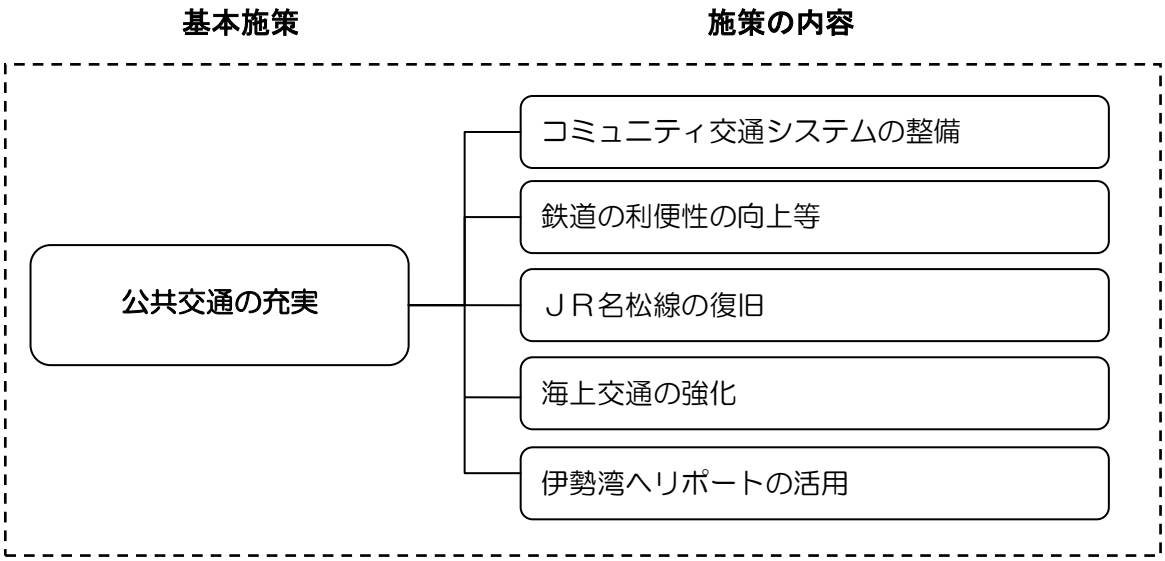

【施策の内容】

⑴　コミュニティ交通システムの整備

・地域ごとの特性を踏まえて、民間路線バスや鉄道、コミュニティバスなどの連携を図り、より効率的で利便性の高い交通システムの整備を推進します。

・利用者のニーズや地域の特性等を踏まえ、より効率的で利便性の高いコミュニティ交通システムの整備を推進します。

⑵　鉄道の利便性の向上等

・三重県鉄道網整備促進期成同盟会等を通じて、鉄道の利便性向上を図るために、ダイヤの改正や増便等を促進します。

・三重県や県内の関係市町と連携し、リニア中央新幹線の早期建設と県内への停車駅設置に向けて取り組みます。

⑶　ＪＲ名松線の復旧

・名松線の全線復旧に向け、三重県、ＪＲ東海と連携した取組を進めます。

・全線復旧を踏まえ、交流機能として同路線の活用を図り、森林セラピー基地ほか観光資源等との連携を図るなど、沿線地域の活性化に向けた取組を推進します。

⑷　海上交通の強化

・中部国際空港への海上アクセスの利便性・快適性の向上を図るため、津なぎさまち旅客船ターミナルを適切に維持管理します。

・県都の海の玄関口としての機能が発揮できるよう、安定した利用客の確保を図るた

め、運航事業者と連携してＰＲ活動やサービスの向上に取り組みます。

⑸　伊勢湾ヘリポートの活用

・施設の安全性向上のため、施設や機械の適切な管理・運営を行います。

第５項　情報ネットワーク化の推進

【現状と課題】

○本市では、平成 20 年８月に津市情報化推進計画を策定し、市及び市民を主としたＩＣＴ（情報通信技術）の利便性を活用した情報化施策に計画的に取り組んでいます。
○情報サービスの充実と行政事務の効率化の取組としては、電子申請システムや公共施設予約システムの導入等に努めています。
○住民情報、財務会計等の行政事務に係る基幹情報システムについては、その運用・管理やセキュリティの強化を図りつつ、安定かつ円滑なシステム運用を行っています。加えて、自然災害等においても行政サービスが滞りなく行えるように民間のＩＤＣ（インターネットデータセンター）を活用してネットワーク機器、サーバ、データ等の情報システム環境を整備しました。
○津市地域情報センターにおいては、市民の情報リテラシーの向上の場としてＩＴ市民広場及びＩＴ研修室を開設するとともに、さらに市民のＩＴに関する問い合わせに対応するＩＴヘルプデスクを設置しています。
○平成 23 年７月 24 日の地上デジタルテレビ放送への完全移行後もケーブルテレビによる視聴環境を確保することができました。
○市民への行政サービスの一層の充実に向け、電子申請システムの対象申請の追加や機能の向上を図る必要があります。
○高齢者をはじめ、障がい者（児）や外国人もＩＣＴ（情報通信技術）の利便性を得られるよう情報格差（デジタルディバイド）の是正に努める必要があります。

【施策の体系】

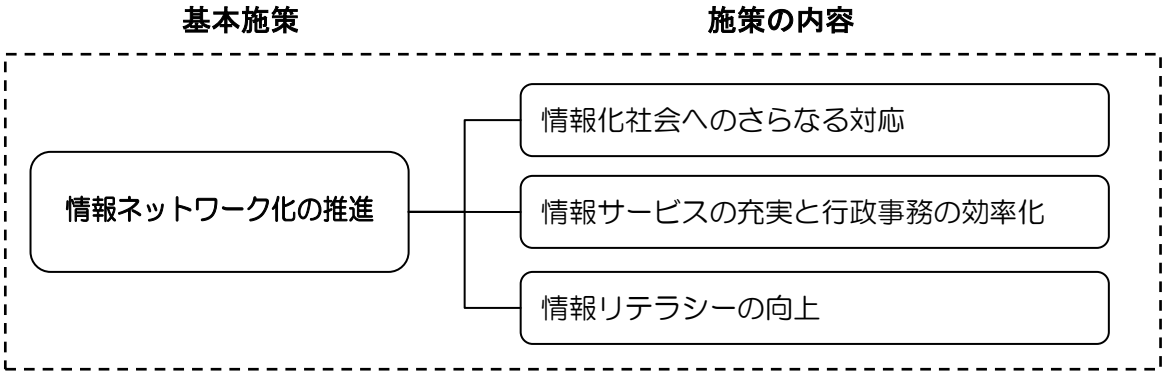

【施策の内容】

⑴　情報化社会へのさらなる対応
・技術革新の著しい情報化社会に即した施策を推進します。

⑵　情報サービスの充実と行政事務の効率化
・ＩＣＴを活用した情報提供など、行政サービスを充実します。
・自治体クラウドの活用も視野に入れながら、各種システムの見直しを進めるなど、行政サービスが滞りなく行えるよう、情報システムの環境の維持と強化に取り組みます。

⑶　情報リテラシ―の向上
・産業、教育、福祉分野等と連携し、市民の情報リテラシー向上のためのＩＴ学習の機会を提供します。

４－３　観光の振興

第１項　観光の振興

【現状と課題】

○本市の観光のあるべき姿、方向性を明確にするため、平成 20 年度に「津市観光振興ビジョン」を策定しつつ、津市観光協会を平成 21 年度に一般社団法人化し、観光戦略を総合的に推進する体制を整備しました。

○観光資源の魅力の向上を図る取組としては、既存の観光施設の維持管理を図ったほか、大河ドラマの放映に合わせ、ゆかりの地周遊バスや本城山公園における受入体制の整備を進めました。

○観光関連の事業者だけでなく、市民参加による観光資源の発掘や磨き上げ、さらに来訪者へのおもてなしを高めるなど、地域ぐるみの「観光まちづくり」により“住んでよし訪れてよし”といった地域の魅力向上に努めています。

○津まつりをはじめとする各種イベントについて、市民・団体・行政が一体となって全国に情報発信できる事業を展開し、観光客の確保と津市の知名度の向上を図っています。

○ご当地グルメ「津ぎょうざ」を売り込み、市民、学生等のボランティアとの協力のもと、全国的なＰＲを行いました。

○「うなぎ」や「天むす」など、本市発祥の食べ物や、地物を活かした料理、名店など、本市の大きな魅力の一つである食を通じて、来訪者が気軽に本市の魅力にふれていただけるための取組が必要です。

○観光ボランティアガイド団体の結成や活動を支援することにより、地域による「おもてなしの心」の醸成と観光客の受入体制の充実に向けた取組を進めています。

○美杉地域においては、森林セラピーコースとして８コースを設定し、案内看板や休憩施設等の整備を進め、平成 21 年に森林セラピー基地をグランドオープンしました。現在は、12 コースに増設し、「癒し」をテーマにしたヘルスツーリズムによる観光誘客に努めています。

○今後は、本市への誘客を強化し、ファンづくりやリピーターの確保を図るために、地域の魅力を活かした観光コンテンツの磨き上げと観光地のネットワーク化による周遊・滞在型の魅力強化、シティプロモーションと連携した本市の魅力の発信が必要です。

【施策の体系】

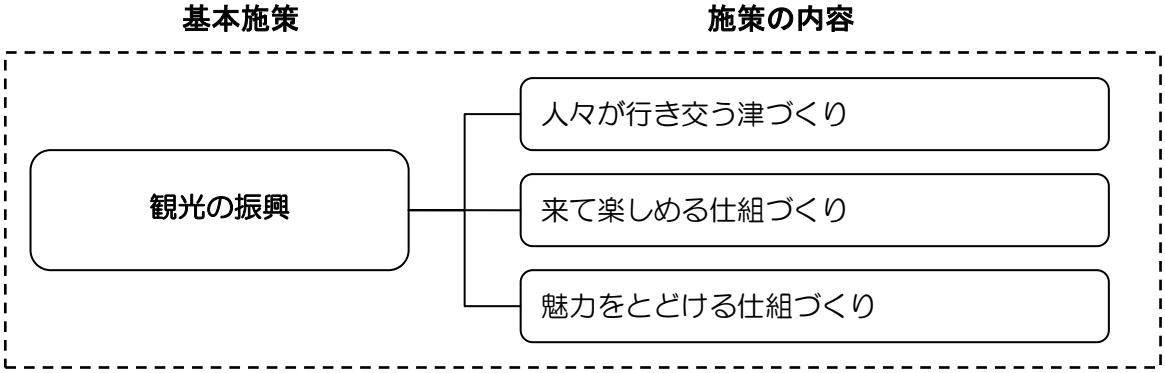

【施策の内容】

⑴　人々が行き交う津づくり

①　コンベンションの誘致

・県都として多くの行政機関や事業所が集積し、大学などの高等教育機関、文化施設なども立地する特長を持つことや、産業展示機能を持つスポーツ施設である（仮称）津市産業・スポーツセンターが完成することなどを活かし、多様な分野のコンベンションを積極的に誘致することで、人々が集まる求心力を高め、地域経済の活性化をめざします。

②　イベントを活かした交流の推進

・津まつりや津花火大会、サマーフェスタインひさいなどの集客効果の高いイベントにおいて、より多くの人が楽しめるよう主催団体と連携して取り組みます。
・地域に根ざしたまつり等のイベントを支援することで、来訪者と地域の人々との距離が近く、来場者が心温まるような交流を促進します。

③　見どころの魅力向上

・津の海の景観を保護しつつ、潮干狩りなどのレジャーやレクリエーション施設の活用を進めます。
・榊原温泉など市内に多く存在する温泉資源を有効活用するため、周辺環境の整備など地域が一体となった観光地づくりを推進します。
・一身田寺内町や北畠氏城館跡などの古い町並みや史跡、歴史街道などを保全しつつ、歴史的景観を活かした見どころある地域づくりを進めます。
・本市が運営する観光施設については、利用状況や経営状況等を分析し、適正な施設整備に取り組みます。また、各観光地の駐車場及びトイレなどについては、来訪者の利便性に配慮した整備を計画的に進めます。
・観光案内所の整備・充実に取り組みます。

・外国人観光客にも対応した統一的な案内標識や看板の設置など、来訪者に優しい環境づくりを推進します。

⑵　来て楽しめる仕組づくり

①　見どころをめぐって楽しむ仕組づくり

・本市への来訪者に、津の見どころをめぐって楽しんでいただけるおもてなしの仕組をつくります。
・各地域に点在する観光資源を活用し、まち歩きマップなどによる周遊コースの周知や移動手段の確保などで、徒歩により周遊できる仕組づくりを推進します。
・観光地へのアクセス道路や公共交通網の整備充実を促進し、市内・市外の観光地との交通ネットワークの充実、強化を図り、観光客の利便性の向上に取り組みます。
・観光及び交通関連事業者等と連携し、観光客のニーズに応じた観光ルートや周遊手段などの観光商品づくりに取り組みます。
・ウォーキングイベント等を絡め、観光ルートの有効活用に取り組みます。

②　食べて楽しむ仕組づくり

・本市への来訪者が「津の食」を満喫できるよう、食べて楽しんでいただけるおもてなしの仕組をつくります。
・「津ぎょうざ」や「うなぎ」など本市にゆかりのグルメや名店に関し、さまざまな機会を通じて情報発信を行います。
・市内外へ本市のグルメや食材についての情報を提供するため、販売店や産地に関するマップ作りを支援します。
・「うまっぷ」や「スイーつマップ」を活用したスタンプラリーなどを実施することにより、来訪者が本市の食に気軽にふれあう機会をつくります。

③　体験型観光への取組

・農林水産業・商工業と連携したグリーンツーリズムや産業観光などの本市の特性を活かした新たな観光資源を発掘します。
・体験型プログラムの創出や特産品や郷土料理の開発を支援します。
・津市森林セラピー基地を活用し、健康や食、環境などをテーマにした新たな体験プログラムの開発に取り組みます。

④　広域でめぐるルートづくり

・三重県や近隣市、三重県観光連盟との連携を強化し、効果的な観光ルートの設定などを実施します。
・東大和西三重観光連盟、さらには鈴鹿市、四日市市ほか近隣市との幅広い連携により、広域観光を推進します。

⑶　魅力をとどける仕組づくり

①　本市の魅力の情報発信

・本市のイメージキャラクター「津ぅキャラ」が持つ話題性と全国的なネットワークを活用し、市内外に本市の魅力を幅広く情報発信し、本市のイメージアップに取り組みます。
・観光資源のデータベース化を推進するとともに、年齢層、性別などターゲットの絞り込みを図りつつ、多様な観光ニーズに応じた情報発信を行います。
・津市観光協会とも連携しホームページなど情報発信媒体の充実に取り組みます。
・新聞、雑誌、テレビなどのメディアを効果的に活用した観光ＰＲを行います。
・東京事務所などの機能を活かした広域的な観光情報の発信を行います。
・他都市や三重県と共同した観光キャンペーンなどの事業を展開し、観光地としての知名度向上に取り組みます。
・外国人観光客の誘客を図るインバウンド観光の促進に向け情報発信を行います。

②　共創による魅力の向上

・観光ボランティアガイドの育成やネットワーク事業の推進により、きめ細かいおもてなしの提供に取り組みます。
・市民参画による地域の清掃活動の実施や、景観形成の促進を図ることによる観光地づくりを推進します。
・フィルムコミッションや観光関連団体の育成・支援など、市民団体等との連携により観光振興を推進します。
・法人化された津市観光協会を核に、多様な企業や団体、市民が連携して津の魅力づくりを進められるよう、支援及び連携を強化します。

第２項　競艇事業の活性化

【現状と課題】

○競艇事業については、景気の低迷等による売上げの減少が続いており、全国 24 競艇場の売上は、平成３年度の２兆 2,137 億円をピークに年々減少し、平成 22 年度は 8,435 億円でピーク時の 38.1%にまで落ち込んでいます。また本市の売上において、平成 18 年度の 198 億円に対し平成 22 年度は 186 億円と６%減少しており、危機的な状況といえます。

○平成 18 年度から平成 22 年度までを計画期間とする「津市モーターボート競走場経営改善計画」を策定し、経営体質の見直し、顧客満足度の向上など、経営の安定化に取り組んできました。

○来場者と売上げの増加を促進するため、対岸大型映像装置、場内映像設備、自動発券機を更新するなどの設備の充実を行いました。また、来場者に楽しんでいただき満足いただけるような来場促進イベントを実施するとともに、電話投票売上向上のため津ポイント倶楽部の創設など各種サービスを展開しました。

○グレードの高いレース（ＳＧ競走、ＧⅠ競走）等の場間場外発売を実施し、施設の有効活用及び収益の確保に努めています。

○平成 23 年９月にオープンした外向発売所「津インクル」については、利用者も多く、売上も目標を大幅に上回るなど、好評を得ています。

○経営改善の取組としては、窓口数の見直しと効率的な人員配置を行い、経営効率化の取組を進めています。

○レジャーの多様化などにより売上げの低下が見られ、厳しい財政状況が続いていることから、より一層経営合理化を進めるとともに、収益向上の取組を進めるなど、競艇事業の経営のさらなる安定化を図る必要があります。

【施策の体系】

基本施策	施策の内容
競艇事業の活性化	競艇事業の経営強化

【施策の内容】

⑴　競艇事業の経営強化

①　来場促進及び売上向上

・来場促進に効果の高い、人気選手のあっせんに向けて取り組みます。
・ＳＧ、ＧⅠ競走等の高グレードレースについて積極的な誘致を実施します。
・日程、番組編成などより良い競技運営を実施し、競艇事業の魅力向上に取り組みます。
・新規ファン層の拡大及び既存ファンの満足度向上のため、戦略的な広報・宣伝活動や、ファンサービスの充実など、来場促進施策を推進します。
・場外発売委託及び電話（インターネット）投票の発売を推進することにより、商圏の拡大に取り組みます。
・外向発売所を活用し、場外発売受託事業のさらなる売上げの拡大に取り組みます。

②　経営の効率化

・経営環境の変化に対応した、効率的でコンパクトな経営体制を推進します。
・競技や施設の特性を有効に活用しながら、発売収入以外の収入確保に取り組みます。
・全国の施行者、関係団体と連携し、運営経費や制度的経費の軽減に取り組みます。

活力のあるまちづくりの重点施策

重点施策	ページ
産業拠点を中心とした積極的な企業誘致の展開	１３４
獣害対策の推進	１３９
森林施業の推進	１４１
漁業基盤の整備	１４４
商店街の振興	１４８
都市核の整備	１５４
副都市核の整備	１５５
新都心軸の形成	１５５
河芸道の駅の整備推進	１５７
ＪＲ名松線復旧プロジェクト	１６２
人々が行き交う津づくり	１６７

５　参加と協働のまちづくり

５－１　市民活動の促進

第１項　市民活動の推進

【現状と課題】

○進展する高齢化や少子化、低迷する経済など多くの課題に対応できるまちづくりは、行政と市民がお互いの役割分担のもとで共に取り組むことが重要です。
○市民と行政が共にまちづくりを進めるためには、市民のまちづくりに対する参加・参画意識を高めることが重要です。
○市民活動については、地域の課題解決に向け団体等から提案された活動を支援するとともに、津市市民活動センターを中心に活動の場や情報も提供し促進を図っています。
○地域コミュニティの中心となる自治会のより柔軟な活動を促進するため交付金制度を見直すとともに、活動拠点となる集会所の整備を支援しています。
○高齢化や少子化が進展する中、多くの地域で将来を担う後継者の育成や地域の連帯意識の希薄化が大きな課題となっており、自治会等の組織力の向上や地域コミュニティの活性化が課題となっています。

【施策の体系】

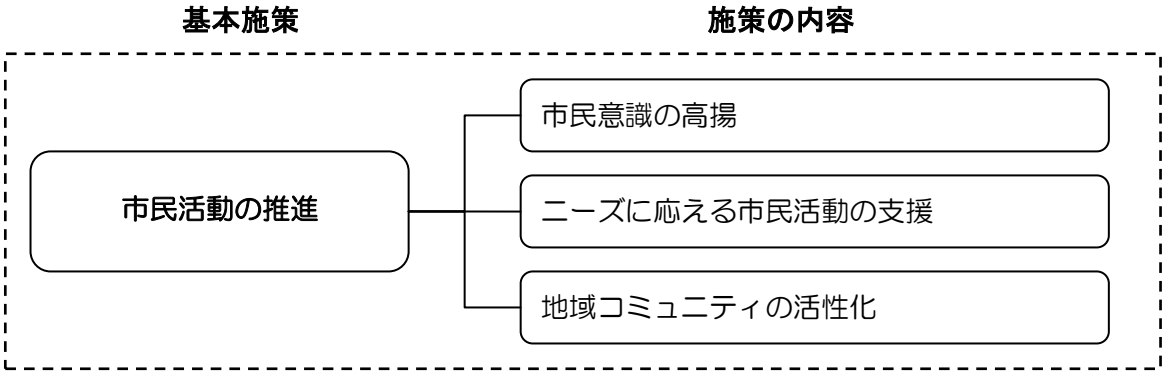

【施策の内容】

⑴　市民意識の高揚

・自治会などの地域組織やＮＰＯなどの市民活動団体の活動が、地域における生活になくてはならないものであるという意識を共有するため、その活動内容や実績、役割などを情報発信します。

・市民活動団体の活動への参加を促進するため、活動内容や参加方法などを情報発信します。

⑵　ニーズに応える市民活動の支援

・団体等から求められるニーズを把握し、事務機能のサポートなどの運営支援を充実します。

・団体等のネットワークを構築し、団体相互の情報交換や人のつながりの場を提供していきます。

・広報紙や市ホームページなどの多様な広報媒体の活用により市民活動団体の情報発信を支援します。

・津市市民活動センターや市内の公共施設を活用し、団体等の活動環境を充実します。

・地域の課題解決に向けた団体等の活動を支援します。

⑶　地域コミュニティの活性化

①　活動の促進

・高い自治意識を持って取り組んでいる自治会等の活動について、今後も住みよい地域社会がつくれるよう支援していきます。

・市民の自治会等への参加促進と将来の地域を担うリーダーの育成に向けた環境を整備します。

・地域住民同士の交流や地域ぐるみで交流する機会を創出し、地域内や地域間の連帯を強化します。

②　活動拠点の整備・活用促進

・自治会等が行う集会所の整備を支援します。

・市民活動に合わせた地域コミュニティの場として集会所の利用を促進します。

第２項　国際・国内交流と多文化共生の推進

【現状と課題】

〇国内外を問わず都市間の交流を活性化することは、市民の活動機会を創出するとともに、本市の情報発信や人の行き来も盛んになり地域の活力に結び付くことや、災害時においては市民レベルや行政レベルでの総合的な協力体制につながるなど多様な効果が期待されます。

〇国内交流としては、友好都市上富良野町との小学校間での交流や藤堂高虎公ゆかりの地交流などを実施していますが、市民の関心が広がっていないのが現状です。

〇国際交流においては、ブラジル・オザスコ市との姉妹都市交流や中国・鎮江市との友好都市交流を進めてきており、交流イベントや市民団の派遣などにより、民間交流・行政交流を行っています。

〇近年、日系ブラジル人など定住する外国人が増加しており、地域コミュニティにおける多文化共生が大きな課題となっています。

〇多文化共生の推進に当たっては、地域で橋渡しとなる人材の育成や相互の文化の違いを理解し認め合う機会の充実が求められています。

【施策の体系】

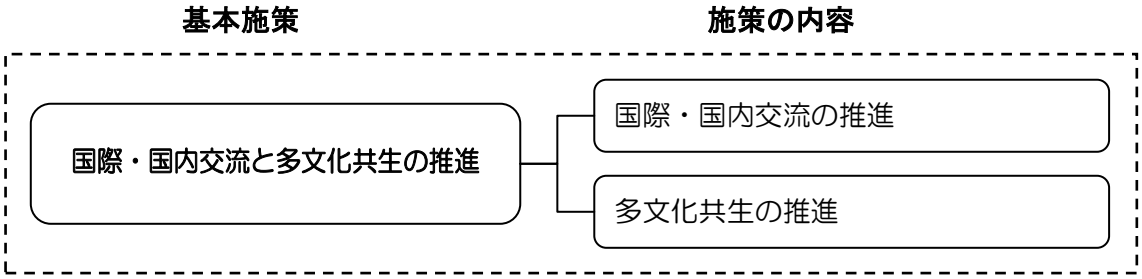

【施策の内容】

⑴　国際・国内交流の推進

①　国内交流の推進

・友好都市交流などの市民活動を支援し、市民レベルでの交流の活性化を促進します。

・青少年交流や経済交流など、市民が主体となったあらゆる分野での交流の支援を充実します。

・市民レベルでの交流を促進するとともに、行政レベルでの国内都市等との交流を推進します。

②　国際交流の推進

・ブラジル・オザスコ市、中国・鎮江市との姉妹・友好都市交流を充実し、市民レベルでの交流を促進します。

・民間団体と連携した青少年の相互派遣など、姉妹・友好都市以外の外国諸都市との

交流を促進します。

・国際交流イベント、海外派遣、ホームステイ、日本語教室の開催やこれらの情報発信を通じた国際的な交流を促進します。

⑵　多文化共生の推進

①　多文化共生の推進

・外国人住民が日本文化や居住地域における自治会の生活ルールを学ぶ機会を提供するとともに、地域社会との交流を支援します。

・多言語による情報提供、生活支援を充実します。

②　活動団体への支援

・民間団体や企業等と連携した市民主体の交流活動の充実・支援を行います。

第３項　男女共同参画の推進

【現状と課題】

○男女が支えあい、いきいきと暮らせるまちづくりを進めるためには、それぞれの個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を形成する必要があります。

○このため、男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮することができる機会、また多様な生き方の選択をすることができる機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されることなどを理念とし、施策の推進を図ってきました。

○男女共同参画社会の実現に向けては、市民の意識をより一層高めることが重要な課題となっています。

○社会のさまざまな分野において、男女が共に参画することにより、近年課題となっているワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進していくことや男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止対策を充実していくことが求められています。

【施策の体系】

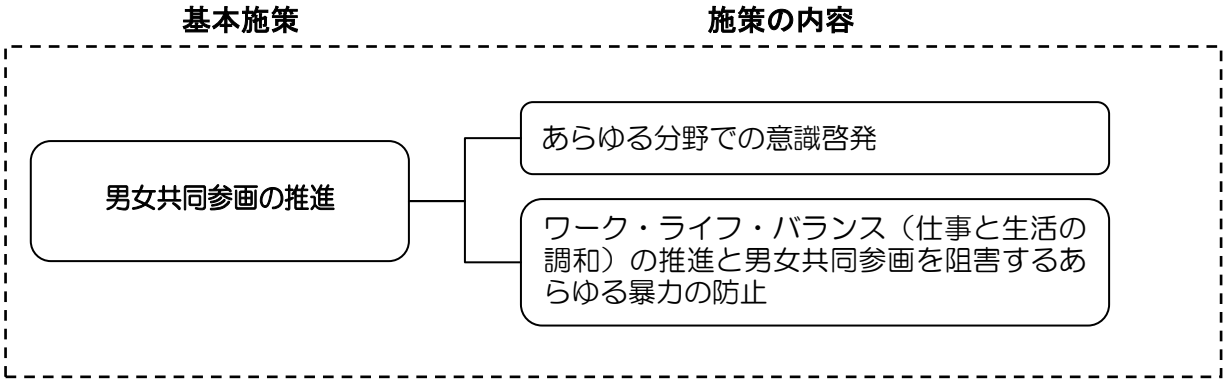

【施策の内容】

⑴　あらゆる分野での意識啓発

①　市民や事業所への啓発

・男女共同参画社会の必要性について、フォーラムや映画祭などの開催、情報紙をはじめ多様な広報媒体やメディアの活用などを通じて、市民や事業所へのより効果的な周知啓発を行います。

②　職場・学校・地域・家庭での啓発の推進

・男女共同参画の推進に係る取組における男女共同参画の視点の強化や事業の連携などを図り、職場・学校・地域・家庭での継続的な啓発を促進するとともに、関係団体の活動を支援します。

③　職員の意識向上と男女共同参画の視点に立った職員の登用

・職員の意識を向上させるとともに、男女共同参画の視点に立ち職員を登用します。

⑵　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進と男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止

①　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

・仕事と生活の無理のない調和をめざした啓発と、実現しやすい環境の整備を推進します。

・あらゆる場での男女共同参画を促進するため、女性のチャレンジ支援などを行います。

②　男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止

・家庭におけるドメスティック・バイオレンスや職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組を行います。

③　相談・支援体制の充実

・悩みや心配事等に対して、カウンセラーや弁護士等による相談・支援体制を充実します。

第４項　ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

【現状と課題】

〇高齢化の進展や外国人住民の増加など社会情勢が変化するなか、誰もが安心して暮らしやすく社会のあらゆる分野に参加できるユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。

〇市では、市内でユニバーサルデザインのまちづくりの推進を目的に活動している団体等で構成する津市ユニバーサルデザイン連絡協議会を立ち上げ、ユニバーサルデザインの意識が浸透するよう小中学校や自治会などにおいて講座等を開催するなど、啓発活動を展開しています。

〇広報などの情報発信においては、誰もが情報を得やすく利用できるように、ユニバーサルデザインを踏まえ多様な媒体を通じた情報発信に努めています。

〇公共施設等については、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（いわゆる「バリアフリー新法」）に基づく主要な鉄道駅のバリアフリー化が完了しているほか、市庁舎におけるバリアフリー化も進めています。

〇ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するためには、市民の意識の向上や小中学校などの既存の公共施設等におけるバリアフリー化を進めるとともに、これらの取組をさらに広げていくことが重要です。

【施策の体系】

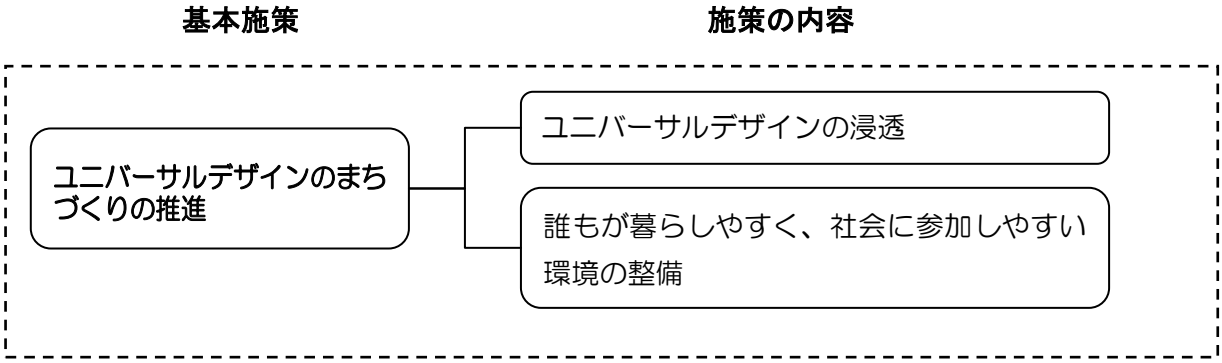

【施策の内容】

⑴　ユニバーサルデザインの浸透

①　ユニバーサルデザインの意識啓発

・地域や小中学校等におけるユニバーサルデザイン講座の開催などのほか、広報紙や市ホームページなど多様な広報媒体を活用した啓発を行います。

②　ユニバーサルデザインの推進体制の充実

・津市ユニバーサルデザイン連絡協議会の活動を支援するとともに、活動に参加する新たな団体や人材を創出します。

・広報媒体の活用や窓口対応などにおける、ユニバーサルデザインのマニュアルを作成し、庁内におけるユニバーサルデザインを踏まえた取組を強化します。

⑵　誰もが暮らしやすく、社会に参加しやすい環境の整備

①　公共的施設等の整備

・新たな公共施設等の整備については、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、小中学校などの既存の公共施設については、計画的なバリアフリー化を行います。

・民間建築物等についてもユニバーサルデザインへの配慮やバリアフリー化を促進します。

・誰もが安心して自由に移動できる環境の形成をめざした公共交通等の整備を促進します。

②　情報提供におけるユニバーサルデザインの推進

・多様な情報媒体を活用するとともに、文字の大きさやわかりやすい日本語、カラーバリアフリーなどの配慮のほか、多文化共生も踏まえ、誰もが得やすく分かりやすい情報を提供します。

③　参加しやすい環境の推進

・イベントなどの開催においては、ユニバーサルデザインの視点に立った会場の選定や交通手段の確保を行うなど、誰もが自由に参加でき有意義な時間が過ごせる工夫や配慮を行います。

５－２　市民との協働の推進

第１項　市民との対話と連携の推進

【現状と課題】

○地域の特性や地域住民の価値観により、市民のまちづくりへの期待や要望等も多様化し、市民に寄り添ったまちづくりを推進するには、市民と行政が同じ方向を向き、お互いの役割分担のもとで、共に取り組んでいくことが必要です。

○市民のまちづくりへの参加を促進するには、市民の要望等をただ聞くだけでなく、その思いをしっかりと受け止め、そして、できることから迅速かつ着実に形にし、結果を出していくことが重要です。

○政策の形成過程においては、関係する情報を積極的かつ迅速に市民に提供し、市民からのアイデアや思いを受け止める仕組を充実するとともに、その成果に関する情報も発信されることが求められています。

○また、行政サービス等についての案内情報だけでなく、市民と行政があらゆる情報を共有し、市民の市政への関心を高めることや強い信頼関係を築き上げることが重要です。

○このため、まちづくりに関する情報は、透明性の確保のもと積極的かつ迅速に市民に提供するとともに、市ホームページや広報紙、報道機関への資料提供などの既存の媒体の活用だけでなく、時代に即したさまざまな情報媒体を活用し、市民が得やすい情報提供が求められています。

○市民等との対話と連携により実のある施策につなげていくため、各地域、各業種を対象に懇談会などを開催しています。

○行政組織としては、組織横断的な連携を図るため、企画員・地域企画員・地域支援員を配置し、定期的な会議等を通じて情報共有を図るとともに、効率的な事業展開を図っています。

○政策形成に関わる審議会等の会議については、誰もが傍聴できるよう原則公開とし、審議状況等の情報を提供するとともに、パブリックコメント手続制度の実施やインターネットの活用などにより、市の重要な計画等の意思決定過程における住民参加の機会を拡大してきています。

【施策の体系】

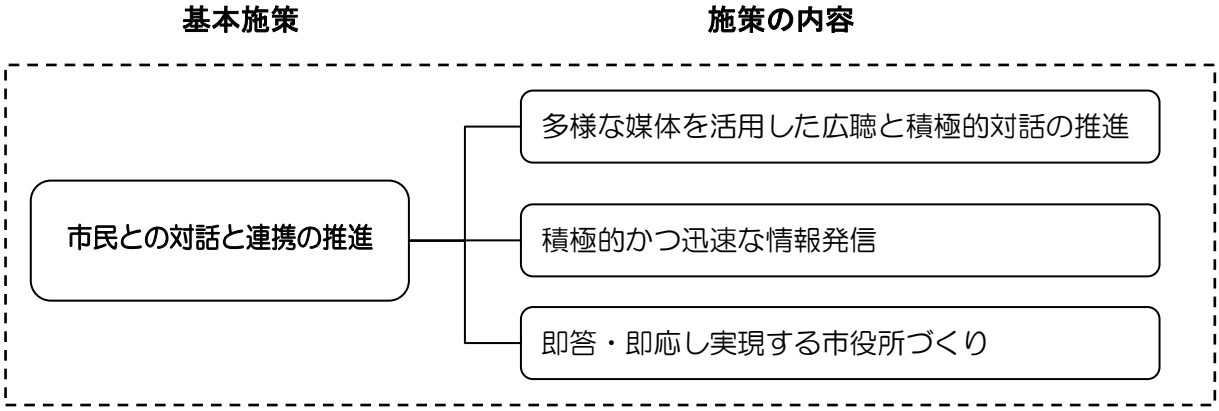

【施策の内容】

⑴　多様な媒体を活用した広聴と積極的対話の推進

①　多様な媒体を活用した広聴

・市民の意見や要望等を漏らすことなく受け止めるため、アンケートや窓口だけでなく市政相談員との連携など、さまざまな手法や媒体を活用し広聴機能を強化します。

②　積極的対話の推進

・各界各層における現場の活きた声をしっかりと聞き、市民の思いや期待、要望等を積極的に受け止めるため、懇談会などのさまざまな機会を創出し、市民等と市長や職員との対話を推進します。

⑵　積極的かつ迅速な情報発信

・市民との信頼関係を築くため、本市のまちづくりに係る情報は、さまざまな広報媒体を通じて包み隠さず積極的かつ迅速に発信します。
・市政の現状や課題、これから展開していこうとする施策などの市政情報は、広報紙や市ホームページ、報道機関など、さまざまな媒体を活用し発信します。
・市民が読みやすく、市民に親しまれるよう、広報紙や市ホームページ等の広報媒体におけるデザイン等の工夫を凝らし内容を充実するほか、市民生活や地域の交流に役立つ情報を発信します。
・各総合支所から発行する「地域だより」や市ホームページの各地域のページなどにより、地域に身近な情報発信を充実します。
・テレビやラジオ、市ホームページなどの活用だけでなく、市民が情報を得やすいように時代に即した多様な媒体により情報を発信し、スピード感やタイミングなどを重視したより効果的な広報を展開します。
・情報公開制度やパブリックコメント手続制度等について、市民へより一層周知するとともに、利用しやすい情報公開室の運営や市民ニーズに応じた情報公開制度の充

実を図り、透明性のある市民との情報共有を推進します。

⑶　即答・即応し実現する市役所づくり

・受け止めた市民の期待や思いを、迅速かつ着実に具体の施策へ反映するため、職員の意識改革を行います。
・課題等の対応に向けた初動として、すぐに「できるもの」と「できないもの」を整理し、まず市民や地域にその対応の方向性を示すとともに、できることから迅速かつ着実に取り組みます。
・市民からの要望や地域の課題等への対応状況を常に職員が共有し、課題等をないがしろにすることがないよう、全職員が一丸となって課題解決に向けた取組を進めます。
・課題等への対応においては、縦割りではなく、関係所管の横の連携により取り組むほか、市民活動団体等の交流や情報交換の充実により構築されたネットワークを活用するなど、さまざまな角度からアプローチします。

第２項　総合支所による地域住民との協働

【現状と課題】

○地域づくりには、多様な地域特性を効果的に活用するとともに、地域住民のまちづくりに対する思いや要望等を的確に反映した施策の推進が必要です。
○このためには、本庁と各総合支所との連携強化を図り、地域が求める施策を推進することが必要です。
○地域のニーズに応えるまちづくりを市が一体となって進めるため、総合支所を地域の代弁者とするとともに、旧市町村単位の地域審議会においても、まちづくりの議論を継続しています。
○各総合支所に地域支援員を配置し、地域からの簡易な要望等に迅速に対応しています。
○各地域において話題や情報を共有するとともに、地域の魅力を広く発信するため、市ホームページに地域のページを開設しているほか、地域だよりを発行しています。

【施策の体系】

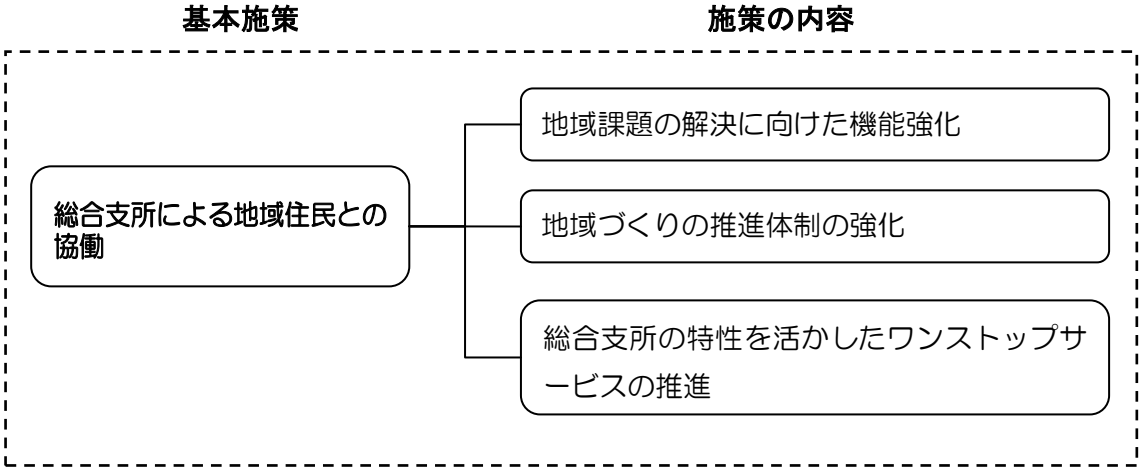

【施策の内容】

⑴　地域課題の解決に向けた機能強化

・地域の思いや要望等をしっかりと受け止め、地域の立場に立った本庁との連携を図ります。

・地域の課題解決に向けた総合支所の取組を強化し充実します。

⑵　地域づくりの推進体制の強化

・地域課題の解決に向けた総合支所と本庁との緊密・横断的な連携強化を図り、総合力の強化への取組や体制づくりを行います。

・地域における住民の活動や話題を情報発信するほか、地域住民が主体となる地域課題への取組やイベント等の活動を支援します。

⑶　総合支所の特性を活かしたワンストップサービスの推進

・行政機能が凝縮されている総合支所の特性を活かし、関連する部署との連携強化による地域課題の解決に向けた一元的な対応を行います。

参加と協働のまちづくりの重点施策

重点施策	ページ
ニーズに応える市民活動の支援	１７４
即答・即応し実現する市役所づくり	１８３
総合支所による地域住民との協働	１８５

第３章　重点プログラム

重点プログラムは、総合計画を推進していく中で、特に重要な事項を市民生活のさまざまな局面でとらえ、まちづくりとして戦略的かつ重点的に推進していくものとして掲載しています。

１　まちづくり戦略プログラム

①　未来を拓く都市空間形成プログラム

都市核の整備	・都市核として位置づけられる津駅周辺地区、大門・丸之内地区、さらには津新町駅周辺地区までのエリアについては、県都の玄関口にふさわしい、居住、商業・業務、教育、文化、交流など、都市活動を支える多様な機能が複合化した拠点として機能整備を進めます。 ・本市のさらなる賑わいの創出に向け、地域住民や関係団体等の意見を踏まえ、魅力的な都市空間の創造と商業の活性化を進め、中心市街地の活性化に取り組みます。 ・津センターパレスへの中央公民館や老人福祉センター等の移転を進め、移転を契機として市民が集まり賑わいを創出する空間の形成に取り組みます。 ・県都の玄関口として津駅の交通利便性を活かしつつ、駅前にふさわしい市街地の形成を図るため、津駅前北部土地区画整理事業、津駅前北部地区第一種市街地再開発事業を推進します。 ・大学との連携とともに、若者や女性、高齢者、各種団体などの多様な市民の参画によるまちづくりを推進します。 ・民間の動向も踏まえて、駐車場について商業の活性化や市民の利便性の向上も踏まえた活用を進めます。 ・さまざまなイベントとの連携により、中心市街地の歴史資産を活用したウォーキング活動を充実します。 **→目標別計画　Ｐ１５４**
副都市核の整備	・副都市核として位置づけられる久居駅周辺地区については、本市南部の玄関口として、商業の振興も含め新たな交流と活力を創出する拠点として、賑わい性を高めるための副次

	的な都市機能の整備を進めます。 →目標別計画　Ｐ１５５
新都心軸の形成	**⑴　津なぎさまちの整備** ・高速船ターミナルの有効活用を図るなど、海の玄関口にふさわしいみなとまちづくりを推進します。 ・東日本大震災を踏まえ、国・県における沿岸部の土地利用に対する考え方や動きを注視しながら、住民が集い賑わう交流拠点として、土地利用等のあり方を検討します。 **⑵　津インターチェンジ周辺の土地利用のあり方** ・平成 28 年の供用予定の（仮称）津市産業・スポーツセンターにおいて、スポーツ施設としての機能と産業展示機能等を併せ持つ特徴を活かし、スポーツ振興と地域経済や産業振興を図り、新たな賑わいを創出します。 ・津インターチェンジ周辺地区については、県都としての活性化を牽引し、本市の求心力を高める新たな産業交流拠点（「新産業交流拠点」）として位置づけ、広域的な陸の玄関口にふさわしい新たな機能を誘導し、県域内外との交流を展開する拠点の形成をめざして、調査・研究を進め、当該地の特性を活かした土地利用のあり方を検討しているところですが、当該地については農業振興地域の整備に関する法律や農地法、まちづくり３法の規制があり、また、河川未改修の問題など、当該地を有効に活用するに当たり、多くの課題があります。 このことから、当該地の土地利用のあり方について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能になるよう、規制緩和や法令改正といったことも見据えた対応について国・県へ働きかけます。 →目標別計画　Ｐ１５５
産業拠点を中心とした積極的な企業誘致の展開	・本市の優位性等の情報発信をはじめ、津市企業立地促進条例等を活用したきめ細かい立地サポートにより他都市との差別化を図るなど、戦略的な企業誘致活動を展開します。 ・産業拠点である中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさいにおける未立地の区画について企業立地を促進します。

	→目標別計画　Ｐ１３４
ＪＲ名松線復旧プロジェクト	・名松線の全線復旧に向け、三重県、ＪＲ東海と連携した取組を進めます。 ・全線復旧を踏まえ、交流機能として同路線の活用を図り、森林セラピー基地ほか観光資源等との連携を図るなど、沿線地域の活性化に向けた取組を推進します。 →目標別計画　Ｐ１６２

②　自然の恵みの価値創造プログラム

森林の保全と整備	・計画的な森林の整備・保全を推進することによって、水源かん養や防災機能など森林が持つ多面的機能の維持・増進を図ります。 ・国・県の森林・林業施策を活用し、間伐・下刈り等を実施することにより、二酸化炭素吸収能力の高い森林の拡大を促進します。 →目標別計画　Ｐ４０
森林施業の推進	・森林組合等林業関係者との連携により、計画的な森林施業（間伐、下刈りなど）を進めるとともに、治山施設の整備や水源地域等の森林の造成、整備等による治山事業を促進します。 ・野生鳥獣により、年々増加する苗木等への被害について、農地の保全と一体となった獣害対策を進めます。 ・効率的な林業の施業を図るため、森林組合等における高性能林業機械の導入を支援します。 ・林業生産基盤である林道の整備推進と維持管理を実施します。 ・林業の低コスト化のため、施業を集約化した団地内における作業道の整備を支援します。 →目標別計画　Ｐ１４１
獣害対策の推進	・猟友会等との連携により、有害鳥獣の個体数の調整、防護柵の設置、地域ぐるみの獣害対策を的確に進めます。 ・先進的な技術の導入・普及により獣害対策の高度化を推進します。

	・捕獲した有害鳥獣の資源活用等についても、具体化に向けた取組を進めます。 ・獣害対策協議会等の育成を図るとともに、その活動を支援します。 ・市街地での野生鳥獣の出没などを契機として、市民協働での獣害対策の啓発・普及に取り組みます。 →目標別計画　Ｐ１３９
下水道の整備推進	・公共用水域の水質保全や自然環境の保全を図るため、効率的な下水道整備を推進します。 ・中勢沿岸流域下水道の志登茂川処理区、雲出川左岸処理区、松阪処理区における幹線及び処理場整備を進めるとともに、志登茂川処理区の早期供用開始を促進します。 →目標別計画　Ｐ５５

③　海に開くまちづくりプログラム

漁業基盤の整備	・漁港の長寿命化を図るため、計画的な漁港施設の改修を推進します。 ・香良洲漁港において、水産業生産拠点としての機能向上を図るため、漂砂対策、静穏度確保及び津波対策のための北防波堤延伸工事を実施します。 →目標別計画　Ｐ１４４

④　持続可能な地域形成プログラム

新最終処分場の建設推進	・美杉町下之川地内において、環境に配慮した安全で安心なクローズド型最終処分場の建設を推進します。 ・平成 28 年４月からの供用開始をめざし、第１期として９万㎥を建設し、第１期に引き続き第２期の建設を推進します。 →目標別計画　Ｐ３３
リサイクルセンターの建設推進	・平成 28 年４月からの供用開始をめざし、片田田中町地内において地域の自然環境、生活環境に配慮したリサイクル施設の建設を推進します。 ・市民がリサイクル・ごみ・環境などについて学習する場と

	なる拠点施設の整備を推進します。 →目標別計画　Ｐ３３
白銀環境清掃センターの跡地整備	・白銀環境清掃センター埋立地の早期安定化対策に引き続き取り組みます。 ・埋立地のうち安定化した箇所から随時、地元をはじめ市民の憩いの場となるよう跡地整備に取り組みます。 →目標別計画　Ｐ３３
再生可能エネルギーの創出推進	・再生可能エネルギーの必要性の高まりにより、これまで風力発電に取り組んできた先進都市として、風力発電及び太陽光発電のさらなる導入に向けた取組を支援します。 ・地域の自然環境や社会経済特性を活かし、汚泥などを用いたバイオマス発電などの再生可能エネルギーの創出を支援します。 ・公共施設等への再生可能エネルギーの導入を引き続き推進します。 ・市民や事業者を対象とした再生可能エネルギーを含めた環境学習会の開催や再生可能エネルギーの創出に関する情報を広く発信します。 →目標別計画　Ｐ３６

⑤　歴史と文化の拠点形成プログラム

津城跡の保存・管理	・津城跡について、その歴史的価値が保たれるよう、石垣の修理など適切な保存・管理を行います。 →目標別計画　Ｐ１２８
多気北畠氏城館跡周辺の保存・管理	・多気北畠氏城館跡などの地域の核となる史跡について、その歴史的価値の保存を進めます。 →目標別計画　Ｐ１２８
千歳山の整備推進	・千歳山について、市街地に残された貴重な自然の保全と半泥子が過ごした往時を感じる公園として整備します。 →目標別計画　Ｐ５０
文化施設の経営改善	⑴　運営力の向上 ・文化ホールについて舞台管理を一元化し、全体的な舞台技術の向上を図るとともに、実演者にとって利用し

	やすいホール管理をめざします。 ⑵　経営の効率化 ・各ホールの管理運営について、指定管理者制度を導入するなど民間活力を積極的に導入します。 ・各ホールの特性に合わせて、運営を工夫することにより、地域における魅力あるホール運営に取り組みます。 ・計画的に施設の改修を行い、快適に利用できる環境を整備します。 →目標別計画　Ｐ１２６

⑥　健康とスポーツの振興プログラム

（仮称）津市産業・スポーツセンターの整備	・アリーナ、武道館、屋内プール、産業展示機能等を有する「（仮称）津市産業・スポーツセンター」を平成 28 年度供用開始に向け整備します。 →目標別計画　Ｐ１２１
久居保健センターの移転整備	・久居保健センターを移転整備します。 →目標別計画　Ｐ８５

2　元気づくりプログラム

①　住みやすさ向上プログラム

休日・夜間応急診療所機能の充実	・成人等を対象とした休日・夜間応急診療所の機能充実など、初期救急医療体制の整備を進めます。 →目標別計画　Ｐ８７
二次救急医療体制の充実	・現在編成されている輪番制の体制等について検討を行うなど、二次救急医療体制を充実します。 →目標別計画　Ｐ８７
高齢者在宅健康生活支援の充実	・生活・介護支援サポーターによる定期的な訪問や電話による話し相手、簡易な生活支援、また地域の方々と気軽に集いふれあえるサロンへの参加などのサービスを高齢者が気軽に受けることができるよう、生活・介護支援サポーターのさらなる養成を行うとともに、生活・介護支援サポーターが活動しやすい仕組づくりや支援を行います。 →目標別計画　Ｐ９３
要介護高齢者への支援	・常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護高齢者に対する介護老人福祉施設や医療の面をより重視した介護老人保健施設、また、在宅生活が困難な要介護高齢者に対する特定施設入居者生活介護のほか、要介護状態になる前から安心して老後の生活を営むための有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅など、要介護・要支援の度合いや高齢者、その家族のニーズに応じて、多様な施設や住まいやサービスの選択が可能となるよう取り組みます。 →目標別計画　Ｐ９４
新斎場の整備	・平成 27 年１月の供用開始をめざし、新斎場の整備に係る事業を推進します。 ・新斎場の整備に当たっては、ＰＦＩ手法の採用により民間の経営能力及び技術的能力の活用による良好なサービスの提供と効率的な施設整備を進めます。 →目標別計画　Ｐ５９

環境共生社会の実現に向けた活動推進	⑴　自主的な環境活動の支援 ・エコパートナー事業により、市民との協働による市民エコ活動センターの運営を推進し、各種事業や活動の普及啓発を充実します。 ・子ども会や自治会等への資源ごみ回収活動の支援を継続します。 ・「ごみゼロの日」「環境月間」「３Ｒ月間」などにちなんで、市域で適宜行われる市民清掃デーにより自主的な活動を促進します。 ⑵　環境学習推進施設の整備推進 ・環境学習・環境教育を促進するため、環境学習推進施設の整備を推進します。 →目標別計画　Ｐ３８
終わりなき防災施策の強化	⑴　災害対応力の強化 ①　地域防災力の強化 ・災害に強いまちづくりを進める取組として、大規模災害からの被害を軽減するためには、国・県・市の「公助」だけでは限界があり、自分の身を自分の努力で守る「自助」とともに、地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら、組織的に取り組む「共助」が必要不可欠です。そして「自助」「共助」による地域の防災力と、「公助」が連携することで被害の軽減を図ることができることから、それぞれの役割を明確にし、防災対策に取り組むことで災害対応力の強化を進めていきます。 ・東日本大震災から得た教訓や対応策、新たに公表された南海トラフ巨大地震の被害想定等も踏まえ、平成24･25年度の災害対応力強化集中年間終了後も、地震・津波や風水害等の災害に的確に対応するため、不断の取組として津市地域防災計画の見直しを進めます。 ⑵　津波対策の推進 ①　津波避難ビル ・避難が遅れた住民の方、救助活動に従事する方などが、緊急かつ一時的に避難できる津波避難ビルとして、民間施設や市有施設の指定を進めるとともに、国・県有

施設の指定も併せて進めます。

②　津波避難協力ビル

・津波避難ビルに加えて、利用に時間的制約のある津波避難協力ビルの指定を進めるとともに、適当な避難施設がない地域においても、緊急的に一時避難できる場所の確保を図ります。

③　海抜・標高・誘導表示

・津波時の迅速な避難の目安となるよう、避難所、一時避難場所の看板及び市道上のカーブミラーや電柱に海抜表示の設置を進めます。
・各地域の津波避難計画に基づいた津波避難誘導表示や津波避難ビル等への避難誘導表示の設置を進めます。
・地震防災マップや沿岸地域標高マップの内容を更新するなど状況の変化に応じた対応を行います。

④　津波避難計画

・本市では、津波が到達するまでの一定の時間を有効に活用し、「より遠く」「より高い場所」へと、津波浸水予測地域外の避難所や高台等の安全な場所に避難することで、自らが命を守ることを基本とし、津波避難の支援対策として三重県が想定する巨大地震（M9.0）の津波による浸水が予測される地域内の自主防災組織や自治会による津波避難計画の作成支援を行います。

⑶　情報収集・伝達体制の強化

①　防災行政無線の充実

・災害時に迅速かつ的確な情報伝達が可能となるよう、デジタル同報系防災行政無線の適切な管理運営を行います。
・市及び防災関係機関相互の情報通信体制を確保するため、デジタル移動系防災行政無線の整備を進めます。
・電波伝搬状況が厳しい山間地域や孤立集落対策として衛星携帯電話の配備等、非常通信手段を確保し、情報連絡体制を強化します。

②　情報発信体制の強化

・防災情報メール、ファクス配信の登録を進め、防災情報メールシステムの機能を活用します。
・インターネットのポータルサイト運営会社との協定締結により、大規模災害時における市ホームページのキャッシュサイト設置によるアクセスの負荷軽減や、運営会社のポータルサイトへの防災情報の掲載など、情報発信体制を強化します。
・遠隔地の自治体との災害時の情報発信に関する相互応援協定に基づき、ブログ等を活用した情報掲載の代行による大規模災害発生時における情報発信体制を強化します。

③　わかりやすい情報の伝達

・サイレン音の活用など、より伝わりやすい情報伝達体制を充実します。

⑷　避難体制の強化

①　避難所・福祉避難所の拡充

・津波による甚大な被害の発生が予想される場合は、原則として津波浸水予測地域内の避難所を開設しないことに加え、沿岸部が津波に襲われることによる多数の避難者の発生に備えるため、不足する避難所等の配置に係る見直しを行います。
・迅速かつ的確な避難が可能となるよう各避難所への案内表示の設置を進めます。
・災害時の避難生活において、災害時要援護者が安心して避難生活ができるよう福祉避難所の指定を進めます。

②　備蓄・機器類の充実

・三重県が想定する巨大地震（M9.0）による津波浸水予測地域の広がりに対応するため、災害用備蓄品の備蓄計画を見直すとともに、高齢者や障がい者（児）などの災害時要援護者や女性の視点等を取り入れるなど、さまざまなニーズに応じた災害用備蓄品を充実します。
・孤立集落対策として、災害用備蓄品及び備蓄倉庫を充実します。

・上水道施設が被災し、使用が不可能となった場合に供給可能な井戸を災害時協力井戸として活用し、災害時の生活用水の確保につなげます。

③　避難所マネジメントシステムの構築

・大規模災害発生時においては、数多くの住民が避難し、避難所開設・運営に混乱を来す可能性が考えられることから、各避難所における避難者数及び開設状況、必要物資等を把握し、迅速・適切な避難所管理を行うためのシステムを構築します。

④　避難判断マニュアルの見直し

・住民が迅速かつ円滑に避難できるよう避難判断の的確化が必要であることから、さまざまな災害に対する避難勧告等の出し方の見直しをはじめ、災害対策本部や関係各部の準備体制を強化します。
・避難勧告等を発令するに当たり、河川、ダム等の施設管理者である国・県の関係機関との連携を強化します。

⑤　避難所の開設・運営体制の充実

・避難者が安心して一時的な生活ができるよう、避難所及び福祉避難所の運営体制を充実します。
・地域住民や避難者が自主的に運営できる避難所の体制整備に向けた取組として、避難所運営委員会の設立に向けての支援を進めます。

⑥　災害時要援護者の避難支援

・高齢者や障がい者（児）などの災害時要援護者が適切に避難するためには、地域の住民による「共助」が重要となることから、地域による避難支援体制づくりと、災害時要援護者に配慮した避難計画となるよう支援を行います。
・災害時要援護者を含めた地域での防災訓練の開催を支援します。

⑸　応急対策の強化

①　災害時応援協定の推進

・他の自治体や民間団体・企業との災害時応援協定の締

結をより一層進め、広域的な防災体制や協力体制を充実します。

②　防災物流施設の整備

・平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災をはじめとする過去の大規模災害を踏まえ、被災者支援を円滑に行うためには、陸海空路による多様な輸送体制の構築が必要なことから、津松阪港伊倉津地区公共ふ頭及び伊勢湾ヘリポートを活用した津市防災物流施設の整備を進めます。

③　ボランティア活動支援体制の準備

・災害時における被災者への支援には、ボランティア活動の有効性、有益性が過去の大規模災害において改めて認識されていることから、平常時から、ボランティア活動に携わる団体など関係機関との連携を強化するとともに、協力体制を構築します。
・災害発生時におけるボランティアの受け入れや活動の拠点となる災害ボランティアセンターの体制づくりを津市社会福祉協議会と連携して進めます。

⑹　災害対策の体制強化

①　訓練の充実

・災害対策本部各部の連携体制や、災害情報管理システムの運用等、各種の検証を行うため、さまざまな被害想定による図上訓練を実施します。
・職員参集システムを活用した職員の非常参集訓練を実施し、情報伝達、参集状況、指揮体制の状況等について検証を行い、適切な初動対応が可能な体制づくりを進めます。
・三重県、警察、医療機関、ライフライン関係機関等との連携による総合防災訓練・図上訓練を実施します。

②　災害対策本部の機能充実

・災害の状況に応じてより適切な対応ができるように、職員 2,500 人体制に応じた職員の有効活用など、災害対策本部の組織体制を見直します。
・大規模災害時に迅速かつ的確に対応するためには、県

と市が一体となった協力体制が必要であることから、津市災害対策本部への県職員の派遣等、三重県との協力体制を構築します。

・広域的な防災体制や官民が連携した相互体制を充実させるため、防災機関合同研修会等を通じ、三重県、警察、医療機関、ライフライン関係機関等との連携を強化します。

・災害対策本部が設置される本庁舎の非常用電源の確保や通信体制等の機能強化を進めます。

・災害対策本部予備施設の準備運営体制の備えを強化します。

③　津市防災会議の活性化

・国、県及びライフライン関係機関をはじめとする各防災関係機関の代表者で構成する防災会議は、災害対策基本法の改正により、地域に係る防災に関する重要事項の審議並びに重要事項に関し市長に意見を述べることと規定されていることから、本市の災害対策の強化に向けて、定期的に防災会議を開催します。

・老若男女すべての方が安心できる力強い防災対策を進めるためには、女性委員の登用をはじめ、多様な視点からの意見を伺うための委員の参画を進めます。

④　防災アドバイザーからの助言

・高度の学識経験を有する者を津市防災アドバイザーに委嘱し、災害への事前対策や災害発生時の対応等について、専門的見地から助言を受け、災害対応力の向上につなげます。

⑺　自主防災力の強化

①　組織強化

・津市自主防災協議会や各支部が実施する防災訓練、研修会等の活動を支援します。

・各地域の自主防災組織の活性化に向けて、地域で開催される防災学習会や防災訓練の開催を支援します。

②　活動支援

・大規模地震や風水害等の災害に的確に対応するため、

地域の実情に応じた避難計画の策定が必要であることから、津波浸水予測地域外においても、小学校区単位でのリーダー研修会を開催し、防災及び避難計画の作成支援を行います。

・地域における相互の連携強化や防災意識の高揚のため、自主防災協議会支部が実施する防災訓練、研修会等の活動を支援する制度の活用を促進します。

・組織の活性化に向けた支援制度の活用を促進します。

③　人材育成

・市民との協働による津市民防災大学を開講し、地域の防災リーダー教育を推進します。

・三重県防災コーディネーター、津市民防災大学の修了生など、地域の防災知識を有する人材バンクの登録制度を創設し、人材の有効活用を図ります。

④　資機材の支援

・共助の観点から、自主防災活動の活性化及び災害時における各種防災資機材、非常食等の整備を目的とした支援制度の活用を促進します。

⑻　予防力の強化

①　建築物の耐震化

・住宅の耐震化については、国と同様に、平成 27 年度末までに耐震化率 90%を本市の目標値としており、その達成に向けて、地域で開催される防災学習会や防災訓練等を通じて市民の意識啓発を推進するとともに、無料相談会や訪問啓発事業を実施し、木造住宅無料耐震診断、耐震補強計画事業、補強事業、耐震シェルター設置事業などの支援制度の利用促進を図ります。

・身近な地震対策である家具等転倒防止についても支援制度の充実を図りながら、取組を促進します。

・住宅以外の耐震化については、国の目標値として平成 27 年度までに多数の者が利用する施設の耐震化率を 90%、また三重県においては平成 27 年度末までに県有及び市有の特定建築物について耐震化率を 100%と設定しています。本市においては、平成 27 年度末までに特定建築物の耐震化率を 90%、市有建築物のうち特定

	建築物である施設及び特定建築物に該当しないものの災害時に機能を維持する必要のある施設の耐震化率を100%としており、その達成に向けて耐震化を計画的に進めます。 **②　防災意識の啓発** ・防災・減災に関する意識の啓発を図るため、広報紙や市ホームページ、各種メディア、地域の防災学習会等を通じて防災に関する情報を提供します。 ・市民の防災意識の高揚を図るため、地域で開催される防災学習会や防災訓練の開催を支援します。 **③　防災教育** ・将来の地域防災を支える子どもたちと、家庭の防災意識の向上を図るため、防災こども教室を開催します。 ・地域防災力の向上を図るため、学校で行われる防災教育への支援を行います。 **→目標別計画　Ｐ６３**
災害に強いまちづくりの推進	**⑴　災害から生命を守り、安心して暮らせるまちづくりの推進** **①　防災・減災の視点に立脚したまちづくりの推進** ・防災・減災の考え方に基づき、災害に強いまちづくりを推進し、市民のいのちを守るため、常に防災・減災を意識した都市の整備を進めます。 **②　災害に強いまちの形成** ・密集市街地の改善や河川・海岸における堤防の耐震化など、災害に強い市街地の形成に向けた整備を促進します。 ・緊急車両の進入が可能な道路幅員の確保と、災害時に円滑な避難ができるよう、路肩のカラー舗装化による歩車道分離やソーラー照明灯の設置など、避難路として利用することができる道路の整備を推進します。 ・緊急的な避難場所として、周辺より高い道路等への避難階段を設置します。 ・夜間停電時の安全確保のため、ソーラー照明灯の設置を進めるなど、災害時の活用を考慮した公園整備を検

討します。

⑵　治水対策の推進

①　津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の促進

・津松阪港海岸については、引き続き国による津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業による栗真町屋工区及び阿漕浦・御殿場工区の整備を促進します。

②　海岸堤防の整備促進

・白塚地域・河芸地域の海岸堤防については、早期事業化を促進します。

③　主要河川の整備及び維持管理の促進

・国管理の雲出川・雲出古川・波瀬川の計画的な整備計画の進捗及び適切な維持管理を促進します。

・県管理の相川水系（相川・天神川）、安濃川水系（安濃川・美濃屋川）、岩田川水系（岩田川・三泗川）、志登茂川水系（志登茂川・横川）などの二級河川の河川整備の進捗及び適切な維持管理を促進します。

④　準用河川等の維持管理

・準用河川や調整池の施設整備としゅんせつ、除草、修繕など、適切な維持管理を行います。

⑤　雨水排水対策の推進

・総合的な浸水対策事業（市内排水路、下水道雨水幹線、貯留槽の整備）を図るとともに、排水機場等の整備と適切な維持管理など雨水排水対策を進めます。

⑶　治山対策等の推進

①　森林の公益性を重視した治山の推進

・山地災害防止機能など森林の持つ公益的機能を保全し、土砂流出や地すべりの防止、下流域での水害を未然に防ぐ森林の保水力の維持など災害に強い森林づくりを促進します。

②　山地災害危険地区対策の促進

・三重県と共同で危険箇所の把握を行い、市民への周知

	を行います。 ・山地災害危険地区における土砂災害防止のための対策を促進します。 **③　砂防急傾斜地崩壊対策の促進** ・三重県と共同で危険箇所の把握を行い、市民への周知を行います。 ・土砂災害から人命を守るため、三重県に対し砂防・急傾斜地崩壊対策事業を促進します。 **④　土砂災害防止対策の推進** ・土砂災害警戒区域の指定を推進するとともに、指定を受けた区域内において、土砂災害から市民の生命を守るため、災害情報の伝達や素早い避難が可能となるよう、警戒避難体制の整備を進めます。 **→目標別計画　Ｐ７１**
水道管路の耐震化	・東海、東南海・南海地震などに備え、水道施設及び管路の耐震化や被災直後の応急復旧など、災害対策を強化します。 **→目標別計画　Ｐ５３**
橋りょうの長寿命化	・橋りょうの耐震補強、長寿命化を推進します。 **→目標別計画　Ｐ５８**
消防施設・通信指令システムの整備推進	**⑴　消防施設・車両の充実** ・消防庁舎の建て替えや消防車両・消防資機材の高機能化等により、消防力を計画的に強化します。 **⑵　通信指令システムの充実** ・消防救急無線については、移行期限までにデジタル化を実施するとともに、消防指令センターを更新し、消防におけるＩＣＴの高度化を推進します。 **→目標別計画　Ｐ７４**

②　元気な人づくりプログラム

新中央公民館の展開	・新中央公民館では、市民が協働して社会的・地域的課題の解決に取り組み、新たな時代を担える力を育むため、人づ

	くりやまちづくりの拠点となる、特色ある中央公民館事業を創出します。 →目標別計画　Ｐ１１９
ニーズに応える市民活動の支援	・団体等から求められるニーズを把握し、事務機能のサポートなどの運営支援を充実します。 ・団体等のネットワークを構築し、団体相互の情報交換や人のつながりの場を提供していきます。 ・広報紙や市ホームページなどの多様な広報媒体の活用により市民活動団体の情報発信を支援します。 ・津市市民活動センターや市内の公共施設を活用し、団体等の活動環境を充実します。 ・地域の課題解決に向けた団体等の活動を支援します。 →目標別計画　Ｐ１７４

③　若者定住プログラム

津市独自のこども園の設置	・質の高い幼児教育・保育の総合的な提供をめざして、津市独自のこども園を設置します。 →目標別計画　Ｐ１０１、１１０
発達支援センターの設置	・子どもの相談、療育、巡回指導の機能を備えた発達支援センターを設置します。 →目標別計画　Ｐ１０１
教育環境の整備	・老朽化した学校施設を大規模改修したり、プレハブ校舎の解消に向けて校舎を増築するなど、安全で快適な学校環境を整備します。 ・学校施設のトイレを改修し洋式化するなど、快適な学校環境を整備します。 →目標別計画　Ｐ１１４
ワーク・ライフ・バランスの推進	・みえ次世代育成応援ネットワークの活動と連携し、ワーク・ライフ・バランスのとれた子育てをしやすい社会づくりを推進します。 ・仕事と生活の無理のない調和をめざした啓発と、実現しやすい環境の整備を推進します。 ・あらゆる場での男女共同参画を促進するため、女性のチャ

	レンジ支援などを行います。 ・悩みや心配事等に対して、カウンセラーや弁護士等による相談・支援体制を充実します。 →目標別計画　Ｐ１０１、１７８

④　交流による活力創造プログラム

商店街の振興	・商店街事業等については、事業者の自主・自立的な活動を促進できるよう、支援内容を見直します。 ・空き地・空き店舗対策の制度の見直しを含め、効果的な活用を実施します。 ・環境負荷の軽減や高齢者をはじめとした利用者の利便性や快適性に配慮した魅力ある商店街づくりを支援します。 ・商工会議所、まちづくり会社、商業者、地域住民等が相互に連携し、個店及び商店街の魅力や付加価値を高める取組を促進します。 ・歴史・文化的資産等の地域資源を活用しながら、中心部の賑わい創出と商業の活性化に資する事業を支援します。 ・商店街と地元企業、大学等が連携した日常的な誘客を図るための仕組づくりに取り組めるよう支援します。 →目標別計画　Ｐ１４８
河芸道の駅の整備推進	・河芸地域における道の駅については、休憩施設（駐車場、トイレ、道路情報の発信機能）の整備を国に求めるとともに、地域振興施設を整備します。 →目標別計画　Ｐ１５７
人々が行き交う津づくり	⑴　コンベンションの誘致 ・県都として多くの行政機関や事業所が集積し、大学などの高等教育機関、文化施設なども立地する特長を持つことや、産業展示機能を持つスポーツ施設である（仮称）津市産業・スポーツセンターが完成することなどを活かし、多様な分野のコンベンションを積極的に誘致することで、人々が集まる求心力を高め、地域経済の活性化をめざします。

	⑵　イベントを活かした交流の推進 ・津まつりや津花火大会、サマーフェスタインひさいなどの集客効果の高いイベントにおいて、より多くの人が楽しめるよう主催団体と連携して取り組みます。 ・地域に根ざしたまつり等のイベントを支援することで、来訪者と地域の人々との距離が近く、来場者が心温まるような交流を促進します。 ⑶　見どころの魅力向上 ・津の海の景観を保護しつつ、潮干狩りなどのレジャーやレクリエーション施設の活用を進めます。 ・榊原温泉など市内に多く存在する温泉資源を有効活用するため、周辺環境の整備など地域が一体となった観光地づくりを推進します。 ・一身田寺内町や北畠氏城館跡などの古い町並みや史跡、歴史街道などを保全しつつ、歴史的景観を活かした見どころある地域づくりを進めます。 ・本市が運営する観光施設については、利用状況や経営状況等を分析し、適正な施設整備に取り組みます。また、各観光地の駐車場及びトイレなどについては、来訪者の利便性に配慮した整備を計画的に進めます。 ・観光案内所の整備・充実に取り組みます。 ・外国人観光客にも対応した統一的な案内標識や看板の設置など、来訪者に優しい環境づくりを進めます。 →目標別計画　Ｐ１６７

⑤　津らしさ実感プログラム

シティプロモーションの推進	・世界を視野に入れ、インターネットをはじめ、あらゆる情報発信手段を有機的に結び付けることで、さまざまな分野における本市の政策・魅力を効果的に発信します。 ・三重県や近隣市町、企業等との連携により首都圏におけるネットワークを活かしたシティプロモーション活動を展開します。 ・本市のキャラクターなどを活用することにより、話題性のある情報発信を行うとともに、さらにその全国的なネットワークを活用し、幅広く本市の魅力を情報発信します。

	・さまざまな取組を通して、市民自らが本市の魅力を感じ、そのことに誇りを持って津市をアピールできるよう環境づくりを進めます。 ・より幅広い分野における本市の魅力発信を行うため、市民や企業などからの情報収集を強化するとともに、市民や企業等が自ら本市のセールスマンとなる情報発信を推進します。 **→計画を推進するために　Ｐ２２４**
総合支所による地域住民との協働	**⑴　地域課題の解決に向けた機能強化** ・地域の思いや要望等をしっかりと受け止め、地域の立場に立った本庁との連携を図ります。 ・地域の課題解決に向けた総合支所の取組を強化し充実します。 **⑵　地域づくりの推進体制の強化** ・地域課題の解決に向けた総合支所と本庁との緊密・横断的な連携強化を図り、総合力の強化への取組や体制づくりを行います。 ・地域における住民の活動や話題を情報発信するほか、地域住民が主体となる地域課題への取組やイベント等の活動を支援します。 **⑶　総合支所の特性を活かしたワンストップサービスの推進** ・行政機能が凝縮されている総合支所の特性を活かし、関連する部署との連携強化による地域課題の解決に向けた一元的な対応を行います。 **→目標別計画　Ｐ１８５**
即答・即応し実現する市役所づくり	・受け止めた市民の期待や思いを、迅速かつ着実に具体の施策へ反映するため、職員の意識改革を行います。 ・課題等の対応に向けた初動として、すぐに「できるもの」と「できないもの」を整理し、まず市民や地域にその対応の方向性を示すとともに、できることから迅速かつ着実に取り組みます。 ・市民からの要望や地域の課題等への対応状況を常に職員が共有し、課題等をないがしろにすることがないよう、全職員が一丸となって課題解決に向けた取組を進めます。

	・課題等への対応においては、縦割りではなく、関係所管の横の連携により取り組むほか、市民活動団体等の交流や情報交換の充実により構築されたネットワークを活用するなど、さまざまな角度からアプローチします。 →目標別計画　Ｐ１８３

3　地域かがやきプログラム

地域かがやきプログラムは、特色ある地域振興を目的とし、まちづくり戦略プログラム、元気づくりプログラムとの連携を図りながら、基本構想で設定した４つのエリア区分に沿って、地域住民が考える地域のあり方を踏まえるとともに、それぞれのエリアの特性や資源を活かしながら、個性が輝く地域づくりを進めるための施策群です。

エリア図

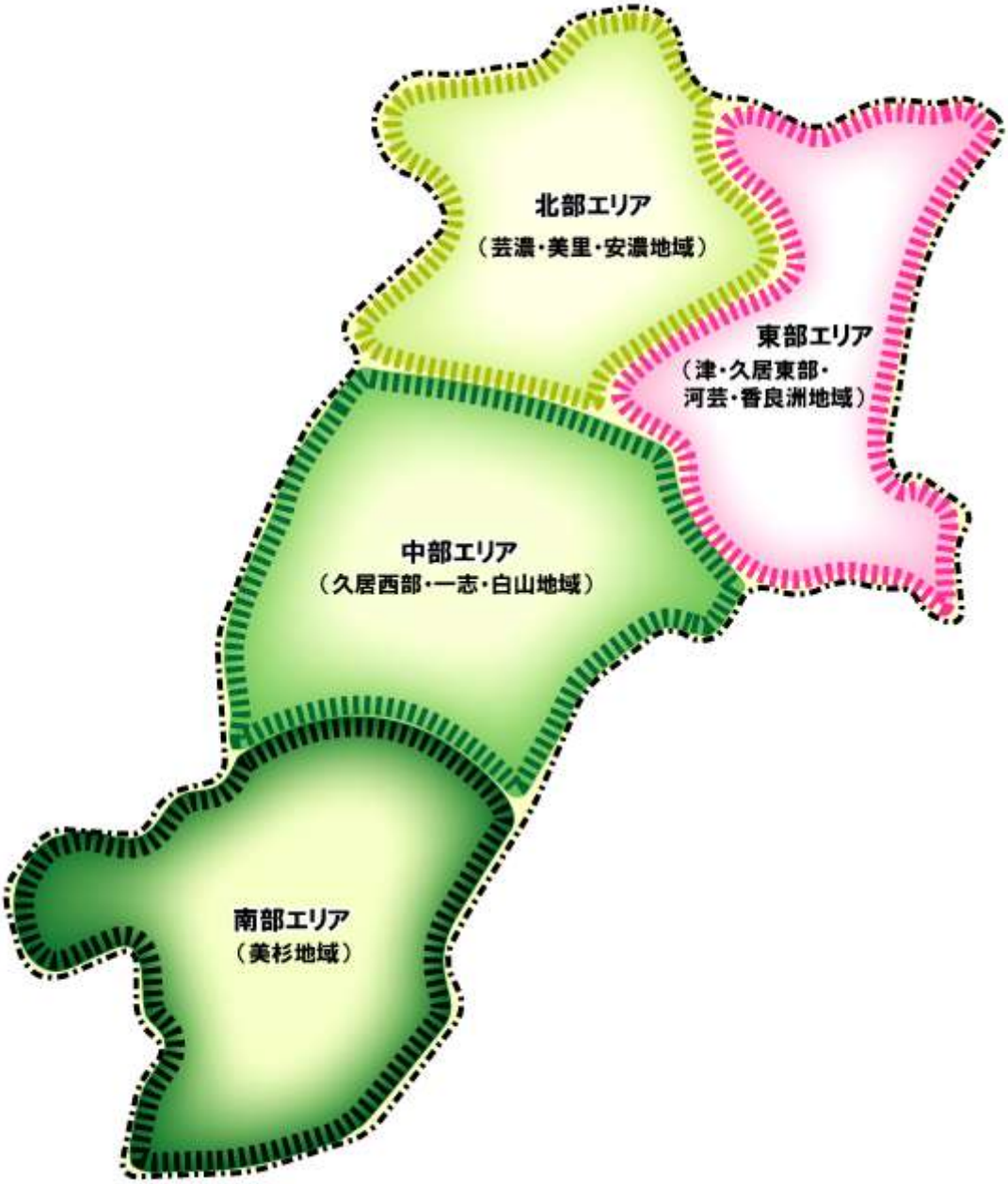

①　東部エリア　～キラリと輝く人づくり・まちづくり～

拠点を活かした地域づくり	⑴　高等教育機関との連携推進によるまちづくり ・三重短期大学地域連携センターの地域貢献活動の推進を図るとともに、大学との交流・連携の促進、三重大学地域戦略センターとの連携によるまちづくり活動など、高等教育機関との連携により地域課題の解決や地域活動の活性化に取り組みます。 ⑵　産業活動の活性化 ・産業活動の拠点地域として、産業振興センターによるものづくり産業の支援や創業支援を図るとともに、三重大学社会連携研究センターとの連携や「創業サポーター　ソケッ津」による起業家支援、人材育成を進め、産業活動の活性化につなげます。 ⑶　市民力の拠点形成 ・地域で活動する多くの市民活動団体が十分に力を発揮できるよう、団体間のネットワークの強化や活動への参画を支援するなど、安定して継続的に活動が行える拠点づくりを推進します。 ⑷　情報の集積と発信 ・本市のイメージ形成に資する特産品や農林水産物などの地域ブランドをホームページなどの情報媒体を積極的に活用し、一体的かつ総合的な情報発信を行います。 ・本市の北の玄関口である国道 23 号中勢バイパス津(河芸)工区に道の駅を整備することで、津の魅力の発信や地域の特産品の販売などを行う地域振興の拠点づくりを進めます。 ・地域を拠点に活動する市民団体等と連携し、市民参加型の情報発信システムを活用し、共に旬の地域情報の発信に取り組むとともに、シティプロモーションを推進します。

⑸　スポーツ・レクリエーション等を通じた生きがいづくり

・整備を進める（仮称）津市産業・スポーツセンターをはじめ、充実を図る河芸町民の森内やサンデルタ香良洲周辺における施設を活かし、市民が気軽に参加できる市民ニーズに応じた各種スポーツ・レクリエーション活動を促進します。

・市民の健全なスポーツ・レクリエーションの推進及び地域の活性化を図るとともに、市民の参加と交流の場づくりを行うことで、レクリエーションを通じた心豊かで生きがいのある暮らしづくりを応援します。

⑹　サンデルタ香良洲の環境整備

・香良洲地域の交流や活動などの拠点として大きな役割を果たすサンデルタ香良洲について、外壁塗装や屋上防水の工事、パターゴルフ場の人工芝の張り替えなどを進めます。

⑺　ユニバーサルデザインのモデル地域づくりの推進

・ユニバーサルデザインの取組が活発である香良洲地域において、サンデルタ香良洲を拠点に、市民との協働のもと、ユニバーサルデザインマップの作成や、小中学校、企業などを対象にした研修講座等を開催します。

・市民及び地域の自主的な活動団体等との連携のもと、ユニバーサルデザイン推進のモデル地区としての取組を進めるとともに、他の地域への取組の浸透及び自主的な活動団体等とのさらなるネットワーク構築を支援します。

⑻　減災のまちづくり

・地震の発生時に、海に面したエリアの津波等による被害を最小に抑えるため、減災をキーワードに、災害弱者でも対応できる対策を講じるなど「災害に備えある地域」の実現に向けた取組を進めます。

⑼　歴史文化の賑わいの創出

・一身田寺内町の環濠や町並みなど歴史的景観をはじめ、地域の文化を感じさせる景観や風情などの発掘・活用など、市民がまちづくりに参加できる体制づくりを進

	めることで、賑わいや訪れる人への思いやり、おもてなしを創出します。
社会を担う人づくり	⑴　多様な人材の育成 ・家庭教育や地域の歴史、観光資源等、各種分野について講座を開催し、多様な人材に参加していただくことで、リーダーを「発掘」し、さらには「育成」することにより、将来的に、地域コミュニティの中心的役割を担う人づくりにつなげます。 ・世代間交流の促進や性別を問わずまちづくりに参加できる機会を創出することで、人と人とのつながりを大切にし、地域に愛着を持って主体的に行動する人材の育成を促進します。 ⑵　多文化共生の地域づくり ・本市の人口の約 2.5%（約 7,000 人）を占める外国人住民が、安心で安定した生活を営むことができるような支援を行うとともに、地域社会との交流を推進します。 ・文化や習慣等の異なる人たちが、互いの違いを認め合い、共に共生できる地域社会を形成していくため、相互交流イベントなどを通じて、国際理解のある地域づくりを進めます。 ⑶　伝統文化の伝承と賑わいの創造 ・古くから各地域に受け継がれ、三重県の無形民俗文化財に指定されている「唐人踊り」や「香良洲町の宮踊り」など長い歴史と伝統に培われた伝統行事を継承する人づくりを進めるとともに、伝統文化による賑わいの空間の創出に取り組みます。
地域連携による交流の推進	⑴　鉄道を活かした交流の推進 ・「鉄道駅が多い」点を活かして、鉄道を使って気軽に地域を散策してもらえるようなルートづくりやＰＲを行うとともに、駅周辺の商店街や歴史文化資源、公共施設機能などの特徴を活かし、多様な市民の参画のもと、話題作りやイベントを開催することにより、回遊性が高く地域が連動した賑わいの創出に取り組みます。 ⑵　海を活かした交流の推進

	・河芸地域から香良洲地域まで連なる市域で唯一の「海」を活かし、地域が連携した海の魅力の向上に取り組みます。 ・潮干狩り、たて干し、地引網など観光漁業を企画推進し、海を起点とした活力の創造に取り組みます。

②　北部エリア　～都市や自然と共存するふれあいの里づくり～

スポーツ・レクリエーション活動等の促進	⑴　スポーツ・レクリエーション拠点の形成 ・安濃中央総合公園及び周辺スポーツ施設において、大規模なスポーツ大会が開催できるよう、効果的な管理・運営を進めます。 ・多目的グラウンドの人工芝化や安濃テニスコートを他種目へ転用することで、周辺の公園施設と共に、広く市民が集まる快適な環境の整備を推進します。 ⑵　エリアに広がるスポーツ・レクリエーションの輪 ・各地域で開催されているスポーツ・レクリエーションイベントを一つの大きな大会として開催することにより、より多くの人が楽しめる機会の創造に取り組みます。 ・地域間の連携や周知の強化によりスポーツ・レクリエーションの活性化と交流の拡大に取り組みます。 ⑶　自然・歴史資源を活かしたスポーツ・レクリエーションの充実 ・錫杖湖周辺の自然や石山観音、長野城跡、伊勢別街道等の歴史資源を活かしたウォーキングやマラソン大会等、イベントの開催を通じてスポーツ・レクリエーション活動を促進します。
地域資源を活かした活力の創造	⑴　地域産品による観光交流の促進 ・地域の新たな特産品やメニューの開発を行い、イベントの開催や地域資源を活用した交流の場を通じて、地域の活性化につなげます。 ・地産地消施設の機能拡充を支援し、各施設間が効果的に連携することにより、地産地消の推進を図るとともに、観光情報の提供を通じて、集客の拡大を促進します。 ⑵　地域の連帯感に根ざした交流の促進 ・伝統文化や風物など地域の特色を活かし、地域が主体となって行うイベントへの支援を通じて、世代間交流及び担い手の育成、人材の連携による地域コミュニテ

	ィの活性化をめざすとともに、事業を広くＰＲし、地域を越えた交流を促進します。
自然と親しむ環境づくり	**⑴　経ヶ峰の自然が育む交流と健康づくり** ・経ヶ峰の豊かな自然や周辺の史跡を活かし、ハイキングや森林浴などを通じて市民の交流と健康増進を図るとともに、森林保全に対する意識の醸成を促進します。 **⑵　美里水源の森を核とした美しい里づくり** ・美里水源の森の水源かん養林等を活かして、子どもたちが自然を体験できる場や環境保全を学べる場として活用し、この水源の森を核として緑と水と文化に包まれた心育む「美しい里」づくりを進めます。 **⑶　森と湖の環境整備** ・落合の郷、ふれあい公園、錫杖ヶ岳、錫杖湖畔キャンプ場などがある錫杖湖周辺が、手軽に自然とふれあえる環境となるよう整備し、活用方法を工夫することにより、さらなる魅力を向上します。 ・自然体験の魅力を広くＰＲし、集客を拡大することで地域の活性化を促進します。

③　中部エリア　～“みのり”と“ぬくもり”の郷(さと)づくり～

温泉リフレッシュゾーンの魅力アップ	⑴　**温泉利用客への魅力アップ** ・榊原温泉、猪の倉温泉、とことめの里一志などのエリア内の温泉資源を有効に活用し、周囲の景観や物産、健康づくり等と組み合わせたイベントの企画や情報発信を通じ、温泉利用客の拡大に取り組みます。 ⑵　**温泉×ウォーキングの推進** ・温泉施設とつながるウォーキングコースを設定し、歴史・文化資源を活かしたウォーキングイベントや幅広い年齢層が気軽に参加できるマラソン大会の開催と組み合わせることで、温泉施設を含めた地域の活性化に取り組みます。
食のブランド化	⑴　**地産地消の推進** ・地元農産物や特産品の生産者グループの体制を強化し、新鮮で安心な農産物の販売や加工品を充実させることにより、直売所の魅力を向上させ、地域産業及び交流の活性化を促進します。 ・農産物の直売を通じ生産者と消費者がふれあうことにより、生産者と消費者の信頼関係を構築するとともに、生産者の意欲の向上につなげます。 ⑵　**特産品づくりの推進** ・大学や高校など、多様な団体と生産者とが連携し、生産物のブランド化や特産品の開発ができる取組を推進します。 ・農業体験による観光や、地域産物の６次産業化など、農業を通じて地域が一体となった地域おこしを促進します。
地域力の再興	⑴　**地域のふれあいと活動の促進** ・子どもから高齢者まで世代を超えた地域住民の交流の場づくりを進めます。 ・地域で連携して課題に取り組む活動を支援することにより、総合的な地域力の向上をめざします。

	⑵　美しい河川環境づくり ・地域を貫く雲出川の桜並木などの景勝や歴史的資源を保存する活動を通じて、美しい環境を保つとともに、地域力を再構築し、豊かな郷づくりをめざします。 ⑶　一志体育館西側市有地の利活用 ・一志体育館の西側にある市有地については、公共施設整備予定地として土地利用を図ります。

④　南部エリア　～健康で暮らせる自然と歴史の地域づくり～

健康で元気な人づくり	⑴　多様な主体と連携した集落機能の再生 ・高齢者の豊かな経験や知識を活用するとともに、地域団体、ＮＰＯ等とも連携しながら、地域コミュニティやその活動のあり方などを検討し、人と人とのつながりを大切にした心豊かな地域コミュニティの形成をめざします。 ⑵　暮らしの安全・安心づくり ・整備を進める（仮称）津市美杉総合文化センターを活かし、行政、防災、コミュニティ、保健、文化等の一体的な機能強化を図ります。 ・地域住民の健康づくり支援や高齢過疎地域における医療体制の確立をめざします。 ・地域の実情に合った利用しやすい公共交通システムの整備に向けた取組を進めます。
自然の恵みの価値創造	⑴　森林を活かしたヘルスツーリズムの推進 ・豊かな森林の恵みを活かした森林セラピーロードの整備や利用促進のためのＰＲ活動を行うなど、観光商品としての価値を高めることにより、ヘルスツーリズムを推進し、観光交流の拡大に取り組みます。 ⑵　自然を活用した産業の活性化 ・新食材や地域特産品のＰＲを推進するとともに、森林・河川・農地の環境保全と組み合わせた自然体験によるエコツーリズムの推進など、新たな産業の創出に取り組みます。 ⑶　豊かな自然環境の中での居住 ・田舎暮らしを応援する各種制度の利用を促進するとともに、空き家情報バンクへの登録者を増やす工夫を行うなど、さらなる定住・二地域居住に向けた取組を推進します。

歴史と文化の拠点の整備	**⑴　歴史と文化の拠点整備** ・調査、研究の進む多気北畠氏城館跡を中心として、ふるさと資料館、道の駅周辺等との歴史、文化のネットワークづくりとともに、地域の伝統文化を活かしたイベントを開催するなど、歴史・文化が息づく地域づくりを進めます。 **⑵　住民との連携による歴史・文化の保全と活用** ・「歴史の道百選」にも選ばれた伊勢本街道の家並みの保全・活用や有形・無形文化財の保護と史跡の管理、歴史・文化の伝承活動などを進めます。 ・住民と共に磨いてきた伊勢本街道の魅力を活かし、地域における観光資源としてのブランドの確立をめざします。

第４章　財政の見通し（平成 25 年度～平成 29 年度）

第１項　財政の見通しの基本的な考え方

政策と財政との連動を図り、計画の実効性を担保しつつ、持続可能な安定した財政運営を確保するという観点から、長期的な見通しのもと、平成 25 年度から平成 29 年度までの財政見通しについてお示しします。

第２項　財政の見通しの前提条件

後期基本計画（計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度）における財政の見通しは、普通会計（一般会計・土地区画整理事業特別会計・住宅新築資金等貸付事業特別会計）を対象に、現行の地方財政制度を基本に試算したものです。

財政の見通しは、今後の社会経済情勢の変化やまちづくりの進捗状況を点検しつつ、健全な財政運営に取り組むため、平成 23 年度決算を基準に、計画フレームのすう勢値を基に試算しました。

１　歳入の見通し

・市民税や固定資産税等に影響を与える本市の人口見通しについては、平成 29 年度のすう勢値を 28 万１千人と想定します。

・国県支出金、各種交付金などの依存財源については、国の厳しい財政状況を考慮し、原則現状維持で推移することを見込みますが、消費税率の引き上げや社会保障関係経費の増の影響などの特殊要因について加味します。

・地方交付税については、地方財政計画等を踏まえて試算し、合併算定替えによる特例制度の期限終了に伴う減額、また合併特例債の借入の影響などについても反映しています。

２　歳出の見通し

・義務的経費を含む経常的経費については、職員数 2,500 人の達成後の人件費、物件費などは、引き続き行財政改革の取組を進め増加を抑えた現状維持とし、健全財政の維持とまちづくりへの投資を両立する観点から、平成 23 年度決算の経常収支比率 90.8%の抑制、改善をめざしていくものとします。（経常収支比率：経常的な歳出に充当された一般財源を経常的な歳入一般財源で除したもので、この比率が高いほど財政構造に弾力性がなく硬直化した状況となります。）

・普通建設事業費については、歳入総額から経常的経費を差し引いた額としますが、合併特例債の使い方によっても大きく変化するため、実質公債費比率 18%以内を目標とします。（実質公債費比率：平成 18 年度から地方債協議制度の実施に伴い設けられた比率で、起債制限比率が普通会計の元利償還金等を対象としていたことに対

し、実質公債費比率は、公営企業会計へ支払う元利償還金に対する繰出金、ＰＦＩ等の公債費類似経費を追加して算出した比率で、この比率が18%を超えると地方債協議制から許可が必要な団体に移行します。）

・また、平成 25 年度から平成 29 年度までの特例債対象事業費については、すでに計画されている新最終処分場・リサイクルセンター建設事業、屋内総合スポーツ施設整備事業、新斎場建設事業をはじめとした合併特例債事業を踏まえるとともに、今後、新たに計画される事業については実施時期等が不確定なため、一定額を加味し、総合計画後期基本計画期間中の上限を 380 億円程度とし、前期基本計画期間中の事業費と合せ、約 500 億円と設定します。

第３項　財政見通しの試算

・後期基本計画の５年間の歳入・歳出総額は、約 5,200 億円と見込みます。うち、普通建設事業費は、５年間で約 710 億円と見込みます。

歳入・歳出総額（累計額）	約 5,200 億円

歳入	市　　税	約 1,890 億円
	地方交付税	約 1,080 億円
	国県支出金	約 980 億円
	地　方　債	約 640 億円
	そ　の　他	約 610 億円
	合　　計	約 5,200 億円

歳出	義務的経費	約 2,670 億円
	うち人件費	約 1,020 億円
	扶助費	約 1,110 億円
	公債費	約 540 億円
	経常的経費	約 1,820 億円
	うち物件費・補助費・維持補修費	約 1,080 億円
	繰出金	約 700 億円
	その他	約 40 億円
	普通建設事業費	約 710 億円
	合　　計	約 5,200 億円

・普通交付税合併算定替終了（平成 32 年度）後においても、地方交付税措置の厚い起債の償還に係る増額により、公債費に充当する地方交付税の割合が増え、財政運営に大きな影響を与えることはないと推測します。

・合併特例債適用期間終了後においても、普通建設事業費の規模を年間 80 億円程度堅持すれば、持続可能な財政運営が図れるものと推測しています。

第５章　計画を推進するために

第１項　行財政改革の推進による健全財政の確保

１　簡素で効率的な事務事業の推進

⑴　効率的・効果的な事務事業の実施

・正確でスピード感を持った効率的な事務の執行を図るため、組織機構や意思決定の方法等を見直します。

・市民ニーズや行政の関与のあり方などを踏まえた事業の見直しなど、効率的・効果的な事務事業の実施体制を確立します。

・業務量や事務の流れの把握・分析等を進め、組織単位で保有している業務ノウハウを組織全体で共有するなど、業務・システムの「見える化」を進めます。

⑵　行政の公正の確保と透明性の高い行政

・多様な広報媒体等の活用により、行政活動等に関する情報を積極的かつ分かりやすく提供します。

・適正な行政運営を図るため、業務・システムの「見える化」を進めるなかで、内部のチェック体制を強化します。

⑶　公共施設のコスト縮減

・公共施設の維持管理コストの縮減等、効率的な管理運営を図るため、施設のデータベース化を行います。

・施設の統廃合を含めた公共施設の再編や長寿命化に向け、計画的・段階的な見直しを行います。

２　民間活力の活用

⑴　民間活力の導入

・職員数 2,500 人体制のもとで、拡大・多様化する行政ニーズに対応するために、外部委託、公設民営、完全民営化、ＰＦＩ方式の導入など、さまざまな方法で民間活力を導入します。

⑵　外郭団体の見直し

・第三セクター等の外郭団体について、各団体等の経営状況を的確に把握し、本市の関与のあり方等を見直します。

３　定員管理の適正化

⑴　職員数 2,500 人体制

・事務事業及び組織の見直しをはじめ、民間の活用、多様な任用制度の活用等による社会経済情勢や行政需要の変化に対応した定員管理に取り組みます。

⑵　人材育成

・市民の立場に立って、市民の声をよく聞き、自ら考え行動する市民に信頼される職員を育成するための職員研修を充実します。

・職員の能力、行動及び実績に基づく評価等を通じて、人材育成による組織力の向上を図るとともに、各々の職務等に応じて、人事管理に適切に反映し得るよう人材評価制度を充実します。

４　健全な財政運営

⑴　計画を通じた財政の健全化

・合併特例債や国県補助など有利な財源の活用を踏まえた財政計画を策定し、計画を通じた財政の健全化に取り組みます。

⑵　公共事業のコスト縮減

・「津市公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」に基づき、事業コスト、ライフサイクルコスト、社会的コストの低減を図る取組を推進します。

第２項　行政経営システムの構築

１　組織風土の改革

⑴　所属長のマネジメント機能の強化

・経営感覚とスピード感のある行政運営を実現するためにマネジメント機能を強化します。

・組織全体でビジョンや価値観を共有し、質の高い組織運営を確立します。

⑵　管理職のマネジメント能力の強化

・管理職を対象とした組織経営セミナーやオフサイトミーティングの開催など、管理職のマネジメント力を養成します。

・各部門が限られた経営資源を活用しながら、各部門の権限と責任のもとにスピード感のある事業を展開する自立型の事業部門を確立します。

⑶　組織風土改革の浸透

・組織風土改革モデル部門の設定などにより、職員の内発的な動機による職場改善の取組を推進します。

⑷　コンプライアンス推進体制の強化

・業務の「見える化」等に取り組むなかで、通常の業務の中にあるリスクの事前把握を行うなど、コンプライアンス推進体制の強化を図り、全職員がそれぞれの役割と責任を果たしていくよう意識改革を推進します。

２　市民と行政のパートナーシップの確立

・行政の政策検討や計画立案における市民参画の機会を拡大し、市民が主体とな

って地域の課題解決に取り組む機運を醸成します。

３　行政評価の実施

・政策評価、事務事業評価、業績評価からなる行政評価システムを継続的に実施します。
・評価結果の施策との連携や予算への反映など、行政評価結果の具体的な活用を推進するために、職員の意識改革と制度の運用方法の改善を推進します。

４　地方分権の推進

⑴　権限移譲

・自立した都市として一層の行政サービス機能の向上を図るために、国・県からの権限移譲に対し的確に対応します。

⑵　都市間連携

・地方分権の進展に合わせて三重県との効率的・効果的な役割分担を図るとともに、自立した特色のある圏域を形成するために、周辺都市との連携を強化します。

第３項　電子自治体の推進

１　ＩＣＴによる行政サービスの利便性の向上

・各種窓口サービスのオンライン届出・手続きができる施設予約・電子申請システムの運用・拡充により、利便性の高い行政サービスを提供します。
・市ホームページの情報内容を充実するほか、フェイスブック等のソーシャルネットワークサービスを活用するなど、新たな情報ツールや通信技術に対応します。

２　情報システムの活用による事務の効率化

・情報システムの効率的かつ効果的な運用を進めるために、国の自治体クラウドの動向などを注視しながら、強固なセキュリティと高い実用性を兼ね備えた情報システムの機能向上を図ります。

第４項　シティプロモーションの展開

・世界を視野に入れ、インターネットをはじめ、あらゆる情報発信手段を有機的に結び付けることで、さまざまな分野における本市の政策・魅力を効果的に発信します。
・三重県や近隣市町、企業等との連携により首都圏におけるネットワークを活かしたシティプロモーション活動を展開します。
・本市のキャラクターなどを活用することにより、話題性のある情報発信を行うとともに、さらにその全国的なネットワークを活用し、幅広く本市の魅力を情

報発信します。

・さまざまな取組を通して、市民自らが本市の魅力を感じ、そのことに誇りを持って津市をアピールできるよう環境づくりを進めます。

・より幅広い分野における本市の魅力発信を行うため、市民や企業などからの情報収集を強化するとともに、市民や企業などが自ら本市のセールスマンとなる情報発信を推進します。

第５項　望まれる基礎自治体をめざして

今後も本市が持続し、発展し続けるためには、市民がこうありたい、こうあってほしいと期待する将来像の実現に向けて、行政が市民に寄り添い、市民の期待に誠意をもって応え、市民にとって信頼に値する基礎自治体となることが求められています。

そのためにも、職員一人ひとりが自らの能力向上を図ることはもとより、市民のために行政は何ができるのかを常に考え、できない理由を探すのではなく、できることから取り組む積極的な姿勢が必要です。

これまでも地域の課題解決に向け、総合支所は「地域の代弁者」として地域の立場に立った身近な存在になることとしてきましたが、こうした姿勢を総合支所だけでなく、全職員が意識し市民との対話を重ね、同じ方向を向きながら、市民の願いや期待を迅速かつ確実に形にしていく力強い市政運営を行うことで、行政と市民との真の連携が築かれ、初めて市民に寄り添った、市民に頼りにされる自治体が実現できると考えます。

そして、市民のための行政としての責務を果たし、理想とするすがたに向けた努力を一つ一つ積み重ねていくことが、市民が持つ高い誇りと自治意識に見合った自治機能を持つ基礎自治体の創造につながるものであり、この厳しい時代を生き抜くための行政経営の土台となるものです。

市民のための行政として、この土台づくりを第一に掲げ、これまでの安易な前例踏襲や組織風土に捉われることなく、市民との対話と連携を重ねながら、「風格ある県都・津市」の創造に向け、高い自治意識を持つ市民が望む基礎自治体をめざしていきます。